

別添様式例第5号（5）

電動車椅子処方箋

氏 名				生年 月 日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日 () 歳	性別	男・女		
住 所						TEL				
医学的 所 見	疾患名				身 体 長 重	cm / kg	職 業 (具体的に)			
	障害名				移 乗 能 力	自立・半介助・介助				
主な使用 場 所	屋 内 屋 外 屋 内 外				速 度	1. 4.5 km/h 2. 6.0 km/h 3. その他 ()				
名 称	1. 普通型 5. 簡易型 (切り替え式・アシスト式) (車いす部分 : オーダーメイド・レディメイド)				バ ッ テ リ ー	1. 内 蔵 式 通常・シールド		充 電 器	内 臓 外 部	
	2. リクライニング式 6. 電動ティルト式 3. 電動リクライニング式 7. 電動リクライニング・ティルト式 4. 電動リフト式 8. その他 ()					2. 外 付 け 式 (取り外し型) マイコン内臓型ニッケル電池 マイコン内蔵型ニッケル水素電池				
ジ ョ イ 制 ス テ イ 御 ツ ク	操 作 源	1. 上肢 (右 左) 2. 下肢 (右 左) 3. 頭頸部 (チンマウス 額)				シ ー ト	1. 標 準 2. ソリッド式 (座板) a) 着脱式 b) 折りたたみ式 3. 張り調整 4. 座奥行き調整			
	制 御 ボ ツ ク ス	4. 音声 5. その他 ()								
バ ッ ク サ ポ ー ト (背もたれ)	1. 固定式 2. 延長バックサポート 3. 張り調整式 4. 高さ調整式 5. 背折れ機構 6. 背座間角度調整 8. 枕 (オーダー・レディ)		ア ー ム サ ポ ー ト (肘あて)	1. 固定式 2. デスク型 3. 高さ角度調整式 4. 高さ調整式 5. 跳ね上げ式 6. 着脱式 7. 幅広 (左・右・両) 8. 延長 (左・右・両)	レ ン グ サ ポ ー ト	1. 固定式 2. 着脱式 3. 挙上式 4. 開閉挙上式 5. 開閉・着脱式 6. 伸縮式 1. 両側兼用 2. 片側独立	フ ツ ト サ ポ ー ト	1. 調整なし 2. 前後調整 (片・両) 3. 角度調整 (片・両) 4. 左右調整 (片・両) 5. 開閉・着脱式 材質 1. 軽合金 2. プラスチック 3. ベルト 睡 止 め 右 左 両	ブ レ ー キ	1. レバー式 a) 平板 b) 丸棒 2. トグル式 3. その他 () 1. 固定式 2. 継ぎ手式 3. 片手操作 延長 (右・左) : cm
	フ レ ー ム	材質 : 鉄・ステンレス・軽合金 その他 () 特記事項 ()	駆 動 輪	1. 径 : 18・20・22・24インチ その他 () 2. 材質 : 鉄・ステンレス・軽合金 その他 () 3. タイヤ : 空気入り・ノーパンク	キ ャ ス タ ー ※ 簡易型の場合	1. 径 : 5・6 7・8 インチ 2. 形状 : ソリッド PU・ソフトフォーム 屋外用 (エアース)	ハ ン ド リ ム	1. 材質 : 鉄・ステンレス・軽合金・その他 () 2. 標準形状 3. ノブ付き : 4・6・8・10インチ、水平・垂直・握り 4. 滑り止め : ゴム・皮革・ビニールコーティング その他 () 5. その他 : ()		
付 属 品 (オ プ シ ョ ン)	1. テーブル □ 上肢の筋力低下により一般のテーブルでは食事をとることが難しい者 □ 日常生活や職業上必要とする者 2. シートベルト □ 腰ベルト □ 胸ベルト □ 股ベルト □ その他 () 3. クッション □ クッション () cm □ 単一空気量調整 □ 背クッション □ クッションカバー □ ポリエステル・ウレタン多層構造・立体編物構造 □ ケル・ウレタン多層構造 □ 特殊な空気室構造 □ 特殊形状クッション (骨盤・大腿骨部サポート) □ クッション滑り止め □ フローテーションパッド ※ クッション選択に関する特記事項 () 5. キャリバーブレーキ 13. サイドガード 21. 栄養バック取り付け用ガードル架 29. 成長対応型部品 6. フットブレーキ 14. 転倒防止装置 (先ゴム・キャスター) 22. 痰吸引器搭載台 その他 7. 電動又は電磁式ブレーキ 15. 屋外用キャスター 23. 幅止め 8. 泥よけ (右・左・両) 16. ステッキホルダー (1本・2本) 24. ガスダンパー 9. スプークカバー (右・左・両) 17. 点滴ポール 25. 前輪パワーステアリング 10. 車軸位置調整 18. 酸素ボンベ固定装置 26. 高さ調節式手押しハンドル 11. クライマーセント (段差乗り越え補助装置) 19. 人工呼吸器搭載台 27. 車載時固定用フック 12. フロントサブホイール (溝・脱輪予防装置) 20. 携帯用会話補助装置搭載台 28. 日よけ (雨よけ)									
	特記事項、使用者の希望事項など記述すること									
処 方	年 月 日			適 合 定	年 月 日					

別添様式例第6号

補装具費支給意見書

氏名	年 月 日生 (歳)
障害名及び原因となった疾病・外傷名 ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定める特殊の疾病（難病等）に該当（ ☐ する・ ☐ しない）	
障害・疾患等の状況（注：下記補装具を必要と認める理由が明確となるよう記載する。難病患者等については、身体症状等の変動状況や日内変動等についても記載する。）	
必要と認める補装具	補装具の種目、名称
	処 方
	使用効果見込み
上記のとおり意見する 年 月 日 病院又は診療所名 所 在 地 診療担当科名 作成医師氏名 	

別添様式例第 7 号

補装具費支給決定通知書

年 月 日					
(申請者) 様					
市町村長					
標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。					
対象者	住 所				
	フリガナ氏 名				
	生年月日	年 月 日	性別		電話
支給番号			支給決定日		年 月 日
決定内容					
補装具業者	名 称				
	所在地				
	電 話				
基準額		見積額	利用者負担額		公費負担額
円		円	円		円
月額負担上限額					
円					
教示事項					

別添様式例第8号

補装具費支給券

支 給 番 号				支給決定日		年 月 日	
氏 名				生年月日		年 月 日	
住 所							
保 護 者 氏 名						続柄	
補 装 具 の 名 称				修理部位			
処 方							
補装具 業 者	名 称						
	所在地						
	電 話						
基準額		見積額		利用者負担額		公費負担額	
円		円		円		円	
月額負担上限額							
円		円					
上記のとおり決定する。 平成 年 月 日 市町村長							
判定検査	判 定 日 年 月 日	平成 年 月 日		判定員 職 氏 名	Ⓔ		
受 領	受 領 日 年 月 日	平成 年 月 日		受領者 氏 名	Ⓔ	本人と の 関 係	

別添様式例第9号

却下決定通知書

文 書 番 号

平成 年 月 日

〒 -

〇市（町・村）

〇〇 〇〇 様

〇〇市（町村）長 印

年 月 日に申請された補装具費の支給申請及び利用者負担額減額・免除等申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市町村長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、〇〇市町村長を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別添様式例第10号

補装具費支給申請決定簿

申請 受付 月日	ケ ー ス 番 号	氏 名	居住地	手帳 番号	購入・ 修理 の 別	判定依頼 年月日 判定書受付 年月日	支給 決定 月日	支給 番号	補装具の 名称及び 修理部位	補装具 業者名	基準額	利用者 負担額	世帯 区分	適合 判定 月日	引渡 月日	補装 具費 支払 月日	支払 金額

別添様式1

判定書（自立支援医療（更生医療）・補装具）

第 号
年 月 日

殿

身体障害者更生相談所長 印

平成 年 月 日付けの依頼については、下記のとおり判定する。

記

氏 名				男女	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生（ 歳）
居 住 地	県	区 市 郡	町 村	丁 目 番 号 方		
判定年月日	平成 年 月 日					
障 害 名					程度	級
総 合 判 定						

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

医 学 的 判 定	障 害 状 況		
	意		
	見		
自 立 支 援 医 療 (更 生 医 療)	1 具体的内容		
	2 治療効果見込み		
	3 術後の等級 () 級)		
	4 医療費概算額	円	
補 装 具	1 名称又は修理項目	4 処方 (図 示)	
	2 使用効果見込		
	3 概算額		

参考 7

「義肢、装具及び座位保持装置等に係わる事務取扱要領」の制定について
(H18.3.29 障地発第 0929002 号)

障企自発第 0 3 3 1 第 3 号

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室長

（ 公 印 省 略 ）

「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」の一部改正について

標記要領については、平成 1 8 年 9 月 2 9 日障地発第 0929002 号『「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」の制定等について』の別紙により定めているところであるが、今般、同要領を別添のとおり改正することとしたので、その旨御了知の上、貴管内市区町村及び身体障害者更生相談所等の関係機関へ周知願いたい。

（改正の概要）

○ 平成 2 6 年 4 月 1 日からの消費税率の改定に伴う所要の改正を行う。

改正後全文

障地発第 0929002 号
平成 18 年 3 月 29 日
障企自発第 0331001 号
平成 21 年 3 月 31 日
障企自発 0331 第 1 号
平成 22 年 3 月 31 日
障企自発 0330 第 1 号
平成 24 年 3 月 30 日
障企自発 0329 第 1 号
平成 25 年 3 月 29 日
最終改正障企自発 0331 第 3 号
平成 26 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長

「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」の制定等について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 76 条に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の算定等に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）に規定する義肢、装具及び座位保持装置等に係る取扱要領を別紙のとおり定め、なお一層の円滑かつ適切な実施に資することとしたので、御了知のうえ、貴管内市町村及び関係機関等へ周知方御配意願いたい。

なお、本取扱要領は地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づく「技術的助言」として位置づけられるものであることにご留意願いたい。

おって、これに伴い、平成 14 年 2 月 1 日障企発第 0201001 号『「義肢、装具及び座位保持装置給付事務取扱要領」の制定について』は廃止する。

(別紙)

義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領

障害者自立支援法第5条第23項及び第76条第2項に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）中の別表の1の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の車椅子、電動車椅子及び歩行器に係る部分並びに2の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の車椅子及び電動車椅子については、それぞれ以下の第1の1、2、3、4、第3及び第5並びに第2の1、2、3、4及び第4により取り扱われることとされたい。

なお、完成用部品は義肢、装具等の構成品であって、消費税が非課税となる身体障害者用物品ではないため、製作又は修理作業を伴わず完成用部品のみを交付の購入に係る補装具費を支給するものについては、告示により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額とする。以下「基準額」という。）の内訳に消費税相当額を含むこととなること。

また、告示第5項の規定により100分の95を乗ずることとするものは、以下の各「価格構成」中「基本価格」及び「製作要素価格」に係るものとし、同中「完成用部品価格」に係るものについては要しないこと。

第1 購入に要する費用の額の算定等に関する取扱い

1 殻構造義肢

(1) 製作工程

殻構造義肢は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素 材 費：義肢材料リストによる素材購入費

素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）

小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費

（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）

材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費
(給与、賞与、退職手当、法定福利費等)

作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の
作業時間相当人件費

製造間接費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等

管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

また、殻構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

殻構造義肢の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基本価格：採型使用材料費及び殻構造義肢の名称、型式別に設けられている基本
本工作に要する加工費の計

製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を殻構造義肢の形態に適合するように行
う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計

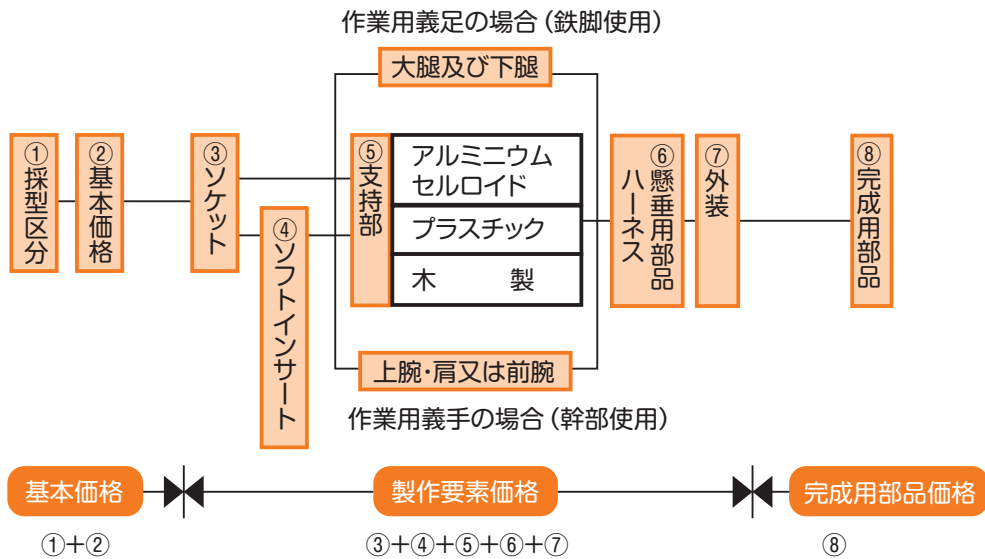
完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、殻構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 104.8 に相当する額を上限とすること。(図－1 参照)

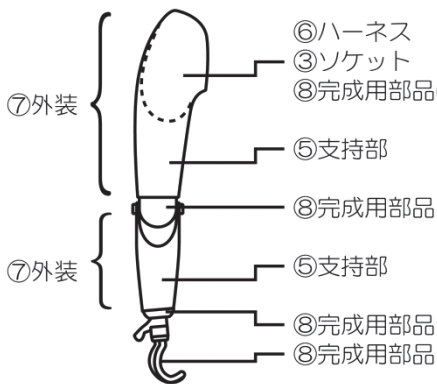
なお、義肢は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100 分の 104.8 に相当」の趣旨は、殻構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

殻構造義肢の構成は価格体系に基づき行われること。(図－2、3 参照)

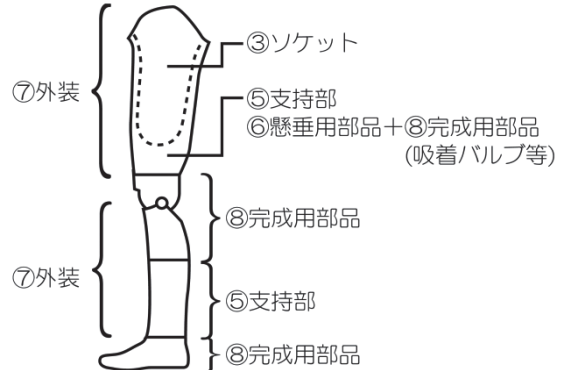
図－1 殻構造義肢の価格体系



図－2 殻構造上腕義手の構成例



図－3 殻構造大腿義足の構成例



(3) 基本価格

a 義手

(a) 義手の基本価格は、「イの採型区分」（図－4 参照）に基づきそれぞれ製作する義手の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。

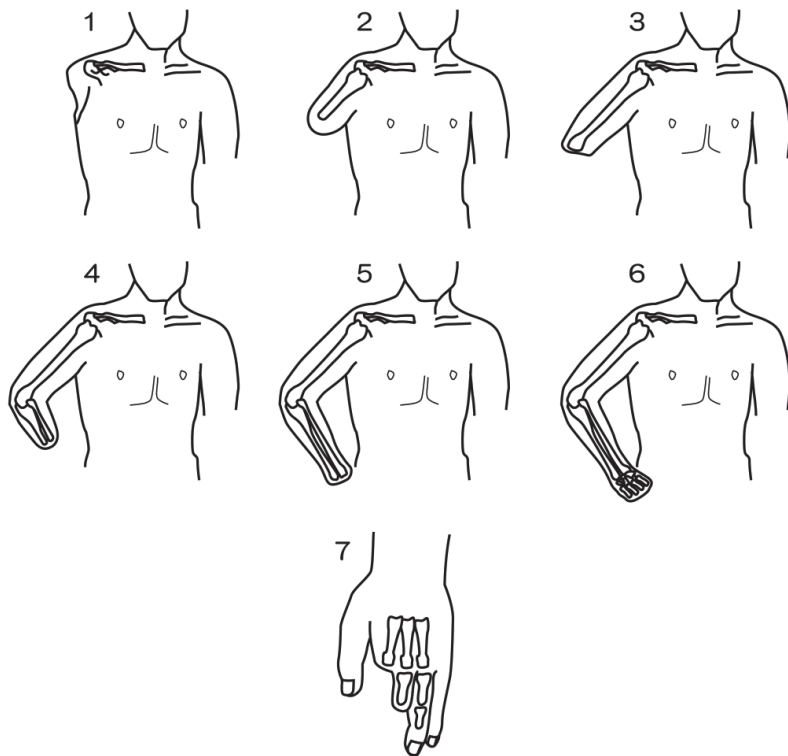
(b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

A－1 肩 義 手	A－2 上腕義手	A－3 肘 義 手
A－4 前腕義手	A－5 手 義 手	A－6 手部義手
A－7 手指義手		

(c) 採型区分の「A－7」は、手指5本以内の切断を対象とし、多指切断であっても基本価格は一単位で取り扱うこと。

- (d) 顎上支持式とは、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプのように上腕骨顆部を包み込み、懸垂装置をソケット自体が持つものであること。
- (e) スプリット式とは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支持部がセパレーツになっており、倍動式継手又は断端操作式能動継手を持つものであること。
- (f) 義手の型式は、身体状況や日常生活の様々な場面に応じて選択されるものであり、支持部や完成用部品の肘継手、手先具の型式にかかわらず取り扱うこと。

図－４ 義手の採型区分

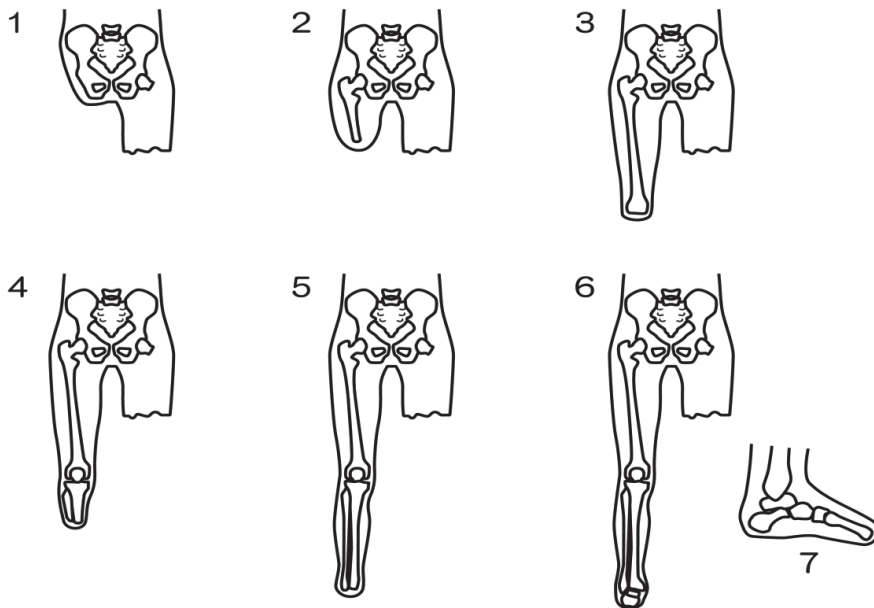


b 義足

- (a) 義足の基本価格は、「イの採型区分」（図－５参照）に基づきそれぞれ製作する義足の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
- | | | | | | |
|-----|------------|-----|-----------------|-----|-----|
| B－１ | 股義足 | B－２ | 大腿義足 | B－３ | 膝義足 |
| B－４ | 下腿義足 | B－５ | 下腿義足（サイム義足）、果義足 | | |
| B－６ | 果義足、足根中足義足 | B－７ | 足指義足 | | |

- (c) 採型区分の「B-7」は、足指5本以内の切断を対象とし、多指切断であっても基本価格は一単位で取り扱うこと。
- (d) 義足の型式は、ソケットの機能型を表したものであるため、常用と作業用とは、足部の違いにより区分するものであること。
- (e) キップシャフト（短断端切断用）は、大腿短断端用で断端に屈曲拘縮がみられ、やむを得ず断端末近くに継手装置を取り付けた座位姿勢ができるような構造のものであること。
- (f) I R Cソケット（いわゆる坐骨収納型ソケット）は、坐骨結節から恥骨枝の一部（骨盤の一部分）と大転子（大腿骨）をソケット内に納め、大腿骨を内転位に保持することにより、歩行中における義足側の体重負荷に対する安定性を高められるよう設計されたものであること。
- (g) 大腿支柱付きは、断端に対する負荷を軽減する目的で使用されるものであること。
- (h) T S Bソケットについては、その概念がソケット適合の一要素であるため、下腿義足の型式の範囲内で取り扱うこと。
- (i) 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコン又は完成用部品のライナーを用いた場合は、ライナー式により取り扱うこと。

図-5 義足の採型区分



(4) 製作要素価格

a ソケット

- (a) ソケットの価格は、「イの採型区分」に基づきソケットの使用材料ごとに「(ア) のソケット」から選択すること。
- (b) 二重式ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、二重式ソケットの価格は、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。
- (c) 熱硬化性樹脂とは、F・R・P（繊維強化プラスチック）のことで、ラミネートされたものであること。
- (d) 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱形成されたものであること。

b ソフトインサート

- (a) ソフトインサートの価格は、ソケットの採型区分に基づきソフトインサートの使用材料ごとに「(イ) のソフトインサート」から選択すること。
- (b) 軟性発泡樹脂とは、P Eライト及びスポンジ等であること。
- (c) ソフトインサートとは、骨突起部、断端末等の除圧のために部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。
- (d) 義手用及び義足用のソフトインサートの使用は、断端の表面の状況によりソケットのみでは不適合を生じる場合に限ること。
- (e) シリコーンとは、F・R・P 同様にラミネートされたものであり、完成用部品のライナーを加えられないこと。

c 支持部

- (a) 装飾用又は能動式義手及び常用義足の場合
 - i 支持部の価格は、各部位の組立て、切削等の加工費であり、それぞれ使用材料ごとに「(ウ) の支持部」を加えること。
 - ii 支持部は、基本的には次のような方式により加算すること。

名 称	加 算 部 位
肩 義 手	肩部・上腕部・前腕部
上 腕 義 手	上腕部・前腕部
前 腕 義 手	前腕部
股 義 足	股部・大腿部・下腿部
大 腿 義 足	大腿部・下腿部
下 腿 義 足	下腿部

iii サイム義足の場合に限り、ソケット自体が支持部となることから下腿支持部を加えること。

iv 支持部の加算方法

(i) 図-6及び図-7のような斜線の部分をもつソケットの場合は、斜線部分の大小にかかわらず支持部を加えること。

(ii) 支持部の価格は、使用材料ごとに「(ウ)の支持部」を加えること。

(iii) 支持部に熱可塑性樹脂を使用する場合は、セルロイドに準じて加算すること。

(iv) オープンエンド型ソケットは、使用材料ごとに支持部の価格を加算すること。

(v) 外装の価格は、使用材料ごとに「(オ)の外装」を加えること。

(vi) 熱可塑性樹脂で成型された支持部そのものが外装となる場合は、外装のプラスチックを加算することができないこと。

(vii) 図-8のような斜線の部分がないソケットの場合は、支持部を加えられないこと。ただし、外装を行う場合は、使用材料ごとに「(オ)の外装」を加えること。

図-6 支持部を加算できるソケット

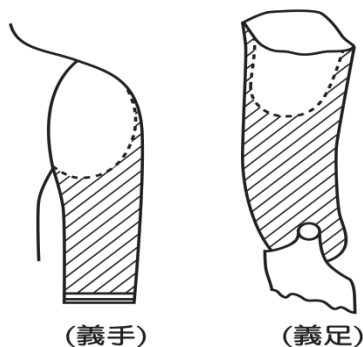


図-7 支持部を加算できるソケット

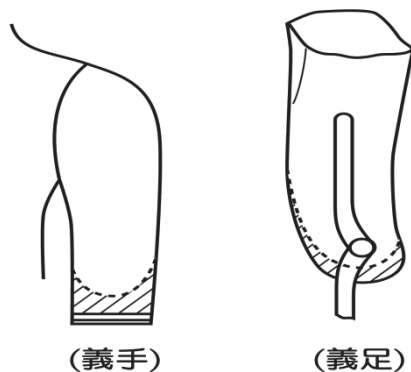
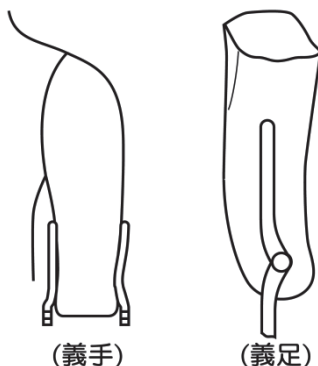


図-8 支持部を加算できないソケット



(b) 作業用義手（幹部）及び作業用義足（鉄脚）の場合

i 作業用義手（幹部）

（i）肩義手作業用及び上腕義手作業用の場合は、「(ウ)の支持部」の作業用・上腕部のみを加えること。

（ii）前腕義手作業用の場合は、「(ウ)の支持部」の作業用・前腕部のみを加えること。

ii 作業用義足（鉄脚）

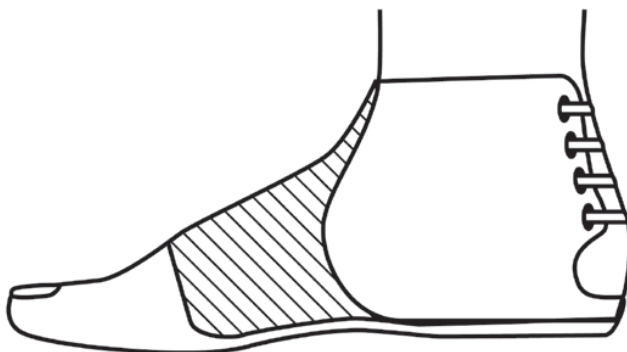
（i）股義足作業用及び大腿義足作業用の場合には、「(ウ)の支持部」の作業用・大腿部のみを加えること。

（ii）下腿義足作業用の場合は、「(ウ)の支持部」の作業用・下腿部を加えること。

(c) 果義足、足根中足義足及び足指義足の場合

図－9のようにソケットと足先ゴムの間に軟性発泡樹脂で埋めた場合に「(ウ)の支持部」の足部を加えること。

図－9 支持部を加算できる足部



d 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

(a) 義手用ハーネス

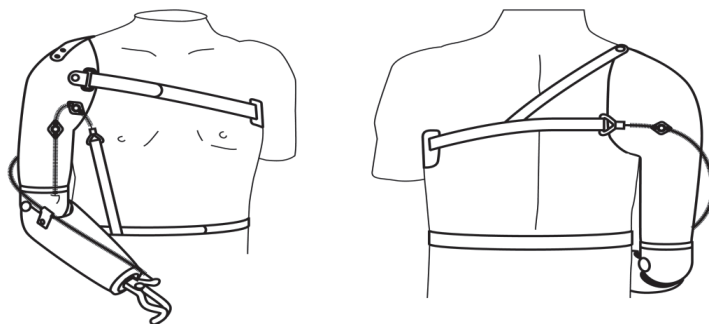
i 各義手に用いられるハーネスの例を、以下の図－10から図－20に示す。

ii 肘義手用は上腕義手用に、手義手用及び手部義手用は前腕義手用に、それぞれ準じて取り扱うこと。

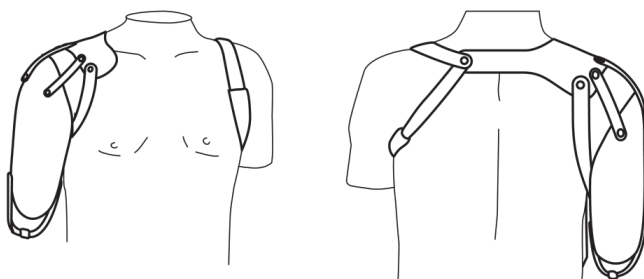
iii 使用部品の項目に一式とされているものであっても、使用部品の組み合わせができること。（図－14、15、18、19、20 参照）

iv 能動式に用いられるハーネスで、他の義手用ハーネスの組み合わせを必要とする場合には、それぞれ組み合わせることができること。（図－20 参照）

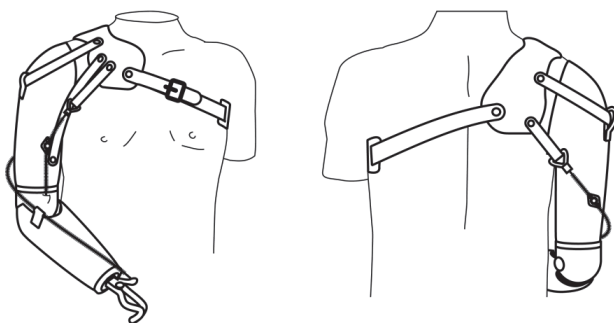
図ー10 肩義手用胸郭ベルトハーネス式



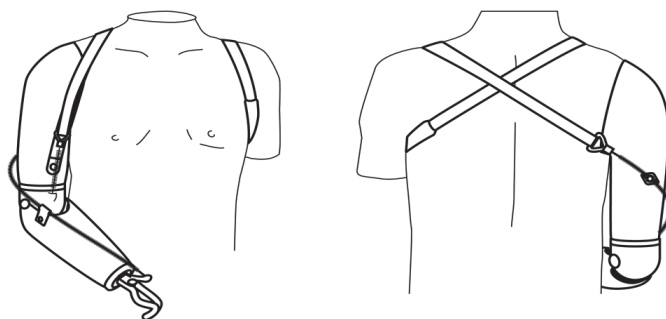
図ー11 肩義手用及び上腕義手用肩たすき式



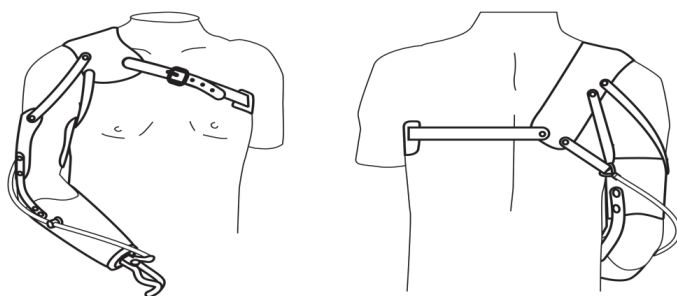
図ー12 上腕義手用胸郭ベルトハーネス式



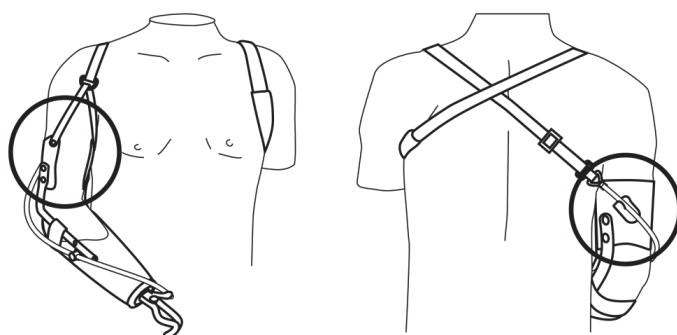
図ー13 上腕義手用8字ハーネス式



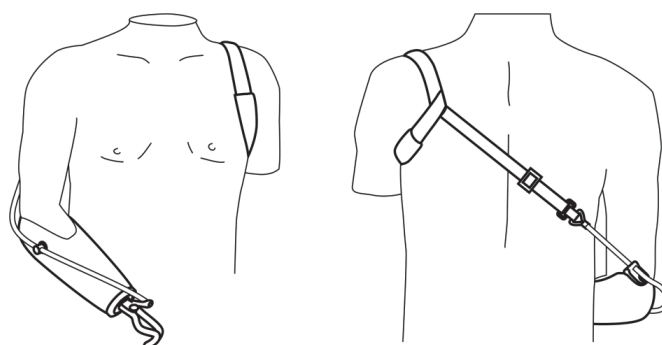
図－14 前腕義手用胸郭ベルトハーネス式
(胸郭ベルトハーネス式と上腕カフの組み合わせ)



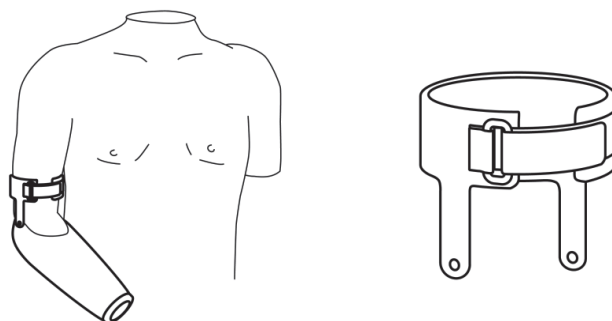
図－15 8字ハーネス式と上腕カフの組み合わせ例（前腕義手用）



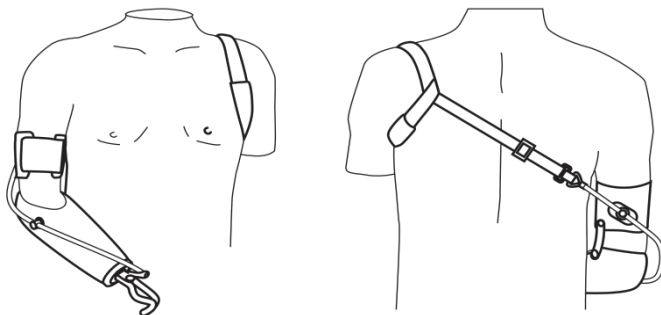
図－16 前腕義手用9字ハーネス式



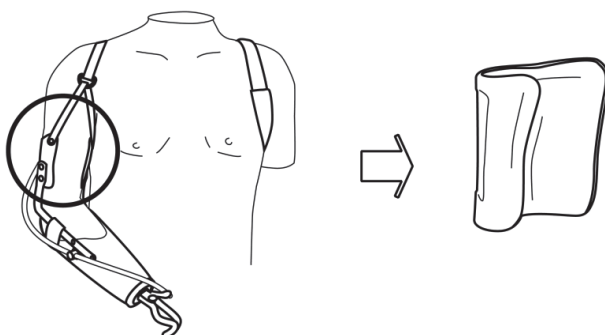
図－17 上腕カフ（装飾用カフバンド）



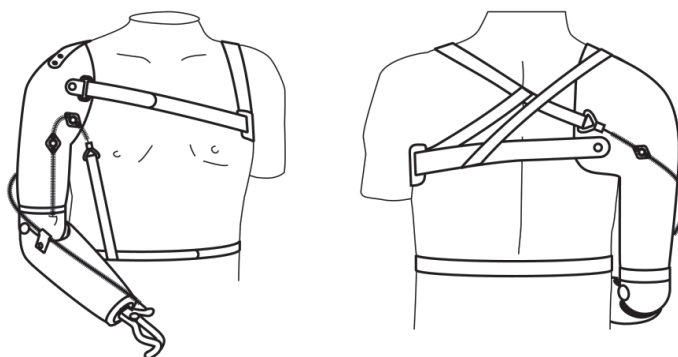
図－18 前腕義手用9字ハーネス式と上腕カフの組合せ



図－19 上腕カフ（三頭筋パッド）



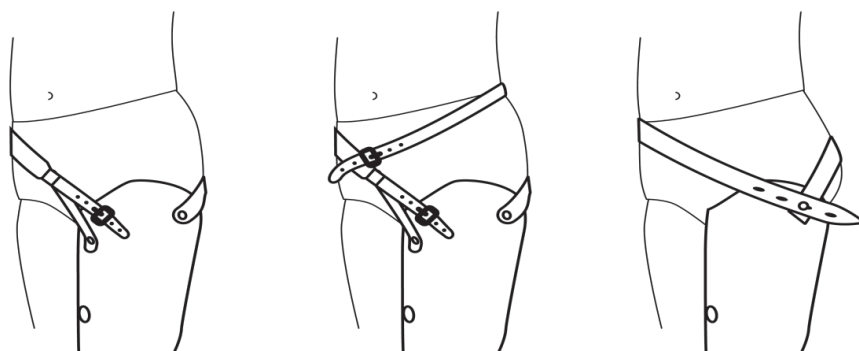
図－20 肩義手用胸郭ベルトハーネス式と前腕義手用9字ハーネス式の組合せ



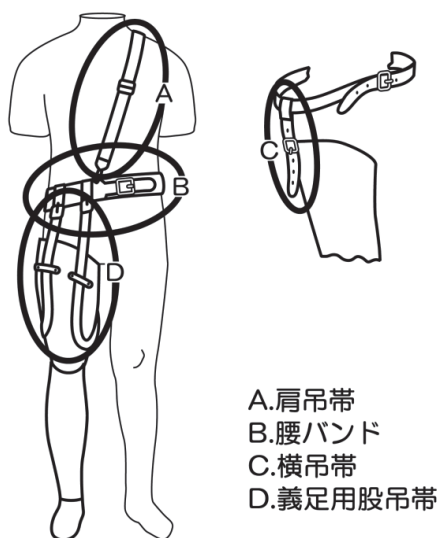
(b) 義足懸垂用部品

- i 膝義足は大腿義足用に、サイム義足用は下腿義足用にそれぞれ準じて取り扱うこと。
- ii 使用部品の項目に一式とされているもの（大腿もも締め一式を除く。）は、他の義足懸垂部品を加えられないこと。（図－21 参照）
- iii 使用部品の項目に一式とされていないものは、使用部品の組み合わせにより加算すること。（図－22、23 参照）
- iv 義足用股吊りの価格は、1 本当たりのものであること。
- v 軽便式・下腿義足常用普通の懸垂用膝カフは、P T B 膝カフに準じて取り扱うこと。

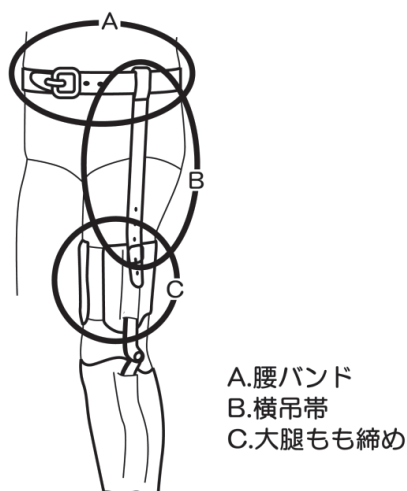
図－21 シレジアバンドの区分



図－22 大腿義足懸垂部品の区分



図－23 下腿義足懸垂部品の区分



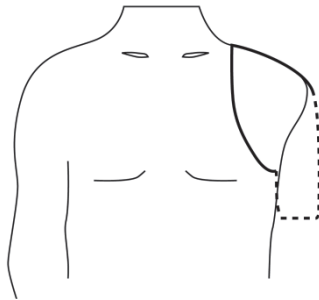
e 外装

外装部位と使用材料により各部位ごとに加算すること。ただし、肩部、股部及び足部については、次によること。

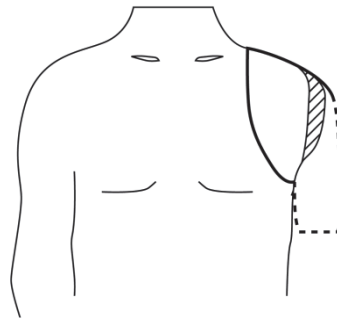
(a) 肩部

ソケット自体が外装を兼ねる場合は、外装を加算できないこと。(図－24、25 参照)

図－24 外装を加算できない事例



図－25 外装を加算できる事例



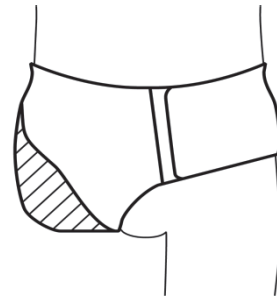
(b) 股部

ソケット自体が外装を兼ねる場合は、外装を加算できないこと。(図－26、27 参照)

図－26 外装を加算できない事例



図－27 外装を加算できる事例



(c) 足部

- i 足部表革及び裏革については、木製足部の場合に加算することができること。ただし、生活環境等により、特に足部の耐久性を高める必要がある認められる場合は、木製足部以外の足部にも表革及び裏革を加算することができること。
- ii 足部の外装にリアルソックスを使用する場合は、「オの完成用部品」を加えることができること。

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について（平成 25 年 3 月 29 日障発 0329 第 11 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の別添「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」（以下、「完成用部品の指定基準」という。）に定めるところによるものとする。

ただし、使用部品の処方の際には、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、骨格構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができること。

a 義手用部品

- (a) 肩継手部品のうち筋金の価格は、1 本当たりのものであること。
- (b) 肩継手部品のうち筋金以外の部品は、一組又はセットの価格であること。
- (c) 手継手は、一組の価格であること。
- (d) 義手の作業用に付ける手先具は、3 個を範囲として必要な数だけ加算することができること。
- (e) フック用先ゴムは 1 本当たりの価格とし、当分の間、6 ヶ月分を限度として必要な数だけ一括支給することができること。
- (f) 断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。

b 義足用部品

- (a) 股継手部品のうち筋金の価格は、1 本当たりのものであること。
- (b) 股継手部品のうち筋金以外の部品は、一組又はセットの価格であること。
- (c) 次に掲げる部品については、足部が含まれた価格であること。
(KI - BU - B19 - 1, KI - BU - B19 - 2)
- (d) 断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。

(参考) 殻構造義肢の基本工作法から考えられる必要な設備等

殻構造義肢の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工程	作業の内容	設 備
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況（筋収縮時と弛緩時の形状変化、知覚の状況等）、関節の運動機能の状況（屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等）並びに肢位の観察及び特徴の把握。	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法（断端の周径、断端長）及び角度を測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。（トレースのほか前後左右からの写真撮影による断端形状の正確な把握も必要。）	
(ウ) 採型	ギプス包帯法による断端の採型及び陰性モデルの順型（石膏の盛り削り修正）、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正。 ※断端の採型に当たっては、良肢位を保つため採型治具や補助具を用いる場合がある。また、断端の正確な形状を得るため場合によっては複数の義肢装具士が行う必要がある。	
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック（断端の筋、軟部組織の状態、体重支持、疼痛の有無、関節可動域、トリミングライン等）及び修正、継手の中心位置の設定。	真空成型機 カービング マシン 電気オープン
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥。	
(カ) ソケット製作	陽性モデルへのストックネットの被覆、強化材の付加、PVA スリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及びソケットトリミング。 ※ソケット構造によっては、完成用部品のコネクタ等支持部材を組み込み、注型を行う。この際、強度を確保するために、アライメント復元治具を用いて位置設定を行う。	真空ポンプ
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部心材外形の形成及び要素の結合。 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整。	カービング マシン
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組み合わせ及び結合、ハーネスの取付け。 足部：カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組み合わせ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整。	マシン
(ケ) 仮合せ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本指導並びに適合の修正。 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導。 ※義肢部品等の名称と機能の説明及びソケット等の装着方法の指導、留意事項の説明。 ※スタティックアライメントの調整の後、安定した歩行を得るためダイナミックアライメントを決定する。	

工程	作業の内容	設 備
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストッキネットの被覆及びラミネーション。 義足：カップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検。	
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びにユーザに対する義肢の取扱い方法の説明やメンテナンス、断端の衛生管理等の指導。	
※関連業務	・義肢の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 ・初期段階で、ユーザに義肢を装着するまでの流れについて説明する。 ・処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・義肢の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。	

製作所には、事務室、工作室等が必要であり、設備を配置した上で十分に動ける面積があること。具体例としては、以下に示す「(参考) 義肢製作所の面積例」を参照すること。（「2 骨格構造義肢」、「3 装具」についても、これを参照すること。）

設備欄に掲げる設備のほか、必要な工具等（例：復元器、コンターマシン、集塵器、ボール盤、グラインダー、バフグラインダー、溶接器、電動ドリル、パイプカッター、万力、八方ミシン、特殊ミシン、内周計、カップリング、ヒートガン等）を備えていること。（「2 骨格構造義肢」、「3 装具」についても、これを参照すること。）

（参考）義肢製作所の面積例

室 名 等	面積（坪数）		備考
事務室	16.5㎡	5 坪	受付、一般事務、待合室
採型室	16.5㎡	5 坪	測定、仮合せ、試歩行
工作室			
ギプス作業室	9.9㎡	3 坪	型流し、陽性モデル修正
機械室	9.9㎡	3 坪	集塵設備
一般組立室	19.8㎡	6 坪	作業台2台（義肢装具士2名以上）
倉庫	9.9㎡	3 坪	材料保管

2 骨格構造義肢

(1) 製作工程

骨格構造義肢は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

- 素 材 費：義肢材料リストによる素材購入費
- 素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
- 小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費
（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
- 材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

- 作業人件費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費
（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
- 作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の
作業時間相当人件費
- 製造間接費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
- 管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

また、骨格構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

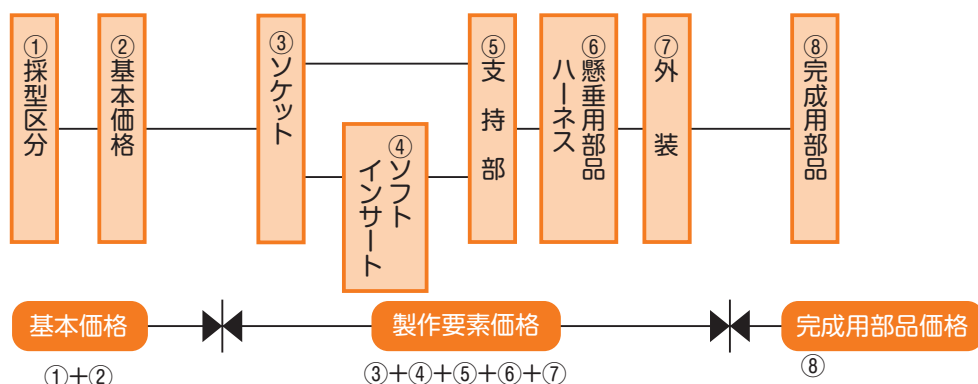
骨格構造義肢の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

- 基 本 価 格：採型使用材料費及び骨格構造義肢の名称、型式別に設けられている
基本工作に要する加工費の計
- 製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を骨格構造義肢の形態に適合するように
行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
- 完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

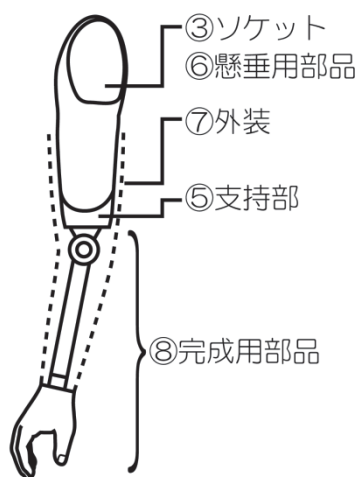
したがって、骨格構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の100分の104.8に相当する額を上限とすること。（図－28参照）

なお、義肢は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100 分の 104.8 に相当」の趣旨は、骨格構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されているため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。骨格構造義肢の構成は価格体系に基づき行われること。(図－29、30 参照)

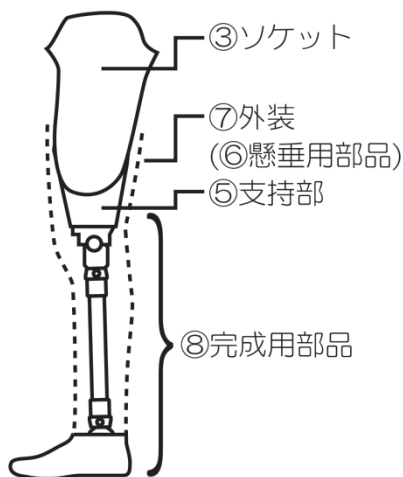
図－28 骨格構造義肢の価格体系



図－29 骨格構造義手の構成例



図－30 骨格構造義足の構成例



(3) 基本価格

a 義手

(a) 義手の基本価格は、「イの採型区分」(図-31 参照)に基づきそれぞれ製作する義手の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。

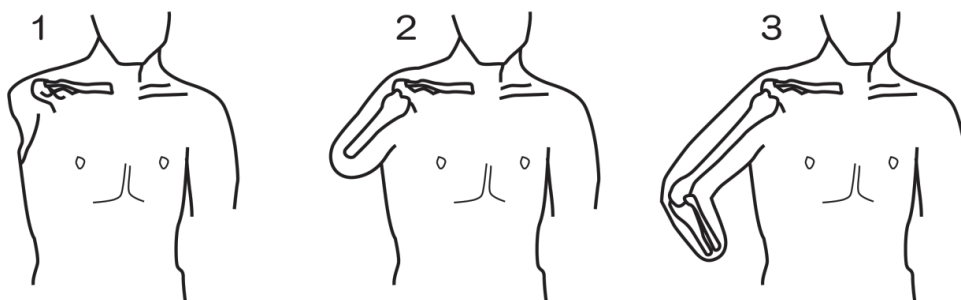
(b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

A-1 肩義手 A-2 上腕義手 A-3 前腕義手

(c) 顆上支持式とは、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプのように上腕骨顆部を包み込み、懸垂装置をソケット自体が持つものであること。

(d) スプリット式とは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支持部がセパレーツになっており、倍動式継手又は断端操作式能動継手を持つものであること。

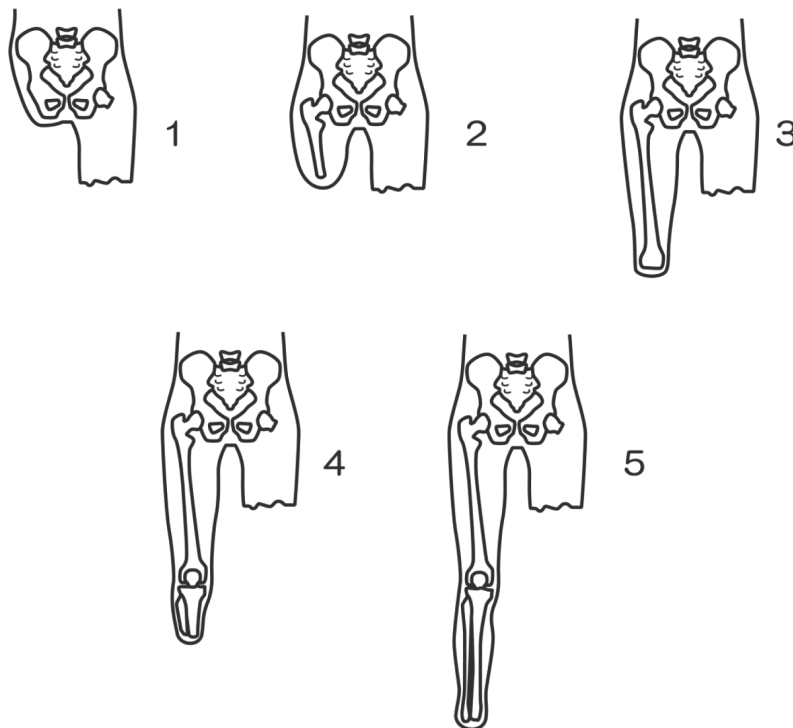
図-31 義手の採型区分



b 義足

- (a) 義足の基本価格は、「イの採型区分」(図-32 参照)に基づきそれぞれ製作する義足の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
- B-1 股義足 B-2 大腿義足 B-3 膝義足
B-4 下腿義足 B-5 下腿義足(サイム義足)
- (c) キップシャフトは、大腿短断端用で断端に屈曲拘縮がみられ、やむを得ず断端末近くに継手装置を取り付けた座位姿勢ができるような構造のものであること。
- (d) IRCソケット(いわゆる坐骨収納型ソケット)は、坐骨結節から恥骨枝の一部(骨盤の一部)と大転子(大腿骨)をソケット内に納め、かつ大腿骨を内転位に保持することにより、歩行中における義足側の体重負荷に対する安定性を高められるよう設計されたものであること。
- (e) 大腿支柱付きは、断端に対する負荷を軽減する目的で使用されるものであること。
- (f) TSBソケットについては、その概念がソケット適合の一要素であるため、下腿義足の型式の範囲内で取り扱うこと。
- (g) 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコン又は完成用部品のライナーを用いた場合は、ライナー式により取り扱うこと。

図-32 義足の採型区分



(4) 製作要素価格

a ソケット

- (a) ソケットの価格は、「イの採型区分」に基づきソケットの使用材料ごとに「(ア) のソケット」から選択すること。
- (b) 二重式ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、二重式ソケットの価格は、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。
- (c) 熱硬化性樹脂とは、F・R・P. のことで、ラミネートされたものであること。
- (d) 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱形成されたものであること。

b ソフトインサート

- (a) ソフトインサートの価格は、ソケットの採型区分に基づきソフトインサートの使用材料ごとに「(イ) のソフトインサート」から選択すること。
- (b) 軟性発泡樹脂とは、P E ライト及びスポンジ等であること。
- (c) ソフトインサートとは、骨突起部、断端末等の除圧のために部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。
- (d) 義手用及び義足用のソフトインサートの使用は、断端の表面の状況によりソケットのみでは不適合を生じる場合に限ること。
- (e) シリコンとは、F・R・P. 同様にラミネートされたものであり、完成用部品のライナーを加えられないこと。

c 支持部

- (a) 支持部は、それぞれ製作する義手又は義足の型式ごとに「(ウ) の支持部」から選択すること。

名 称	適 用 例
肩 義 手 用	肩義手の場合に限ること。
上 腕 義 手 用	上腕義手の場合に限ること。
前 腕 義 手 用	前腕義手の場合に限ること。
股 義 足 用	股義足の場合に限ること。
大 腿 義 足 用	大腿義足の場合に限ること。
下 腿 義 足 用	下腿義足の場合に限ること。

d 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の取扱いについては、1の殻構造義肢に準ずること。

e 外装

(a) 外装は、フォームカバーを用いる場合にのみ加えること。

(b) フォームカバーは、股部、膝部に皮革を当てる又は補強材を塗る等耐久性を持たせる工夫を施すこと。

(c) フォームカバーは、調整及び修理を考慮して簡単に着脱できる構造にすること。

(d) 足部の外装にリアルソックスを使用する場合は、「オの完成用部品」を加えること。

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとする。ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

また、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、殻構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができること。

なお、断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。

(参考) 骨格構造義肢の基本工作法から考えられる必要な設備等

骨格構造義肢の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工程	作業の内容	設 備
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況（筋収縮時と弛緩時の形状変化、知覚の状況等）、関節の運動機能の状況（屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等）並びに肢位の観察及び特徴の把握。	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法（断端の周径、断端長）及び角度を測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。（トレースのほか前後左右からの写真撮影による断端形状の正確な把握も必要。）	
(ウ) 採型	ギブス包帯法による断端の採型及び陰性モデルの順型（石膏の盛り削り修正）、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正。 ※断端の採型に当たっては、良肢位を保つため採型用具や補助具を用いる場合がある。また、断端の正確な形状を得るため場合によっては複数の義肢装具士が行う必要がある。	
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック（断端の筋、軟部組織の状態、体重支持、疼痛の有無、関節可動域、トリミングライン等）及び修正、継手の中心位置の設定。	真空成型機 カービング マシン 電気オープン

参考7「義肢、装具及び座位保持装置等に係わる事務取扱要領」の制定について

工程	作業の内容	設 備
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥。	
(カ) ソケットの製作	陽性モデルへのストックネットの被覆、強化材の付加、PVA スリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及びソケットトリミング。 ※ソケット構造によっては、完成用部品のコネクタ等支持部材を組み込み、注型を行う。この際、強度を確保するために、アライメント復元治具を用いて位置設定を行う。	真空ポンプ
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部材外形の形成及び要素の結合。 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整。	カーピングマシン
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組み合わせ及び結合、ハーネスの取付け。 足部：カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組み合わせ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整。	ミシン
(ケ) 仮合せ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本指導並びに適合の修正。 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導。 ※義肢部品等の名称と機能の説明及びソケット等の装着方法の指導、留意事項の説明。 ※スタティックアライメントの調整の後、安定した歩行を得るためダイナミックアライメントを決定する。	
(コ) 外装及び仕上げ	義手：フォームカバーの穴掘及び外形の研削、ストックネットの被覆。 義足：カップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検。	カーピングマシン
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びにユーザに対する義肢の取扱い方法の説明やメンテナンス、断端の衛生管理等の指導。	
※関連業務	・義肢の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 ・初期段階で、ユーザに義肢を装着するまでの流れについて説明する。 ・処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・義肢の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。	

3 装具

(1) 製作工程

装具は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

- 素 材 費：装具材料リストによる素材購入費
- 素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
- 小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費
（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
- 材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

- 作業人件費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費
（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
- 作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の
作業時間相当人件費
- 製造間接費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
- 管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

また、装具の価格は、次のように構成されていること。

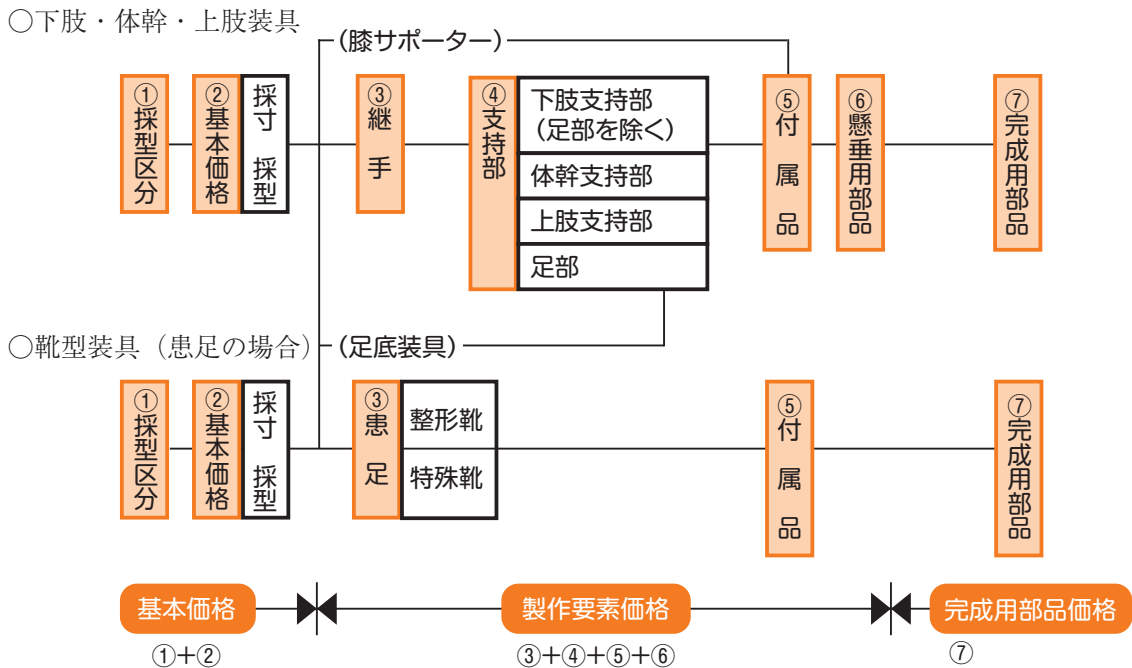
装具の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

- 基 本 価 格：採型（又は採寸）使用材料費及び装具の名称、採型区分別に設けられている基本工作に要する加工費の計
- 製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を身体の状態に適合するように行う加工、
組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
- 完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、装具の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の100分の104.8に相当する額を上限とすること。（図－33 参照）

なお、装具は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳は異なる場合も本体価格のみである。「100分の104.8に相当」の趣旨は、装具を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

図－33 装具の価格体系



(3) 基本価格

a 共通事項

- (a) 装具の基本価格は、「イの採型区分」に基づき採寸又は採型のいずれかに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- (b) 採型区分は、装具の製作のために採寸又は採型を必要とする最小限の区分を選択すること。
- (c) 採寸とは、「アの基本工作法」に基づいた採寸に必要な工程のなかで、「(イ)の採寸及び投影図の作成」が行われるものであること。
- (d) 採型とは、「アの基本工作法」に基づいた採型に必要な工程のなかで、「(ウ)の採型」及び「(エ)の陽性モデルの製作」が行われるものであること。

なお、実際に採型を行ったものであっても「(エ)の陽性モデルの製作・修正」が行われない場合には、採寸の価格とすること。

(e) 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、それぞれの基本価格を加算できないこと。ただし、右及び左を製作する場合には、下肢装具、靴型装具及び上肢装具の基本価格は、一側を一単位として加算することができること。

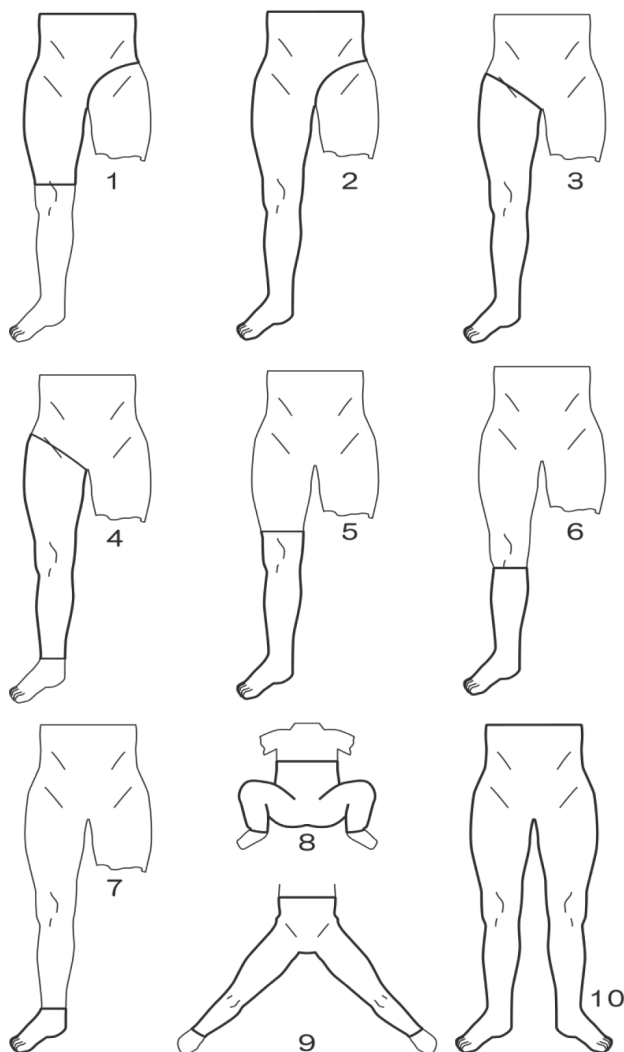
b 下肢装具

(a) 下肢装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-34 参照)により決定すること。

(b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

- | | | |
|-------------------|-------------------|-----------|
| A-1 股装具 | A-2 長下肢装具(骨盤付) | A-3 長下肢装具 |
| A-4 膝装具 | A-5 短下肢装具(顆上式) | A-6 短下肢装具 |
| A-7 足底装具 | A-8 股関節外転装具(タイプ1) | |
| A-9 股関節外転装具(タイプ2) | A-10 両長下肢装具(骨盤付) | |

図-34 下肢装具の採型区分



c 靴型装具

(a) 靴型装具の基本価格は、「イの採型区分」

(図-35 参照) により決定すること。

(b) 靴型装具の基本価格は、右又は左の一侧当たりのものであること。

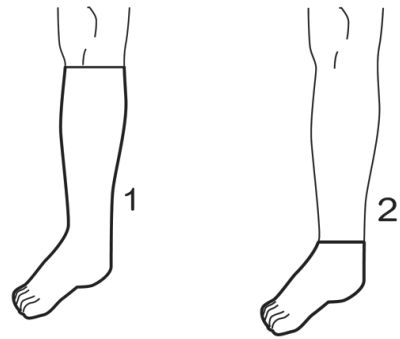
(c) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

B-1 長靴

B-2 半長靴、チャッカ靴、短靴

(d) 健足は採寸で取り扱うこと。

図-35 靴型装具の採型区分



d 体幹装具

(a) 体幹装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-36 参照) により決定すること。

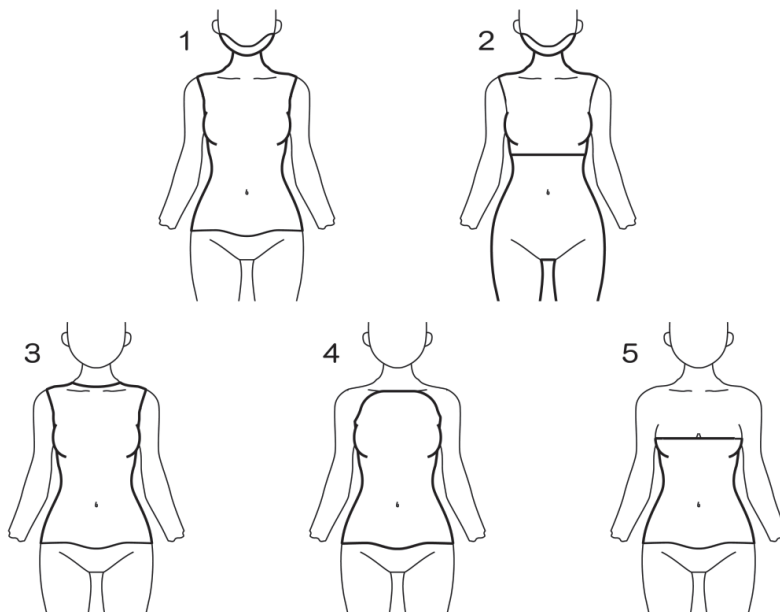
(b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

C-1 頸椎装具(胸椎装具付) C-2 頸椎装具

C-3 胸椎装具(肩バンド付) C-4 胸椎装具

C-5 腰椎装具、仙腸装具

図-36 体幹装具の採型区分



e 上肢装具

(a) 上肢装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-37 参照)により決定すること。

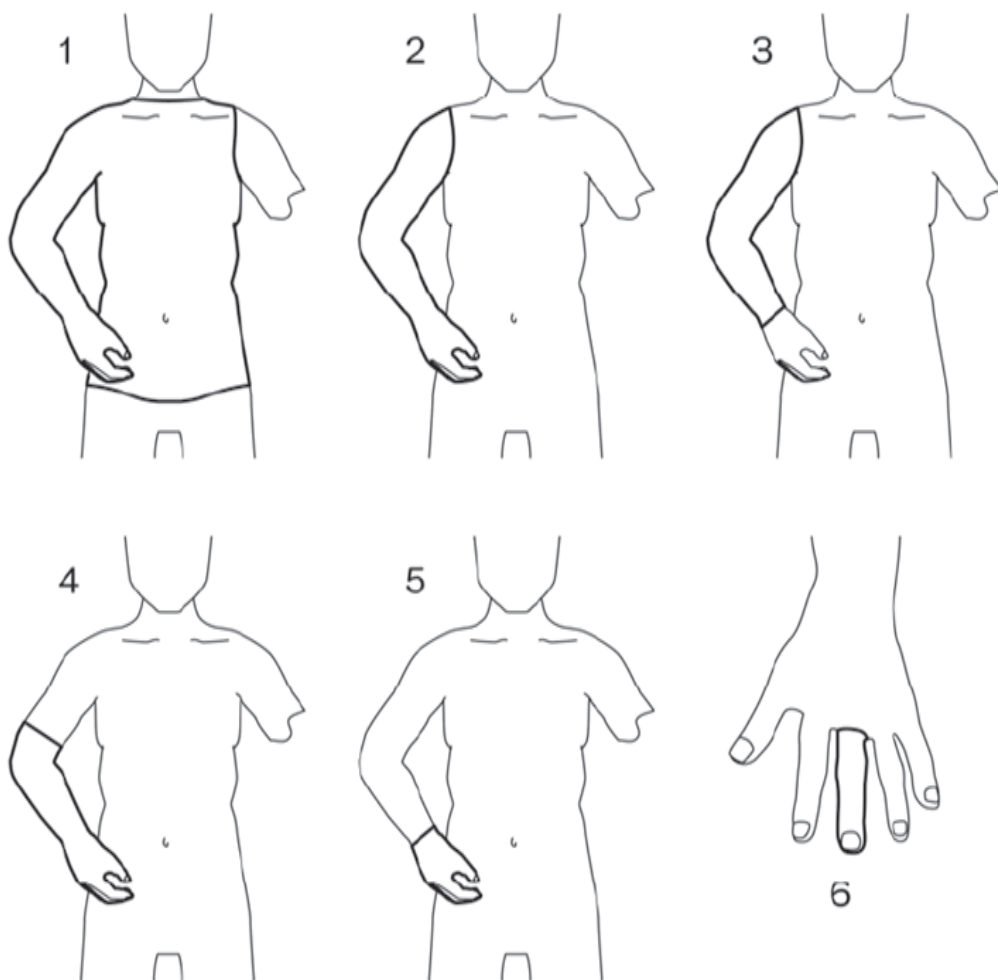
(b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

D-1 肩装具 D-2 肘装具(タイプ1)

D-3 肘装具(タイプ2) D-4 手背屈装具、長対立装具、把持装具

D-5 短対立装具、MP屈曲・伸展装具 D-6 指装具

図-37 上肢装具の採型区分



(4) 装具の製作要素価格

a 下肢装具

(a) 継手

i 固定継手

(i) 固定継手とは、固定式の継手であり、一本棒状の金属支柱をもち、全く動きのない継手であること。(図－38 参照)

(ii) したがって、固定継手は、継手のない支柱を用いる場合にのみ加算すること。

ii 遊動継手

(i) 遊動継手とは、遊動式の継手であり、可動性をもつ継手であること。(図－39 参照)

(ii) したがって、遊動継手は、継手のある支柱を用いる場合にのみ加算すること。

なお、遊動継手には固定・遊動切替式の継手も含まれること。

iii プラスチック継手

(i) プラスチック継手とは、継手部品として独立した形状を有するプラスチックの継手であり、遊動式のものと可撓性のものとに区分されること。

(ii) 可撓性のプラスチック継手を用いる場合の価格は、プラスチック継手の価格(価格×1)とすること。ただし、ヒンジ継手を用いる場合の価格は、片側を一単位とすること。(図－40 参照)

(iii) 継手部品として独立していない形状のプラスチック継手については、その形状の如何を問わずフレキシブルアングルの場合に限り、可撓性のプラスチック継手として取り扱うこと。

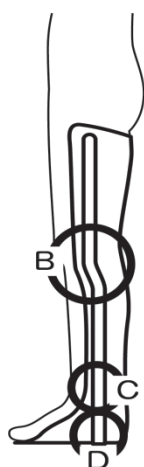
(iv) 完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は、遊動継手として取り扱うこと。

iv その他

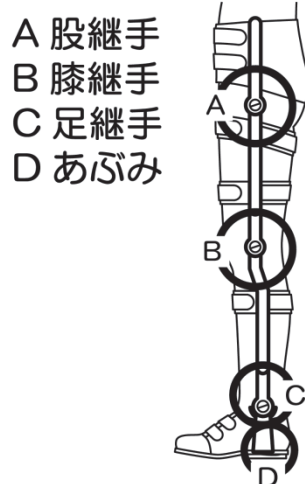
(i) 銅線支柱の場合は、遊動の価格とし、片側を一単位とすること。(図－41 参照)

(ii) 短下肢装具用の板バネ支柱の場合は、足継手の遊動の価格(価格×1)とすること。(図－42 参照)

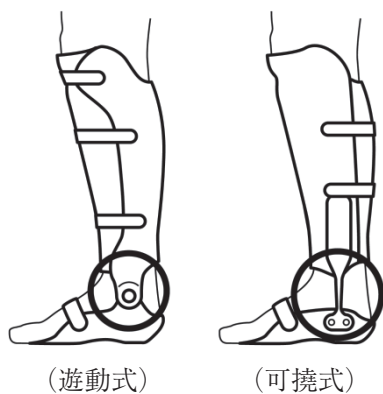
図－38 固定継手の加算方法



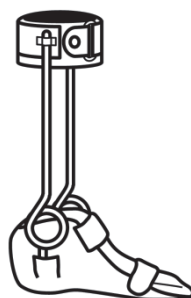
図－39 遊動継手の加算方法



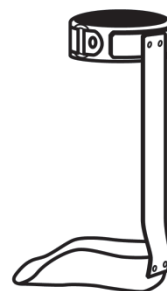
図－40 プラスチック継手の事例



図－41 鋼線支柱の事例



図－42 板バネ支柱の事例



(b) 支持部

- i 支持部とは、肢体を半周又は一周するもので、装具を肢体に固定し、支柱の位置決定及び装具の強度を高めるために用いられるものであること。
- ii 半月及び皮革は、それぞれ1カ所を一単位とすること。
- iii 熱硬化性樹脂とは、F・R・P.のことで、ラミネートされたものであること。
- iv 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱形成されたものであること。
- v P T S式及びK B M式は、P T B支持式に準じて取り扱うこと。
- vi あぶみとは、足板又は靴と装具とを連結する足継手より遠位の部分のものであること。なお、歩行用あぶみは、あぶみに準じて取り扱うこと。
- vii 足部とは、足部に装着するものであり、すべて支持部とすること。ただし、補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合には、靴型装具の「bの付属品等の加算要素」に準じて取り扱うこと。
- viii 足部のBの皮革の『大』とは、足部の半分以上を覆うものであって、いわゆる『足部おおい』であること。また、『小』とは、『足部おおい以外のもの』であって通常の足底板はこれに含まれること。
- ix 標準靴とは、一般のレディメイドの靴ではなく、義肢装具材料メーカーが製作販売している半完成品の靴を加工して靴付きの下肢装具を製作する場合の基準であり、「オの完成用部品」を加算すること。
- x 短下肢装具の「F硬性」には、カフバンドを加算することができないこと。

(c) その他の加算要素

- i キャリパー及びツイスターを用いる場合は、完成用部品を加えられないこと。
- ii ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合には、靴型装具の「bの付属品等の加算要素」に準じて取り扱うこと。
- iii 膝サポーターのみを製作する場合は、基本価格に製作要素価格の「cのその他の加算要素の価格」を合算した額とすること。ただし、遊動継手付きの場合は、製作要素価格の「aの継手」を加えること。
- iv 体幹装具以外で骨盤帯を用いる場合は、すべて体幹装具に準じて取り扱うこと。
- v 懸垂帯を必要とする場合は、1の殻構造義肢の義足懸垂用部品に準じて取り扱うこと。
- vi 補高用足部とは、脚長差を補正するために下肢装具の足部の下方に取り付ける義足型足部であり、健肢と大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えること。
- vii ファンロックは、ダイヤルロックに準じて取り扱うこと。

b 靴型装具

(a) 製作要素

- i 靴型装具には、患足と健足とがあり、それぞれ短靴、チャッカ靴、半長靴及び長靴に区分されること。
- ii 短靴とは、側革の高さが果部より低い靴であること。
- iii チャッカ靴とは、側革の高さが果部までの靴であること。
- iv 半長靴とは、側革の高さが果部を覆う靴であること。
- v 長靴とは、側革の高さが概ね下腿の2/3までかかる靴であること。

(b) 患足

- i 右又は左の一侧を一単位とすること。
- ii 整形靴とは、医師の処方に基づき変形の矯正、疼痛のない圧力分散等特定の目的のために特定の患者の足部に適合させた靴であること。
- iii 特殊靴とは、特定の患者の形態に応じて靴を作るため特別に木型をおこし作られた靴であること。
- iv グッドイヤー式及びマッケイ式とは、中底と表底を縫い合わせたものであり、製作要素の価格は、「aの製作要素」の2割増しとすること。
- v 支柱を必要とする場合には、「(ア)の下肢装具の製作要素価格」と「オの完成用部品」を加えること。

(c) 健足

- i 右又は左の一侧が健足である場合に加えること。
- ii 健足は、「オの完成用部品」を加えられないこと。

(d) 付属品等の加算要素

- i 月型の延長とは、通常の間型芯を足先方向又は足継手より上の方向に延長したものであり、それぞれの方向に延長した場合であっても当該価格で取り扱うこと。
- ii スチールバネ入りとは、足関節の側方安定性を向上させる目的で付加されたものであり、使用本数にかかわらず一単位とすること。
- iii マジックバンドは3個までを本体に含むものとし、3個を超える場合に、超える分につき加算すること。
- iv 補高
 - (i) 敷き革式とは、靴の内部に挿入するものであること。
 - (ii) 靴の補高とは、靴の表底に補高を張り合わせるものであり、健足補高もこれに準じて取り扱うこと。

c 体幹装具

- (a) 体幹装具の価格は、基本価格と支持部ごとのそれぞれの価格を合算した額とすること。ただし、他の装具と組み合わせるものについては、この限りでないこと。
- (b) 骨盤支持部は、側彎矯正用装具の場合に限り加算すること。
- (c) 後方がフレーム、前方が軟性の場合は、支持部ごとのフレームの価格で取り扱うこと。
- (d) ジュエット型の場合は、支持部ごとのフレームの価格で取り扱うこと。
- (e) 高さ調整とは、容易に調整可能なものであり、頸椎装具について加算することができること。なお、価格は、1カ所当たりのものであること。
- (f) バタフライ、会陰ひも及び腹圧強化バンドについては、モールド又はフレームの場合にのみ加算すること。
- (g) 側彎矯正用装具付属品
体幹装具の骨盤支持部に用いる側彎矯正用装具付属品については、完成用部品を加算することができること。
- (h) 体幹装具軟性は、キャンバス及びメッシュの区分がないこと。

d 上肢装具

(a) 継手

i 固定継手

- (i) 固定継手とは、固定式の継手であり、一本棒状の金属支柱をもち、全く動かない継手であること。
- (ii) したがって、固定継手は、継手のない支柱を用いる場合にのみ加算すること。

ii 遊動継手

- (i) 遊動継手とは、遊動式の継手であり、可動性をもつ継手であること。
- (ii) したがって、遊動継手は、継手のある支柱を用いる場合にのみ加算すること。
なお、遊動継手には、固定・遊動切替式の継手も含まれること。

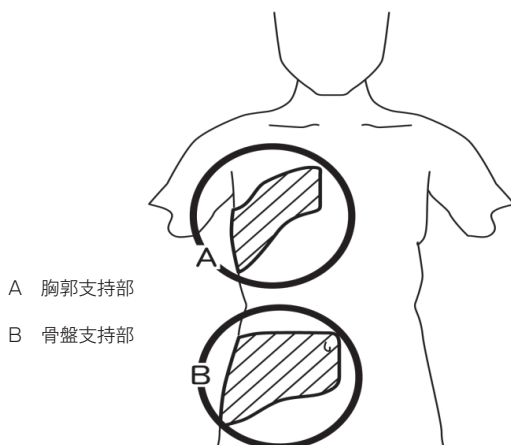
iii プラスチック継手

- (i) プラスチック継手とは、継手部品として独立した形状を有するプラスチックの継手であり、遊動式のものと可撓性のものとに区分されること。
- (ii) 可撓性のプラスチック継手を用いる場合の価格は、プラスチック継手の価格（価格×1）とすること。ただし、ヒンジ継手を用いる場合の価格は、片側を一単位とすること。（継手については、下肢装具を参照）
- (iii) プラスチック継手を用いる場合は、当該完成用部品を加算できないこと。

(b) 支持部

- i 胸郭支持部及び骨盤支持部は、右又は左の半身を一単位とすること。なお、胸郭支持部及び骨盤支持部を加算する場合は、体幹装具に関する他のものを加えられないこと。（図－43 参照）
- ii 半月及び皮革の価格は、1カ所当たりのものであること。

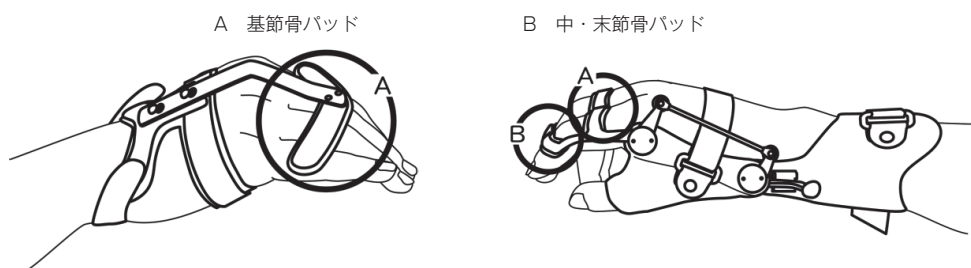
図－43 支持部の区分



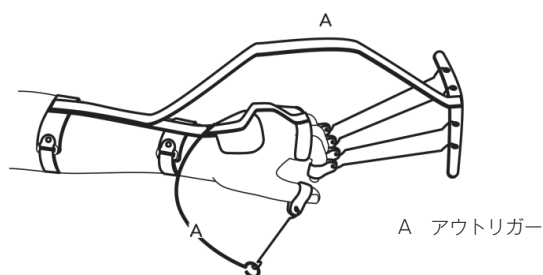
(c) その他の加算要素

- i 基節骨パット及び中・末節骨パットは、背側及び掌側の片側又は両側を一単位とすること。(図－44 参照)
- ii アウトリガーの価格は、1ヵ所当たりのものであること。(図－45 参照)
- iii 伸展・屈曲補助バネの価格は、1本当たりのものであること。なお、肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを用いる場合は、下肢装具に準じて取り扱うこと。(図－46 参照)
- iv 懸垂帯を用いる場合は、殻構造義肢の購入基準の懸垂用部品に準じて取り扱うこと。

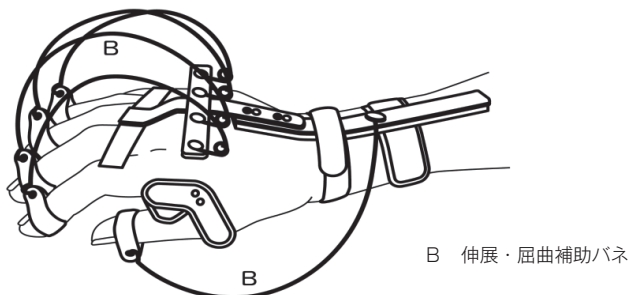
図－44 基節骨パッド等の加算要素区分



図－45 アウトリガーの加算要素区分



図－46 伸展・屈曲補助バネの加算要素区分



(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとする。ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、殻構造義肢及び骨格構造義肢の完成用部品を用いることができること。

(参考) 装具の基本工作法から考えられる必要な設備等

装具の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

(1) 靴型装具以外の装具

工程	作業の内容	設備
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況（知覚の状況等）、関節の運動機能の状況（屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等）並びに肢位の観察及び特徴の把握。	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法（周径、長さ）及び角度の測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。（トレースのほか前後左右からの写真撮影による患肢形状の正確な把握も必要。）	
(ウ) 採型	ギプス包帯法による採型及び陰性モデルの順型。 ※採型に当たっては、最適な肢位を保持する。	
(エ) 陽性モデルの製作	陰性モデルへのギプス泥の注型、陽性モデルの修正（石膏の盛り削り修正）、表面の仕上げ及び乾燥。	
(オ) 組立て	陽性モデルにデザイン（継手、支柱、半月の位置、外形ライン）の記入。アライメントの確認。 フレーム：曲げ加工、組み立て及び調整。 モールド：プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング。調整筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の板止め及び各部の結合。	カービングマシン ボール盤（又はハンドドリル） ミシン 電気オープン（又はガスバーナー）
(カ) 仮合わせ（中間適合検査）	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の調整、継手等各部品の位置、角度の調整、アライメントの調整、試し使用及び仕上げ。	

工程	作業の内容	設備
(キ) 仕上げ	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の付属品の取付け及び仕上げ。	カービングマシン ボール盤 (又はハンドドリル)マシン
(ク) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査。 ※ユーザに対する装具の取扱い方法の説明やメンテナンス、装着部の衛生管理等の指導。	
※関連業務	・装具の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 ・初期段階で、ユーザに装具を装着するまでの流れについて説明する。 ・処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・装具の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。	

(2) 靴型装具

工程	作業の内容	設備
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況（知覚の状況等）、関節の運動機能の状況（屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等）並びに肢位の観察及び特徴の把握。	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法（周径、長さ）及び角度の測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。（トレースのほか前後左右からの写真撮影による患肢形状の正確な把握も必要。）	
(ウ) 採型・採寸	ギプス包帯法による採型及び陰性モデルの順型。 ※採型に当たっては、最適な肢位を保持する。	
(エ) 陽性モデルの製作（木型）	陰性モデルへのギプス泥の注型、陽性モデルの修正（石膏の盛り削り修正）、表面の仕上げ及び乾燥。	
(オ) 足底板の製作		ベルトサンダー
(カ) アッパーの製作		マシン
(キ) 吊り込み		
(ク) 底付け		ベルトサンダー
(ケ) 仕上げ		
(コ) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査。 ※ユーザに対する装具の取扱い方法の説明やメンテナンス、装着部の衛生管理等の指導。	
※関連業務	・装具の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 ・初期段階で、ユーザに装具を装着するまでの流れについて説明する。 ・処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・装具の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。	

4 座位保持装置

基本的事項

座位保持装置とは、体幹及び四肢の機能障害により座位姿勢を保持する能力に障害がある場合に用いられるものである。なお、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢（いわゆる立位姿勢、膝立ち姿勢及び臥位姿勢等）を保持する機能を有した装置についても、座位保持装置として取り扱うことができること。

ただし、立位訓練を目的とするものは、座位保持装置の購入に係る補装具費の支給目的に馴染まないため、起立保持具の特例として取り扱うこと。

(1) 製作工程

座位保持装置は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

- 素 材 費：座位保持装置材料リストによる素材購入費
- 素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
- 小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費
（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
- 材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

- 作業人件費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費
（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
- 作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の
作業時間相当人件費
- 製造間接費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
- 管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

また、座位保持装置の価格は、次のように構成されていること。

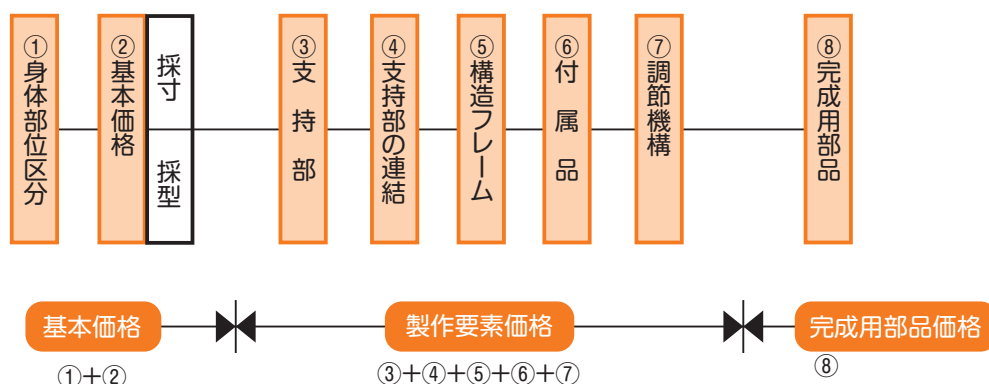
座位保持装置の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

- 基 本 価 格：採型（又は採寸）使用材料費及び基本工作に要する加工費の計
- 製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を座位保持装置の形態に適合するよう
加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
- 完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、座位保持装置の価格は、「イの身体部位区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の100分の104.8に相当する額を上限とすること。（図－47 参照）

なお、座位保持装置は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100分の104.8に相当」の趣旨は、座位保持装置を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されているため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

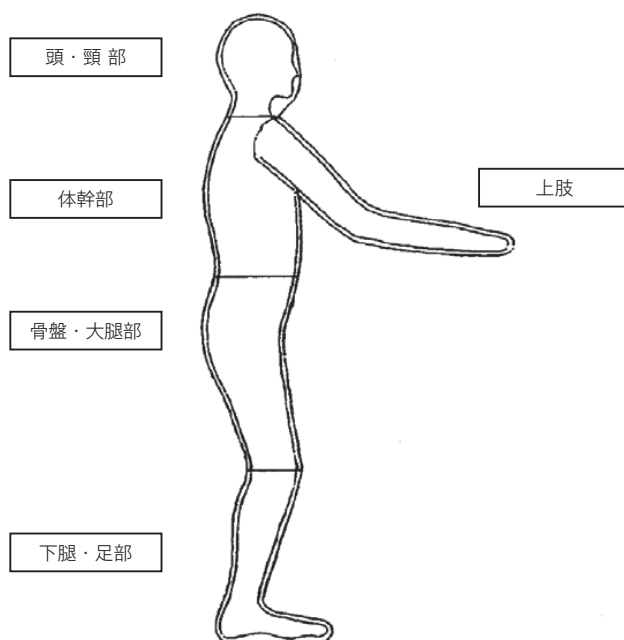
図－47 座位保持装置の価格体系



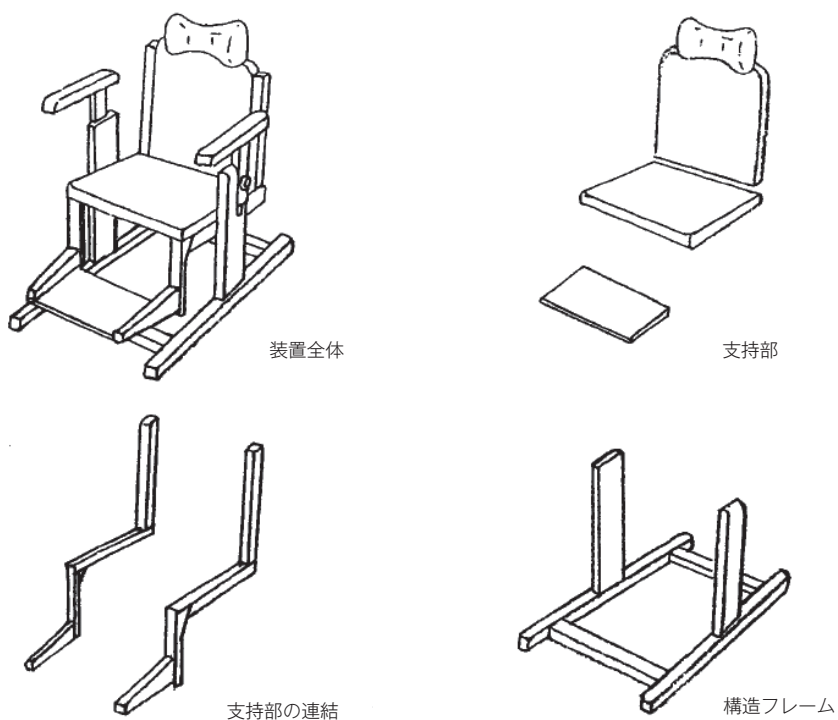
(3) 基本価格

- a 座位保持装置の基本価格は、身体支持を必要とする身体部位を「イの身体部位区分」から選択し、部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を「ウの基本価格」から選択して組み合わせること。ただし、下腿・足部の基本価格は採寸のみとし、採型をした場合であっても採寸の価格の範囲内で対応すること。
- b 身体部位区分は、装置を製作するために必要とする最小限の区分を選択すること。
- c 採寸とは、「アの基本工作法」に基づく工程の中で、「(イ) 採寸、(エ) 設計図の作成」が行われるものであること。
- d 採型とは、「アの基本工作法」に基づく工程の中で、「(ウ) 採型、(エ) 設計図の作成、(オ) 陽性モデルの製作・修正」が行われるものであること。
- e 採型器による採型の後、その三次元形状をデジタルデータ化して製作する場合は、採型として取り扱うこと。
- f 上肢及び下腿・足部は、右側又は左側一方を片側とすること。

図－48 座位保持装置の採寸・採型に係る身体部位区分



図－49 座位保持装置の構成概念図



(4) 製作要素価格

a 支持部

(a) 共通事項

- i 座位保持装置の支持部は、身体部位区分で選択した身体部位に該当する支持部を組み合わせること。
- ii 支持部カバー（表面の張り地）の価格は含まないものとする。
- iii 完成用部品の支持部を用いる場合は、当該完成用部品が及ぶ部位の製作要素価格の支持部を加算することができないこと。

(b) 平面形状型

平面形状型とは、採寸で製作されるもので、平面を主体として構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせることで姿勢を保持する機能を有するものであること。

（図－50 参照）

なお、(エ) 付属品の体幹保持部品、骨盤保持部品、下肢保持部品等を内蔵して一体型として製作する場合は、その価格を加算することができること。

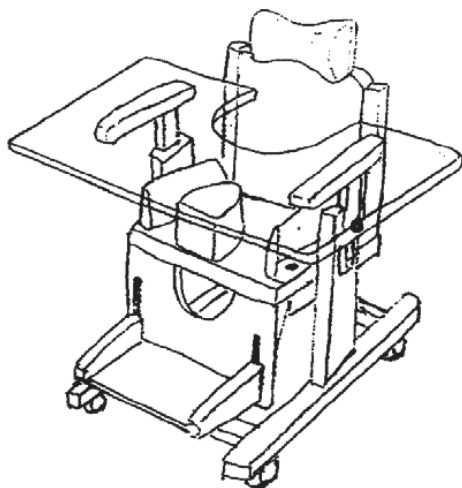
(c) モールド型

- i モールド型の支持部とは、採型で製作されるもので、身体の形状に合わせた三次曲面で構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせることで姿勢を保持する機能を有するものであること。（図－51 参照）

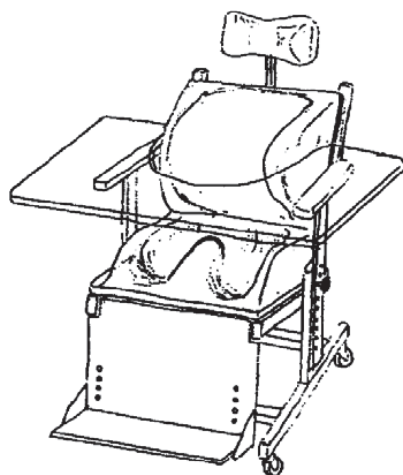
なお、付属品のうち体幹保持部品（胸パッド及び胸受けロールを除く。）及び骨盤保持部品を組み合わせることはできないこと。

- ii 採寸でモールド型を製作する場合は、モールド型の価格の80%に相当する額とすること。

図－50 平面形状型の例



図－51 モールド型の例



(d) シート張り調節型

シート張り調節型とは、支持面のシート又は複数のベルトによるたわみによって身体形状や変形に対応し、姿勢を保持できる機能を有するものであること。

(e) フレックス構造

フレックス構造とは、身体支持部が二つ以上に分割され、それらの間が柔軟性のある部材で連結され、可動する構造を有するものであること。

b 支持部の連結

(a) 共通事項

- i 支持部の連結とは、各支持部を一定の位置関係に保つため、構造フレームと独立した部材で各々を連結するものであること。
- ii 完成用部品の各種継手を使用する場合は、各支持部の連結の価格を加算することができないこと。
- iii 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造であること。
- iv 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、可動軸を有するものであること。
- v フレックス構造により連結を行った支持部について、さらに固定又は遊動の価格を加算することはできないこと。
- vi 殻構造義肢又は装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は装具の購入基準に準じて取り扱うこと。

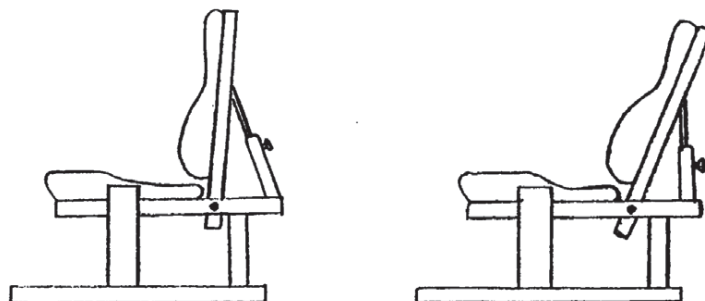
(b) 角度調整用部品

- i 支持部の連結・遊動と組み合わせて無段階に角度可変調節を行うために使用されるものであること。
- ii 使用者の身体状況（体重を含む。）を参考に、安全性と耐久性を考慮して必要な本数分を加算することができること。

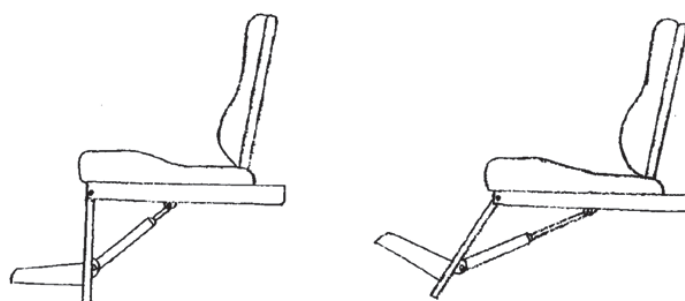
(c) その他

- i 体幹支持部と骨盤・大腿支持部間の角度可変機構（いわゆるリクライニング）は、「腰部・遊動×（必要数）」＋「角度調整用部品×（必要数）」で取り扱うこと。（図－52 参照）
- ii 骨盤・大腿支持部と下腿支持部間の角度可変機構（いわゆるエレベーター）は、「膝部・遊動×（必要数）」＋「角度調整用部品×（必要数）」で取り扱うこと。（図－53 参照）

図－52 リクライニングの概念図



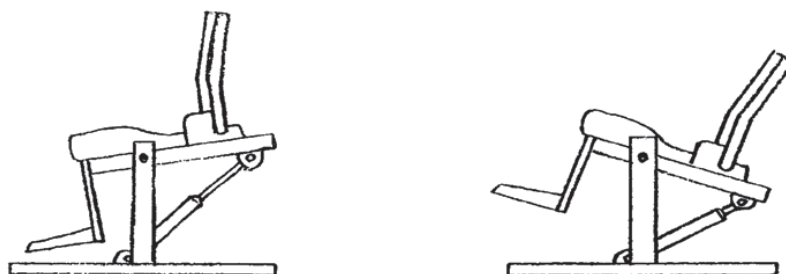
図－53 エレベーターティングの概念図



c 構造フレーム

- (a) 構造フレームとは、支持部を装置の使用目的に合わせた高さや角度に保持するためのもので、これを「支持部」及び「支持部の連結」と組み合わせることで装置本体の形が決定されるものであること。
- (b) ティルト機構とは、体幹支持部と骨盤・大腿支持部が一定の角度を維持した状態で支持部全体を傾ける機構であること。（図－54 参照）

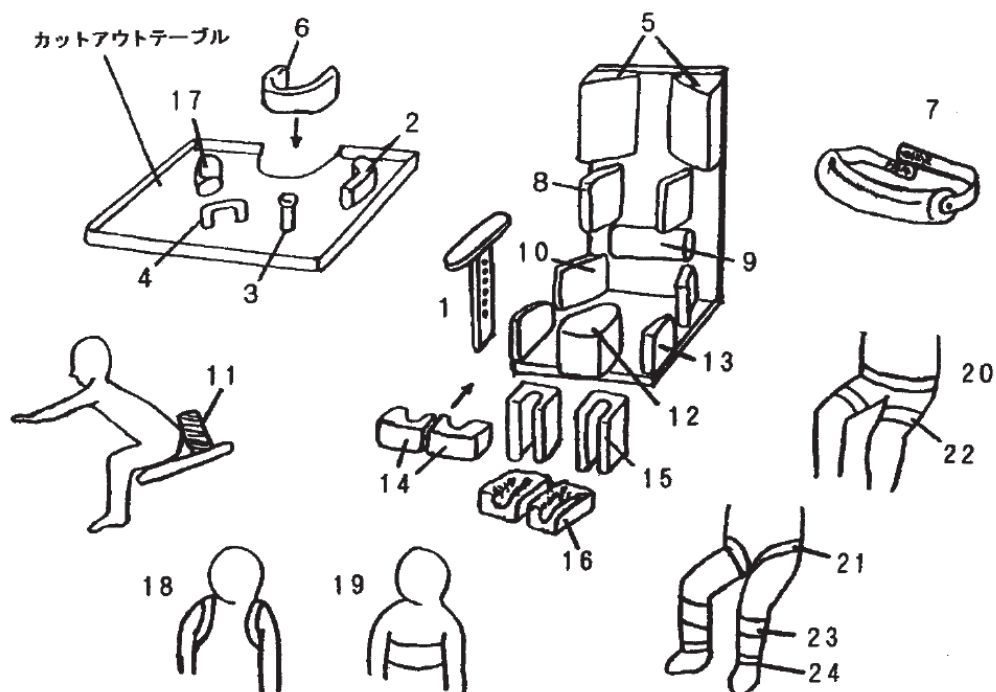
図－54 ティルト機構の概念図



- (c) ティルト機構を有する装置の「支持部の連結」、「構造フレーム」の取扱いは、「腰部・固定×（必要数）」＋「構造フレーム」＋「ティルト機構加算」＋「角度調整用部品×（必要数）」で取り扱うこと。
 - (d) 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、車椅子及び電動車椅子購入基準（普通型、リクライニング式普通型、ティルト式普通型、リクライニング・ティルト式普通型、手押し型、リクライニング式手押し型、ティルト式手押し型又はリクライニング・ティルト式手押し型）の価格を基本価格とし、構造フレームの基本価格を合算できないこと。
 - (e) 座位保持装置として製作する部分が、車椅子及び電動車椅子に備わっているため重複することとなる部分（座布、バックサポート、アームサポート、レッグサポート、フットサポート等）については、車椅子及び電動車椅子修理基準の各部位の交換価格の95%を控除すること。ただし、リクライニング機構に限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、座位保持装置側のリクライニング機構の製作加算は行わないこと。
 - (f) 車椅子及び電動車椅子フレームに支持部を直接取りつける場合は、支持部の連結の価格を加算することができないこと。
 - (g) 完成用部品を使用する場合は、構造フレームの基本価格を合算することができないこと。
- d 付属品
- (a) 共通事項
 - i 価格は、一単位（個・本）の額とすること。
 - ii 取り付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。
 - (b) カットアウトテーブル
 - i カットアウトテーブルは、机上作業を行う場合に用いるとともに、そのカット部において体幹の安定や上肢の保持を図るものであること。
 - ii 表面クッション張りは、緊張や不随意運動などによる頭部、上肢への保護を目的とするものであること。
 - (c) 上肢保持部品、体幹保持部品、骨盤保持部品、下肢保持部品、ベルト部品については、次表に示すそれぞれの機能を果たすものであること。

なお、その形状が例示以外のものであっても、当該機能を果たすものであれば、取り扱うことができること。

図－55 付属品の例



名称	種類	機能
上肢保持部品	1 アームサポート	上肢の支持
	2 肘パッド	肩甲帯のリトラクション抑制、不随意運動の抑制
	3 縦型グリップ	手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持
	4 横型グリップ	同上
体幹保持部品	5 肩パッド	肩の挙上防止、肩甲帯のリトラクション抑制
	6 胸パッド	体幹の前傾防止
	7 胸受けロール	同上
	8 体幹パッド	体幹の横ずれ防止
	9 腰部パッド	腰椎の支持
骨盤保持部品	10 骨盤パッド	骨盤の固定
	11 臀部パッド	臀部の後ろずれ防止
下肢保持部品	12 内転防止パッド	股関節の内転防止
	13 外転防止パッド	股関節の外転防止
	14 膝パッド	前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定
	15 下腿保持パッド	下腿の交差防止
	16 足部保持パッド	足部の保持
ベルト部品	腕ベルト	手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持
	17 手首ベルト	同上
	18 肩ベルト	体幹の正中保持、前傾防止
	19 胸ベルト	体幹の前傾防止
	20 骨盤ベルト	骨盤の保持
	21 股ベルト	骨盤の前ずれ防止
	22 大腿ベルト	大腿部の保持
	膝ベルト	前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定
	23 下腿ベルト	下腿部の保持
	24 足首ベルト	膝の伸展防止、足の横ずれ防止

- (d) ベルト部品は、クッション素材を取り付けた場合を含む価格とすること。
- (e) 支持部カバーとは、支持部の表面を覆うもので、ビニールレザー、布地などの素材を用いたものであること。

なお、上肢支持部カバーは、支持部が上肢支え及び前腕・手部支えに分離しているものであっても、また、脱着式の加算は、支持部カバーが左右両側分であっても、一単位として取り扱うこと。

- (f) 内張りとは、アームサポートやテーブルの裏側に腕や膝が当たることによる怪我の防止を目的としたものであること。
- (g) 体圧分散補助素材とは、低い反発力又は衝撃を吸収する機能を有するものであること。
- (h) キャスターは、1個当たりの価格とし、屋内で使用される場合に用いられるものであること。なお、多機能キャスターとは、車輪の動き（方向と回転）を同時に固定できるものであること。
- (i) 完成用部品が付属品を有している場合は加算することができないこと。

e 調節機構

- (a) 脱着・開閉機構は、その機能の固定・解除が確実にできる構造のものであり、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは加算することができないこと。
- (b) 完成用部品（支持部、継手部品、構造フレーム、アームサポートに係るもの）が調節機構を有している場合は加算することができないこと。

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとする。ただし、使用部品の処方の際には、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

(参考) 座位保持装置の基本工作法から考えられる必要な設備等

座位保持装置の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工程	作業の内容	設備
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙直、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認。	
(イ) 採寸	製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録。	
(ウ) 採型	採型器による陽性モデル又はギプス包帯法による陰性モデルの採型。	採型器
(エ) 設計図の作成	製作に必要な設計図の作成。	
(オ) 陽性モデルの製作・修正	陰性モデルへのギプスの注型並びに支持部の製作に必要な陰性モデルの製作、修正、表面の仕上げ。	
(カ) 加工・組立て	陽性モデル及び設計図に基づく加工並びに組立て。	
(キ) 仮合せ（中間適合検査）	身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正。	
(ク) 仕上げ	各部品の取付け及び仕上げ等。	ミシン
(ケ) 適合検査	最終的な身体への適合及び装置の各機能の検査。 ※ユーザに対する座位保持装置の取扱い方法の説明やメンテナンス、接触面の衛生管理等の指導。	
※ 関連業務	・製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 ・初期段階で、ユーザが座位保持装置を入手するまでの流れについて説明する。 ・処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・座位保持装置の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。	

※ 事務室、工作室が必要であり、設備を配置した上で十分に動ける面積（例：6坪以上）があること。

※ 設備欄に掲げる設備のほか、必要な工具等（例：ボール盤、ジグソー、エアコンプレッサー、電動ドリル、万力、ハンドドリベッター、トルクレンチ、パイプカッター、ノギス、ウレタンカッター、ディスクグラインダー等）を備えていること。

第2 修理に要する費用の額の算定等に関する取扱い

1 殻構造義肢

殻構造義肢の修理については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の104.8に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修理項目	価格
ア ソケットの交換	採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用品の基本価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格をもって修理価格とすること。
カ 完成用品の交換	完成用品の交換に係る基本価格に、「購入基準の完成用品」に掲げる価格を加算した額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に「修理基準のキのソケットの調整」に定める額をもって修理価格とすること。
(注) 1 ア又はウの修理で完成用品を必要とする場合は、「購入基準の完成用品」に掲げる価格を加算すること。 2 ア、ウ及びカ修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。	

(1) ソケットの交換

a 基本価格及び複製価格

- (a) 基本価格は、採寸又は採型と仮歩行を含みソケット交換を行う場合の価格であること。
- (b) 複製価格は、使用中の義足からソケットを復元し、仮歩行を含むソケット交換を行う場合の価格であること。
- (c) 上記(a)又は(b)の工程により、大幅に支持部を修正する必要がある場合は、当該支持部の使用材料ごとに支持部の価格を加算することができること。

b ソケットの価格

- (a) ソケットの価格は、ソケットの基本価格又は複製価格の採型区分に基づき使用材料ごとに加算すること。
- (b) 二重式ソケットは、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。

(2) ソフトインサートの交換

- a ソケット交換に付随する場合の価格とは、ソケット交換を行う時に付随的にソフトインサートを製作する場合の価格であること。

- b 単独の場合の価格とは、ソフトインサート交換のみを行う場合であり、使用中のソフトインサートから陽性モデルを作りソフトインサートを製作する場合の価格であること。ただし、皮革、皮革・フェルトの材料を使用する場合には、陽性モデルを作らなくてもよいこと。
- (3) 支持部の交換
 - a 支持部交換を行う場合は、ソケット交換、継手交換、アングルブロック交換、幹部交換、鉄脚交換、高さ修正及び長さ修正等の修理において支持部に手を加えることを余儀なくされる場合に、その修理箇所の支持部を加算することができること。
 - b 支持部交換に伴い、外装を新しく行う場合は、外装の価格を加算すること。ただし、残存の皮革を使用する場合は、外装を加えられないこと。
 - c 熱可塑性樹脂を用いる場合の価格は、セルロイドに準じて取り扱うこと。
 - d 幹部、鉄脚及び足部の交換については、第1の1の殻構造義肢に準じて取り扱うこと。
- (4) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換
 - a 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換は、当該基本価格に購入基準の使用部品価格を加算すること。
 - b 修理項目の中で購入基準に掲げられていない修理については、当該基本価格をもって修理価格とすること。
 - c 金具部品交換の基本価格には、美錠等の金具部品の価格が含まれていること。
 - d 義足用股吊り交換の価格は、1本当たりのものであること。
 - e 軽便式・下腿義足常用普通用の懸垂用膝カフの交換については、PTB膝カフに準じて取り扱うこと。
- (5) 外装の交換
 - a 新たに外装を行う場合にのみ加算すること。
 - b 足部の表革及び裏革の交換については、木製足部の場合に加算することができること。ただし、職業上・生活環境等により、特に足部の耐久性を高める必要があると認められる場合は、木製足部以外の足部にも表革及び裏革を加算することができること。
 - c リアルソックスを必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格に、「修理基準のオの外装」に定める額を加算すること。
- (6) 完成用部品の交換
 - a アライメント調整を必要とするもの
 - (a) アライメント調整を必要とするものとは、支持部に手を加えないと修理できない完成用部品の交換であること。
 - (b) 前留金具部品交換は、全体の交換とし、支持部の価格を加算できないこと。
 - (c) 溶接は、アライメント修正及び支持部修正を必要とする溶接であること。

- (d) 外装を必要とする修理は、外装の価格を加算することができること。
- b アライメント調整を必要としないもの
- (a) アライメント調整を必要としないものとは、支持部、外装に手を加えることなく修理ができる完成用部品の交換であり、各パーツの小部品の交換とすること。ただし、ネジ類の交換は、部品交換として加算できないこと。
- (b) 溶接は、外装交換の有無にかかわらず支持部修正を必要としない溶接であること。
- (c) 吸着バルブの交換は、単独の場合とソケット交換に付随する場合とに区分され、単独の場合にのみ部品交換の基本価格を加算すること。
- (d) その他アライメント調整を必要とするもの以外の修理であること。

2 骨格構造義肢

骨格構造義肢の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の104.8に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修理項目	価格
ア ソケットの交換	採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、完成用部品の外装用部品を加算した額をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる額に、2,500円を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストックネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に「修理基準のキのソケットの調整」に定める額をもって修理価格とすること。
(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用 部品」に掲げる価格を加算することができること。 2 ア、ウ又はカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。 3 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。	

(1) ソケットの交換

a 基本価格及び複製価格

- (a) 基本価格は、採寸又は採型と仮歩行を含み、ソケット交換を行う場合の価格であること。
- (b) 複製価格は、使用中の義足からソケットを復元し、仮歩行を含むソケット交換を行う場合の価格であること。
- (c) 上記(a)又は(b)の工程により、大幅に支持部を修正する必要がある場合は、当該支持部の使用材料ごとに支持部の価格を加算することができること。

b ソケットの価格

- (a) ソケットの価格は、ソケットの基本価格又は複製価格の採型区分に基づき使用材料ごとに加算すること。
- (b) 二重式ソケットは、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。

(2) ソフトインサートの交換

- a ソケット交換に付随する場合の価格とは、ソケット交換を行う時に付属的にソフトインサートを製作する場合の価格であること。
- b 単独の場合の価格とは、ソフトインサート交換のみを行う場合であり、使用中のソフトインサートから陽性モデルを作りソフトインサートを製作する場合の価格であること。ただし、皮革、皮革・フェルトの材料を使用する場合には、陽性モデルの製作を省略することができること。

(3) 支持部の交換

支持部交換は、ソケット交換を行う場合にのみ加算すること。

(4) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の取扱いについては、第1の1の殻構造義肢に準ずること。

(5) 外装の交換

- a フォームカバーの交換を行う場合にのみ加算すること。
- b リアルソックスを必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格に、「修理基準のオの外装の交換」に定める額を加算すること。

(6) 完成用部品の交換

ストッキネット、吸着バルブ、エアパイロンポンプ等の交換及び断端袋の購入（交換を含む。）については、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。

3 装具

装具の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式での合算した額の100分の104.8に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修理項目			価格
ア 継手及び支持部の交換			修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格」に掲げる価格に、「修理基準のアの継手及び支持部の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。
イ 完成用部品の交換			修理項目ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。
ウ マジックバンドの交換			修理箇所ごとに 25 mm幅のもの及び 50 mm幅のものは「修理基準のウのマジックバンドの交換」に定める額とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を 2 倍した額を修理価格とすること。
エ 溶接			修理箇所ごとに「修理基準のエの溶接」に定める額とすること。
オ その他の交換・修理			
(ア) 修理部位	下肢装具	足底革交換又は足底ゴム交換	修理項目ごとに「修理基準のエのその他の交換・修理の(ア)の修理部位」に定める額とすること。
		本底交換	
	靴型装具	足底挿板交換	
		半張交換	
		踵交換	
		積上交換	
		底張かけ交換	
		ファスナー交換	
		細革交換	
	体幹装具	硬性コルセット	
		筋金交換	
		軟性コルセット	
		筋金交換	
(イ) (ア) 以外の部位			修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格」に掲げる価格とすること。

(注) 1 採型又は採寸を必要とする修理については、「購入基準のウの基本価格」に掲げる価格を加算することができること。

2 ア又はオ ((イ) に係るものに限る。) の修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算することができること。

3 靴型装具は、右又は左の一侧を一単位とすること。

4 本底交換の価格は、踵部品の価格を含むものであること。

5 革底の細革交換は、革底の価格を加算すること。

完成用部品の交換において、2つ一組の完成用部品を1つ用いる修理の場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格に対して1/2を乗じた額をもって修理価格とすること。ただし、標準靴を除くものとする。

4 座位保持装置

座位保持装置の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の104.8に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修理項目	価格	
ア 支持部の交換	「購入基準の工の製作要素価格の（ア）の支持部」に掲げる価格に、「修理基準のアの支持部の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整	寸法調整	形状調整
頭部	修理項目ごとに「修理基準のイの支持部の調整」に定める額とすること。	
上腕部		
前腕・手部		
体幹部		
骨盤・大腿部		
下腿部		
足部		
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の支持部の連結」に掲げる価格に、「修理基準のウの支持部の連結、連結角度調整用部品の交換」に定める額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換	購入基準の製作要素価格の構造フレームに掲げる基本価格に、「修理基準の工の構造フレームの交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子及び電動車椅子の修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の付属品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の調節機構」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ マジックバンドの交換	25mm 幅のもの及び 50mm 幅のものは「修理基準のキのマジックバンドの交換」に定める額とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を２倍した額とすること。	
ク 完成用部品の交換	修理項目ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
(注) 採寸又は採型を必要とする修理については、「購入基準のウの基本価格」に掲げる価格を加算することができること。		

継手の交換において、2つ一組の義肢・装具の完成用部品を1つ用いる場合は、「購入基準の殻構造義肢の完成用部品」、「購入基準の装具の完成用部品」に掲げる価格に対して1/2を乗じた額をもって修理価格とすること。

第3 モジュラー方式車椅子に関する取扱い

モジュラー方式の車椅子を構成する部品は、別表「モジュラー方式車椅子の構成」に掲げるものとする。

別表

モジュラー方式車椅子の構成

名称	構成内容	構成部品
フレーム	サイドフレーム	サイドベースフレーム、サイド拡張フレーム（一体型も同じ）
	クロスフレーム	折りたたみフレーム（固定連結フレームも含む）
身体支持ユニット	バックサポート	バックサポート、バックサポートパイプ
	座	座布（座シートも同じ）
	アームサポート	アームサポート、アームサポート取付部品、サイドガード
	フットサポート	フットサポート（フットプレート（パイプ状プレートも同じ）、ステップポストを含む）、レッグサポート
大車輪	駆動輪	ハブ取付部品、ハブ、ハブ軸、スポーク、リム、タイヤ、チューブ、ハンドリム
キャスター	キャスター	キャスター（キャスターフォーク、キャスターステム、キャスター取付部品、キャスターホイール、キャスタータイヤを含む）
ブレーキ	ブレーキ	ブレーキ、ブレーキ取付部品

第4 車椅子及び電動車椅子に関する取扱い

車椅子及び電動車椅子に、障害状況等に応じた部品等を追加する場合の対象者例及び構造は次のとおり。

項目	1 台分 又は 1 個分	対象者例	構造
背クッション	個	背部の褥瘡危険性がある者。軽度の座位困難性があり、座位保持に必要な場合。	ウレタン等を主材料とする。
特殊形状クッション (骨盤・大腿部サポート)	個	座位保持が困難で臀部・大腿形状に沿った形状のクッションが必要な者。(座位保持装置のモールド型までは必要ない者。)	ウレタンを主材料とし、座位保持機能を高めたもの。
クッションカバー (防水加工を施したもの)	個	失禁が頻回等の理由から防水用クッションカバーを必要とする者。	防水加工を施したもの。
クッション滑り止め部品	台	足こぎ操作や、移乗動作によりクッションのスレが頻繁に生ずる者。	座面にベルクロや滑り止め効果のある素材を縫製したもの。
延長バックサポート	台	体幹の筋力低下により、背当ての延長が必要な者。リクライニング、ティルト機構を有する車椅子には必要。	バックサポートパイプを延長し、背当てシートを張ったタイプ。枕を含まない。
枕(オーダー)	台	体幹筋、頭部筋の麻痺等により頭部の位置を微調整する必要がある者。	利用者の頭頸部に適合させたオーダーメイドの枕。カバー含む。(レディメイド(カバー含む)の価格は50%)
張り調整式 バックサポート	台	体幹の筋力低下や脊柱変形等により、一枚ものの背当てシートでは座位の安定性確保が困難な者。	バックサポートパイプ間に5cm幅程度のベルトを数本張り、クッション入りカバーで覆う構造。(背クッションの同時加算は不可。)
高さ調整式 バックサポート	台	成長期の児童。最初の1台目の車椅子で、使用の慣れ等により背当て高さ変更があり得る者。	バックサポートパイプの長さが可変できる構造。
後彎対応調整式 バックサポート	台	背張り調整のみでは対応できない場合(高度後彎の場合等)には必要。(特例補装具の取扱い)	バックサポートパイプの途中に角度可変部品が取り付けられている構造。
骨盤サポート	台	脊柱の変形等により骨盤部を支持する必要がある者。(特例補装具の取扱い)	バックサポートパイプの骨盤部に部品が取り付けられ、張り調整が可能なベルトを通してある構造。
背折れ機構	台	背当てが高く、自動車のトランク等への収納が頻繁にある場合等に必要。	バックサポートパイプの途中から折りたたみ可能な構造。
背座間角度調整機構	台	成長期の児童。最初の1台目の車椅子で、使用の慣れ等により背当て角度の変更があり得る者。	バックサポートパイプと座ベースパイプの交点付近に角度可変部品を取り付けた構造。
高さ角度調整式 アームサポート	個	成長期の児童等でアームサポートの高さの変更の必要がある者。上肢筋力低下、可動域制限等によりアームサポートの高さ調整を要する者で、かつ、上肢筋力低下により、ティルト時に肘が落ちる場合に必要。	肘を乗せる部分が上下に可動(複数の穴にネジ等で固定)する構造、かつ、肘を乗せる部分の角度が可変する構造。

参考7「義肢、装具及び座位保持装置等に係わる事務取扱要領」の制定について

項目	1台分 又は 1個分	対象者例	構造
高さ調整式 アームサポート (段階調整式)	個	成長期の児童等でアームサポートの高さの変更の必要がある者。上肢筋力低下、可動域制限等によりアームサポートの高さ調整を要する者。	肘を乗せる部分が上下に可動（複数の穴にネジ等で固定）する構造。
角度調整式 アームサポート	個	上肢筋力低下により、ティルト時に肘が落ちる場合に必要。	肘を乗せる部分の角度が可変する構造。
跳ね上げ式 アームサポート	個	移乗動作時に必要な者。	アームサポートをフレームに連結する部品に可動性を持たせ跳ね上げを可能とする構造。
脱着式アームサポート	個	移乗動作時に必要な者。	アームサポートをフレームに差し込む構造等。
アームサポート拡幅	個	上肢筋力低下により、肘が落ちやすい者。	肘当ての幅を6cm以上の幅広タイプとしたものの。
アームサポート延長	個	リクライニング時に肘が落ちる者。	肘当ての長さを後方に延長したもの。
脱着式レッグサポート	個	足こぎが主な操作手段の者。移乗動作時に必要な者。	フレームパイプに部品を取り付け、レッグサポートを差し込む等の構造。
挙上式レッグサポート (パッド形状)	個	膝関節の屈曲制限がある者。	歯形の形状又はメカニカルロックでレッグサポートフットサポートを挙上できる構造。
開閉挙上式 レッグサポート (パッド形状)	個	膝関節の屈曲制限がある者。	歯形の形状又はメカニカルロックでレッグサポートフットサポートを挙上できる構造、かつ、フレームパイプに部品を取り付け、レッグサポートを差し込む等の構造。
開閉・脱着式 レッグサポート	個	移乗動作時に必要な者。	フレームパイプに部品を取り付け、レッグサポートを差し込む等の構造。
フットサポート 前後・角度・左右調整	個	成長期の児童。足関節の可動域制限がある者。下肢装具をつけたまま車椅子に乗車する者等。	複数の穴を持つフットサポートをクランプで挟む構造等。
ヘッドサポートベース (マルチタイプ)	台	体幹筋、頭部筋の麻痺等により頭部の位置を微調整する必要がある者。リクライニング、ティルト機構を有する車椅子には必要。	頭頸部を支持するためにバックサポートパイプに取り付けられるベース部品。高さ・前後・角度調整が可能なもの。枕を含む。
座張り調整機構	台	成長期の児童で座の奥行きの変更の必要がある者。下肢、体幹筋の麻痺等により座面を調整する必要がある者。	座のベースパイプ間に5cm幅程度のベルトを数本張り、カバーで覆う構造。
座奥行き調整 (スライド式)	台	成長期の児童で座の奥行きの変更の必要がある者。下肢、体幹筋の麻痺等により座面を調整する必要がある者。	座のベースパイプの長さが可変できる構造。
座板	台	スリング式のシートでは座位保持が困難な者。	硬度が高い板。材質は木材又は樹脂。
延長用ブレーキアーム	個	片麻痺者の麻痺側等に必要。	ネジ等で延長棒を取り付ける構造。
ノブ付きハンドリム	個	上肢筋力低下により、駆動にノブが必要な者。	ハンドリムに複数のノブを溶接した構造。
車軸位置調整	台	成長期の児童で車軸の位置の変更の必要がある者。最初の一台目の車椅子の場合等で購入後に車軸位置の変更があり得る者。	車軸取り付け位置を複数の穴又はスライド可能なプレート等で調整可能な構造。

項目	1台分 又は 1個分	対象者例	構造
大車輪脱着ハブ (クイックリリース)	個	車載などの際、簡単に取り外せることで車椅子を小さく、また持ち運びやすくするため。車軸位置調整構造の際必要。	車輪中心のボタンを押すことにより脱着可能な構造。
ノーバンクタイヤ (車椅子用)	個	メンテナンスフリーを希望する者。	ハイポリマー製のもの又はこれに準ずるもの。
転倒防止装置 (キャスター付き折りたたみ式)	個	頻繁に段差を介助する際等に必要。	ワンタッチで折りたたみ可能な構造。キャスター付き。
ガスダンパー	個	使用者の体重が重い場合のティルト、リクライニング機構に必要。	ガス圧式のダンパー。ティルト機構等に取り付け。
幅止め	個	体重が重い方等でバックサポートパイプ等のたわみ防止に必要な者	バックサポートパイプ間又はベースパイプ間の芯張り。
高さ調整式 手押しハンドル	台	ティルト、リクライニング時に介助する場合に必要。	バックサポートパイプに沿って押し手がスライド可能な構造。
車載時固定用フック	個	車載固定等	フックをフレームに溶接された構造等。4個まで。
日よけ(雨よけ) 部品	個	雨天外出が多い者。直射日光に弱い者。傘ホルダー等。(雨天走行時は取扱説明書の注意事項を参照すること。)	傘の持ち手を挟んでバックサポートパイプ等に取り付ける構造等。
6輪構造	台	職場や家屋が狭隘な場合。	フレーム中心部に大車輪があり、後輪キャスターを2個有するもの。前輪キャスター上げも可能な構造。
成長対応型加算 (車椅子)	台	成長期の児童、その他購入後に大幅な変更が見込まれる者等。	バックサポート高さ、座奥行き、背・座張り調整、フットサポート前後調整、車軸位置調整、脱着ハブ、その他成長対応に必要な構造を有すること。
成長対応型加算 (電動車椅子)	台	成長期の児童、その他購入後に大幅な変更が見込まれる者等。	バックサポート高さ、座奥行き、背・座張り調整、フットサポート前後調整、その他成長対応に必要な構造を有すること。
痰吸引器搭載台	台	痰吸引器を常時使用する必要がある者。	車椅子フレーム下部等に台を取り付けた構造。
前方オフセットフレーム	個	装具を付けた方のためなど通常のフレームでは他の福祉機器との併用が不可能な場合。(特例補装具の取扱い)	レッグサポートの斜めパイプを後方にオフセットした構造。
フレーム補強	台	体重100kg以上の者。不随意運動や緊張が激しい者など補強を必要と認めた場合。(特例補装具の取扱い)	三角プレート等を溶接、又は二重パイプにする等、強度を高める構造。
背パッド座パッド	個	軽度の座位困難性があり、保持に必要な場合。(特例補装具の取扱いとし、価格は座位保持装置の付属品を参考とする。)	ウレタン等を主材料とし、背当てや座クッション面に装着するもの。
電動スイングチンコン トロールー式	台	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。あごで操作が可能なる者。	下記パーツから構成された構造。

参考7「義肢、装具及び座位保持装置等に係わる事務取扱要領」の制定について

項目	1台分 又は 1個分	対象者例	構造
(パーツ) パワースィングチンアーム	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	電動により可動するコントローラー取り付けアーム。
(パーツ) チン操作ボックス	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	あご操作用のコントロールボックス。
(パーツ) セレクター	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	走行、リクライニング等の操作切り替え用のスイッチ。
(パーツ) 液晶モニタ	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	操作切り替えの状況等を表示するための液晶モニタ。
(パーツ) 頭部スイッチ・取付金具	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	頭部で走行、リクライニング等の操作切り替えを行うためのスイッチとフレームに取り付けるための金具。
手動スィングチンコントローラー式	台	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。スィングアームの位置調整は介助者が行う場合。	下記パーツから構成された構造。
(パーツ) 手動スィングチンアーム	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。スィングアームの位置調整は介助者が行う場合。	手動により可動するコントローラー取り付けアーム。
(パーツ) チン操作ボックス	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	あご操作用のコントロールボックス。
手動スィングアーム	個	上肢の可動域制限等により、コントローラー位置が、身体の中央になるような場合必要。	操作ボックスを任意の場所に取付が可能なアーム。
多様入力コントローラ（非常停止スイッチボックス）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	非常停止スイッチ付きの多様入力コントローラ。
多様入力コントローラ（4方向スイッチボックス）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	十字配列型の4ボタン。
多様入力コントローラ（4方向スイッチボード）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	並列配置の4ボタン。
多様入力コントローラ（8方向スイッチボックス）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	円形配置の8ボタン。
多様入力コントローラ（8方向スイッチボード）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	楕円形配置の8ボタン。
多様入力コントローラ（小型ジョイスティックボックス）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	小型のジョイスティック。
多様入力コントローラ（フォースセンサ）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	フォースセンサ内蔵のコントローラ。
多様入力コントローラ（足用ボックス）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	足指や足底での操作に耐えるよう耐久性の高いコントローラ。
簡易1入力式	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	スキャン式で、1ボタンで走行操作が可能な仕様コントローラ。
延長式スイッチ	個	上肢筋力低下や可動域制限等により、スイッチの延長が必要な者。	材料－樹脂

項目	1台分 又は 1個分	対象者例	構造
レバーノブ各種形状	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊なノブが必要な者。	材料－樹脂
感度調整式ジョイスティック	台	上肢筋力低下や病状進行等により、ジョイスティックの傾倒感度を、前・後・左・右それぞれ独立に変更することが必要な者。	プログラム変更により、ジョイスティックの傾倒感度を、前・後・左・右それぞれ独立に変更調整が可能なもの。
ジョイスティックのバネ圧変更	台	上肢筋力低下等により、バネ圧を低くする等の対応が必要な者。	バネの変更による操作力調整。(弱くしすぎると事故につながるため注意を要する。)
前輪パワーステアリング	台	悪路での使用が多い場合。不随意運動等による操作不安定が、これにより解消する場合。	前輪を自在輪とせず、電動で操作する構造のもの。
前輪駆動後輪自在輪式	台	悪路での使用が多い場合。不随意運動等による操作不安定が、これにより解消する場合。ベッド、机等へ寄り付きやすくなる場合等。	前輪を駆動輪、後輪を自在輪としたもの。加算額は設けない。
簡易型電動装置サーボモーター式	台	一回充電の航続距離を長く必要とする者。メンテナンスフリーを希望する者。	駆動方式としてACサーボモーターを採用したもの。
ノーバンクタイヤ(電動車椅子前輪)	個	メンテナンスフリーを希望する者。	ホイール付き。
ノーバンクタイヤ(電動車椅子後輪)	個	メンテナンスフリーを希望する者。	ホイール付き。
手動リクライニング装置交換	台	手動リクライニング式電動車椅子の修理時交換価格	リクライニング機構が手動のもの。
スイッチボックス別箱	個	上肢筋力低下や可動域制限等によりスイッチボックスを別箱で必要とする場合は特例対応。	コントロールボックスについているスイッチを別箱により任意の場所に取り付ける構造。

第5 歩行器に関する取扱い

歩行器のうち、下記の項目の支給を行う場合の対象者例及び構造は次のとおり。

項目	1台分 又は 1個分	対象者例	構造
歩行器（後方支持型）	台	前方支持型のものでは歩行姿勢が前傾しやすい者であって、後方支持型であっても転倒危険性がない者、かつ、これによって実用的な歩行が可能となる者。	基本構造は四輪歩行器（腰掛けなし）に準じ、フレームが側方及び後方にあり、上肢及び骨盤後方を支持する構造。
歩行器 （サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのもの）	台	成長期の児童等で、上肢支持のみの自力立位が困難であるが、臀部のわずかな支持があれば実用歩行が可能になる者であって、かつ、歩行器の握りを把持することが困難等の理由からテーブル面に上肢を支持することで実用歩行が可能になる者。	基本構造は四輪歩行器（腰掛けなし）に準じ、サドル・テーブル等を有する構造。

参考 8

非課税物品に関する告示

消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件

平成三年六月七日

厚生省告示第百三十号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の四第一項及び第二項の規定に基づき、厚生大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を次のように定め、平成三年十月一日から適用する。

＜最新改正＞

平成二十五年三月二十九日厚生労働省告示第百十五号

消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する
身体障害者用物品及びその修理

1 身体障害者用物品

一 義肢

二 装具

上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある者に装着することにより、当該機能の低下を抑制し、又は当該機能を補完するためのものであって、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号。第八号において「補装具告示」という。）の別表の1の（3）の基本構造欄に掲げる構造を有し、使用材料・部品及び工作法欄に掲げる部品を用い、かつ、個別に採寸等を行い製作されるものに限る。

三 座位保持装置

機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、安定した座位姿勢の保持を可能にする機能を有するもの。

四 盲人安全つえ

五 義眼

六 眼鏡

弱視眼鏡及び遮光眼鏡に限る。

七 点字器

八 補聴器

補装具告示の別表の１の（５）の補聴器の項の基本構造欄に掲げる構造を有するものに限る。

九 人工喉頭

十 車椅子

十一 電動車椅子

十二 歩行器

歩行が困難な者の歩行を補助する機能を有し、歩行時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有するものにあつては上肢で保持して移動させることが可能なもの、車輪を有するものにあつては使用時に体の前又は後ろ及び左右の把手等が体を囲む形状を有し、かつ、歩行の障害となる構造物を有しないもの。

十三 頭部保護帽

ヘルメット型で、歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するものであって、スポンジ及び革又はプラスチックを主材料にして、個別に採寸等を行い製作されるものに限る。

十四 装着式収尿器

十五 ストマ用装具

十六 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖及びプラットフォーム杖に限る。

十七 起立保持具

足首、膝関節、大腿等をベルト等により固定することにより、起立困難な児童の起立を補助する機能を有するもの。

十八 頭部保持具

車椅子等に装着し、身体に障害を有する児童の頭部を固定する機能を有するもの。

十九 座位保持椅子

児童の機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、座位を保持することを可能にする機能を有する椅子。

二十 排便補助具

身体に障害を有する児童の排便を補助するものであって、パッド等を装着することにより、又は背もたれ及び肘掛けを有する椅子状のものであることにより、座位を保持しつつ、排便をすることを可能にする機能を有するもので、移動可能なものに限る。

二十一 盲人用カセットテープレコーダー

点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、標準速度を半減速にすることに

より、通常の二倍又は四倍の時間の録音が可能機能を有する製品であって、別表第一に掲げるものに限る。

二十一の二 視覚障害者用ポータブルレコーダー

音声により操作ボタン及び操作方法に関する案内を行う機能を有し、かつ、DAISY方式による録音又は再生が可能機能を有する製品であって、別表第一の二に掲げるものに限る。

二十二 盲人用時計

腕時計又は懐中時計であって、文字盤に点字等があり、文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するものに限る。

二十三 盲人用カナタイプライター

専ら片仮名又は平仮名で印字する機能を有するものであって、キーの位置を確認できる凸線等の印がついているもの。

二十四 点字タイプライター

点字の六点に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するもの。

二十五 盲人用電卓

入力結果及び計算結果を音声により伝える機能を有するもの。

二十六 盲人用体温計

検温結果を、音声により伝える機能を有するもの。

二十七 盲人用秤

家庭用上皿秤であって、文字盤に点字等があり、文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するもの。

二十八 点字図書（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）別表第一第十二号に規定する教科用図書に該当するものを除く。）

二十八の二 盲人用体重計

計測結果を音声により伝える機能を有するもの又は文字盤に点字等があり、静止させた文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するもの。

二十八の三 視覚障害者用拡大読書器

視力に障害を有する者の読書等を容易にする製品であって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもので、別表第二に掲げるものに限る。

二十八の四 歩行時間延長信号機用小形送信機

電波を利用して、符号を送り、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色である時間を延長することができるもの。

二十八の五 点字ディスプレイ

文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示す機能を有するもの。

二十八の六 視覚障害者用活字文書読上げ装置

視力に障害を有する者の情報の入手を容易にする製品であって、文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの。

二十八の七 視覚障害者用音声 I C タグレコーダー

視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、I C タグその他の集積識別情報と音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもので、別表第二の二に掲げるものに限る。

二十八の八 視覚障害者用音声方位磁石

視力に障害を有する者の方角に関する情報の入手を容易にすることのみを目的とする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、触覚や音声信号により情報を確認できる機能を有するものに限る。

二十八の九 視覚障害者用音声色彩識別装置

視力に障害を有する者の色に関する情報の入手を容易にすることのみを目的とする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、触覚や音声信号により情報を確認できる機能を有するものに限る。

二十八の十 視覚障害者用携帯型歩行支援装置

視力に障害を有する者の歩行に必要な地図情報及び位置情報の入手を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、人工衛星を利用した情報通信ネットワーク等を通じて位置情報を受信する機能及び触覚や音声信号のみにより情報を確認できる機能を有するものに限る。

二十九 聴覚障害者用屋内信号装置

音声等による信号を感知し、光や振動に変換して、伝達する機能を有する持ち運び可能な器具であって、別表第三に掲げる製品に限る。

二十九の二 聴覚障害者用情報受信装置

字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信する製品であって、別表第三の二に掲げる製品に限る。

三十 特殊寝台

身体に障害を有する者が家庭において使用する寝台であって、身体に障害を有する者の頭部及び脚部の傾斜角度が調整できる機能を有するもので、次に掲げる条件の全てを満たすものに限る。

イ 本体の側板の外縁と側板の外縁との幅が百センチメートル以下のもの

ロ サイドレールが取り付けられているもの又は取り付け可能なもの

ハ キャスターを装備していないもの

三十一 特殊尿器

排尿を検知し、尿を自動的に吸入する機能を有するものに限る。

三十二 体位変換器

空気パッドにロッドを差し込んだものを身体の下に挿入することにより、又は身体の下にあらかじめ空気パッドを挿入し膨らませることにより、身体に障害を有する者の体位を容易に変換できる機能を有するもの。

三十三 重度障害者用意思伝達装置

両上下肢の機能を全廃し、かつ、言語機能を喪失した者のまばたき等の残存機能による反応を、センサーにより感知して、ディスプレイ等に表示すること等により、その者の意思を伝達する機能を有する製品であって、別表四に掲げるものに限る。

三十三の二 携帯用会話補助装置

発声、発語に著しい障害を有する者の意思を音声又は文字に変換して伝達する機能を有する製品であって、別表第五に掲げるものに限る。

三十三の三 移動用リフト

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり具でつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の寝台と車椅子との間等の移動を補助する機能を有するもの。

三十四 透析液加温器

透析液を四十一度を上限として加温し、一定の温度に保つ機能を有するものであって、持ち運び可能なもの。

三十五 福祉電話器

音声を振動により骨に伝える機能、上肢機能に障害を有する者が足等を使用して利用できる機能、又は聴覚障害者が筆談できる機能等を有する特殊な電話器であって、別表第六に掲げる製品に限る。

三十六 視覚障害者用ワードプロセッサ

点字方式により入力する機能、入力結果が音声により確認できる機能、入力結果が点字変換される機能、又は入力結果が点字で印字される機能を有する製品であって、別表第七に掲げるものに限る。

三十七 身体に障害を有する者による運転に支障がないよう、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十一条の規定により付される運転免許の条件の趣旨に従い、当該身体に障害を有する者の身体の状態に応じた、次に掲げる補助手段が講じられている自動車

イ 手動装置

車両本体に設けられたアクセルペダルとブレーキペダルを直接下肢で操作できな

い場合、下肢に替えて上肢で操作できるように設置されるもの

ロ 左足用アクセル

右下肢に障害があり既存のアクセルペダルが操作できない場合、左下肢で操作できるように設置されるもの

ハ 足踏式方向指示器

右上肢に障害がありステアリングホイルの右側に設けられている既存の方向指示器が操作できない場合、下肢で操作できるように設置されるもの

ニ 右駐車ブレーキレバー

左上肢に障害があり運転座席の左側に設けられている既存の駐車ブレーキレバーが操作できない場合、右上肢で操作できるよう運転者席の右側に設置されるもの

ホ 足動装置

両上肢に障害があり既存の車では運転操作できない場合、上肢に替えて両下肢で運転操作できるようにするもの

ヘ 運転用改造座席

身体に障害があり、安定した運転姿勢が確保できない場合、サイドボードを付加した座席に交換することにより、安定した運転姿勢を確保できるよう設置されるもの

三十八 車椅子及び電動車椅子（以下この号において「車椅子等」という。）を使用する者を車椅子等とともに搬送できるよう、車椅子等昇降装置を装備し、かつ、車椅子等の固定等に必要の手段を施した自動車（乗車定員 11 人以上の普通自動車については、車椅子等を使用する者を専ら搬送するものに限る。）

2 身体障害者用物品の修理

前項の第一号から第二十号までに掲げるものに係る修理、第三十七号に掲げる補助手段に係る修理及び第三十八号に掲げる車椅子等昇降装置及び必要の手段に係る修理

別表第一 盲人用カセットテープレコーダー（第二十一号関係）

製品名（品番）	販売元	販売元の住所又は所在地
T C M - 4 T R	ソニー株式会社	東京都港区港南一丁目7番1号

別表第一の二 視覚障害者用ポータブルレコーダー（第二十一号の二関係）

製品名（品番）	販売元	販売元の住所又は所在地
ブレクストーク ポータブルレコーダ P T R 2	シナノケンシ株式会社	長野県上田市上丸子 1078 番地
ブレクストーク P T N 2	シナノケンシ株式会社	長野県上田市上丸子 1078 番地

別表第二 視覚障害者用拡大読書器（第二十八号の三関係）

製品名（品番）	販売元	販売元の住所又は所在地
センスビュー P 430	ケージーエス株式会社	埼玉県比企郡小川町小川 1004
センスビュー M 430 デュオ	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
クリアビュープラス 19 型 LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
マノ MANO	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
AV-100CP 19 型 LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
AV-100CP 19 型 LCD モニタモデル	株式会社エルモ社	愛知県名古屋市長瀬区明前町6番 14 号
センスビュー D650 22 型 LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
ルッキープラス	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
Eye-C	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
アイ・ラビュー	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
アイ・ラビュー Z 4	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
クリアビュープラス 24 型 LCD モニタモデル TwinView	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
コンパクト 5HD	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
コンパクト 7HD	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
ズームックス スノー	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
ズームックス レビュー	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
ズームックス レビュー 17 型 LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
ズームックス レビュー 19 型 LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
Crystal XL	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
アイ・ラビュー 7HD	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
アオキー	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
HD730 22 型 LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
HD730 24 型 LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
Aumed イメージ	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
クリアビュープラス HD Twin View 24 型 LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
クリアビュープラス HD 22 型 LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
クリアビュープラス HD 24 型 LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
コンパクトミニ	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
コンパクト 4HD	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
ズームックス レビュー 22 型 LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号
ズームックス レビュー 24 型 LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番 11 号

製品名（品番）	販売元	販売元の住所又は所在地
HIMS キャンディ	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ペオ 110 22 型クラス LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ペオ 110 24 型クラス LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ペオ 130 22 型クラス LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ペオ 130 24 型クラス LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ペオ 210 22 型クラス LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ペオ 210 24 型クラス LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ペオ 230 22 型クラス LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ペオ 230 24 型クラス LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
メゾ HD	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ルッキー HD	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
BRIGHT	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階 601 号
SPECTRUM	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階 601 号
STAR	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階 601 号
TRAVELLER	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階 601 号
CLEARVIEW COMPACT	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階 601 号
SPECTRUM VGA	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階 601 号
TRAVELLER FARVIEW	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階 601 号
CLEARVIEW BRIGHT	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階 601 号
CLEARVIEW SPECTRUM	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階 601 号
CLEARVIEW SPECTRUM VGA	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階 601 号
CLEARVIEW STAR	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階 601 号
DOMINO SPECTRUM	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階 601 号
SENTRY	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階 601 号
CLEARNOTE	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階 601 号

製品名（品番）	販売元	販売元の住所又は所在地
SPARK	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階601号
NOTE VISION	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階601号
CLEAR-Z	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階601号
TRAVELLER-Z	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階601号
スパークビューワー	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階601号
CLEAR-Z/2	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階601号
スパーク MK2	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階601号
イージーアイポケット	株式会社おんでこ	東京都豊島区西池袋三丁目22番13号
イージーアイポケット "TYPE-L"	株式会社おんでこ	東京都豊島区西池袋三丁目22番13号
ポケットMAX	株式会社おんでこ	東京都豊島区西池袋三丁目22番13号
アイビジョン デジタル5N-NOTE	アイネットワーク有限公司	東京都日野市西平山五丁目23番地の12
アイビジョン デジタル5N-NOTE-VOICE	アイネットワーク有限公司	東京都日野市西平山五丁目23番地の12
アイビジョン アナログ7Z-LCD	アイネットワーク有限公司	東京都日野市西平山五丁目23番地の12
アイビジョン デジタルビデオ12K-LCD	アイネットワーク有限公司	東京都日野市西平山五丁目23番地の12
アイビジョンカメラムーブ	アイネットワーク有限公司	東京都日野市西平山五丁目23番地の12
ポケットビューワー	株式会社ケイメイ	宮崎県宮崎市清水三丁目7番12号
モノマウス	株式会社ケイメイ	宮崎県宮崎市清水三丁目7番12号
カラーマウス	株式会社ケイメイ	宮崎県宮崎市清水三丁目7番12号
モノマウス-RM	株式会社ケイメイ	宮崎県宮崎市清水三丁目7番12号
カラーマウス-RM	株式会社ケイメイ	宮崎県宮崎市清水三丁目7番12号
カラーマウス-RM	株式会社ビジュアルウェア	東京都港区南青山二丁目4番15号
モノマウス-USB	株式会社ケイメイ	宮崎県宮崎市清水三丁目7番12号
ズーム-EX	株式会社ケイメイ	宮崎県宮崎市清水三丁目7番12号
ポータバイザー	株式会社ケイメイ	宮崎県宮崎市清水三丁目7番12号
カラーマウス-USB-RM	株式会社ケイメイ	宮崎県宮崎市清水三丁目7番12号
ジュニア	株式会社ケイメイ	宮崎県宮崎市清水三丁目7番12号
パスワード・アイ	有限会社パスワードアイ	東京都世田谷区千歳台三丁目3番12号
パスワードアイ ビューカム	有限会社パスワードアイ	東京都世田谷区千歳台三丁目3番12号
パスワードアイ ビューカム/2	有限会社パスワードアイ	東京都世田谷区千歳台三丁目3番12号
Assist Master	株式会社インフォメーションヒーローズ	栃木県宇都宮市中今泉三丁目13番13号
Acrobat LCD	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麴町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
Merlin LCD 19インチ	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麴町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階

製品名（品番）	販売元	販売元の住所又は所在地
Merlin LCD Limited	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麹町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
amigo	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麹町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
Pebble 4.3 インチ	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麹町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
transformer	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麹町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
A crobat アームタイプ 19インチモニター付き	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麹町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
DaVinci HD	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麹町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
Davinci HD OCR	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麹町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
transformer (VGA&USB)	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麹町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
Pebble-mini	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麹町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
Merlin HD elite	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麹町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
Merlin HD OCR elite	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麹町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
Merlin HD 22 インチ	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麹町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
Merlin HD 24 インチ	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麹町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
オリンピア	株式会社インサイト	仙台市泉区長命ヶ丘三丁目28番地の1
ピコ	株式会社インサイト	仙台市泉区長命ヶ丘三丁目28番地の1
オニキス	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田12番24号
サファイア	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田12番24号
ルビー	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田12番24号
オニキスデスクセット 17インチタイプ	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田12番24号
オニキスデスクセット 19インチタイプ	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田12番24号
オニキスデスクセット 22インチタイプ	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田12番24号
トパーズ	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田12番24号
トパーズスイベルモニタ 19インチタイプ	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田12番24号
トパーズスイベルモニタ 22インチタイプ	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田12番24号
オニキスフレキシブルアーム	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田12番24号
トパーズ XL HD プレミアム 20インチタイプ	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田12番24号
トパーズ XL HD プレミアム 22インチタイプ	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田12番24号

製品名（品番）	販売元	販売元の住所又は所在地
拡大読書器 VS-2000AF D	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
拡大読書器 VS-3000AF D	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
拡大読書器 VS-3000AF D [タイプA]	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
拡大読書器 VS-5000LCD	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
拡大読書器 VS-2000AF D [タイプA] 17型	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
グラジュエイト	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
シナジー 1 9 A	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
シナジー 2 2 A	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
シナジー SI	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
シナジー PI 20	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
シナジー PI 23	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
バーサ	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
バーサプラス	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
3 6 0	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
携帯型拡大読書器 E J-VM01NP	パナソニックヘルスケア株式会社	愛媛県東温市南方 2131 番地 1
音声・拡大読書機 よむべえ	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目 15 番地 6 号 第 10 秋山ビル 1 階
オーキー	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目 15 番地 6 号 第 10 秋山ビル 1 階
オーマックス	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目 15 番地 6 号 第 10 秋山ビル 1 階
キャプチャー	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目 15 番地 6 号 第 10 秋山ビル 1 階
ミニマックス	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目 15 番地 6 号 第 10 秋山ビル 1 階
バタフライ	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目 15 番地 6 号 第 10 秋山ビル 1 階
よむべえスマイル	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目 15 番地 6 号 第 10 秋山ビル 1 階
音声拡大読書器 とうくんライト	株式会社アイフレンズ	大阪市此花区西九条一丁目 33 番 13 号
Visio Book	ケージーエス株式会社	埼玉県比企郡小川町小川 1004

別表第二の二 視覚障害者用音声 I C タグレコーダー（第二十八号の七関係）

製品名（品番）	販売元	販売元の住所又は所在地
ものしりトーク ZER-868V	パナソニックシステムネットワークス 株式会社	福岡市博多区美野島四丁目 1 番 62 号
タッチメモ	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目 6 番 11 号

別表第三 聴覚障害者用屋内信号装置（第二十九号関係）

製品名（品番）	販売元	販売元の住所又は所在地
おしらせらんぶBA-05	リオン株式会社	東京都国分寺市東元町三丁目 20 番 41 号
回転呼び出し灯	株式会社アシスト	東京都杉並区下井草五丁目 18 番 14 号
守護神	株式会社アシスト	東京都杉並区下井草五丁目 18 番 14 号
ベルマンビジットシステム	株式会社自立コム	東京都渋谷区円山町 28 番 4 号
シルウォッチ TYPE1	株式会社東京信友	東京都新宿区新宿一丁目 14 番 5 号
シルウォッチ TYPE1 キューブライト	株式会社東京信友	東京都新宿区新宿一丁目 14 番 5 号
シルウォッチ 2011 モデル 給付セット	株式会社東京信友	東京都新宿区新宿一丁目 14 番 5 号
ブルブルセンスBS-50	株式会社コニック	東京都渋谷区恵比寿南三丁目 1 番 20 号
ロードケア	ウェルフェア株式会社	山梨県甲府市飯田三丁目 1 番 2 号

別表第三の二 聴覚障害者用情報受信装置（第二十九号の二関係）

製品名（品番）	販売元	販売元の住所又は所在地
アイ・ドラゴン3	株式会社アステム	大阪府大阪市北区東天満二丁目 7 番 12 号

別表第四 重度障害者用意思伝達装置（第三十三号関係）

製品名（品番）	販売元	販売元の住所又は所在地
コミュニケーション「愛」	社会福祉法人クビド・フェア	北海道岩見沢市志文町 301 番地 3
伝の心	株式会社日立ケーイーシステムズ	千葉県習志野市東習志野七丁目 1 番 1 号
LUCY	ダブル技研株式会社	神奈川県藤沢市長後 903 番地の 3
「心語り」YN-501	エクセル・オブ・メカトロニクス株式会社	東京都練馬区関町東二丁目 14 番 4 号
EMOS PX	株式会社テクノスジャパン	兵庫県姫路市北条一丁目 266 番地
MCTOS Model WX	株式会社テクノスジャパン	兵庫県姫路市北条一丁目 266 番地
レッツ・チャット	パナソニックヘルスケア株式会社	愛媛県東温市南方 2131 番地 1
意思伝VC	株式会社ボイスキャン	岡山県岡山市東区古都南方 2893 番地 123
話想	企業組合 S. R. D	群馬県前橋市日吉町四丁目 32 番地 12
トビー PCEye コミュニケーション・パッケージ	株式会社クレアクト	東京都品川区東五反田三丁目 6 番 18 号
マイトビー C12Eye	株式会社クレアクト	東京都品川区東五反田三丁目 6 番 18 号
マイトビー C15Eye	株式会社クレアクト	東京都品川区東五反田三丁目 6 番 18 号

別表第五 携帯用会話補助装置（第三十三号の二関係）

製品名（品番）	販売元	販売元の住所又は所在地
トーキングエイドⅠT	株式会社バンダイナムコゲームス	東京都品川区東品川四丁目5番15号
トーキングエイドライト	株式会社バンダイナムコゲームス	東京都品川区東品川四丁目5番15号
ビバボイス	公益社団法人銀鈴会	東京都港区新橋五丁目7番13 ビュロー新橋901
ハートチャット	国際電業株式会社	愛知県名古屋市中区丸の内27番14号
スーパートーカー	バシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目18番18号
VoiceCarry PECHARA	バシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目18番18号
アイトーク	バシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目18番18号
リンゴ	バシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目18番18号
アイトークウィズレベル	バシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目18番18号
トーキングブリックス	バシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目18番18号
VOC Aフレックス2	バシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目18番18号
クイックトーカー7	バシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目18番18号
クイックトーカー12	バシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目18番18号
クイックトーカー23	バシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目18番18号
トークトラック	バシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目18番18号
カーディナル	株式会社コムフレンド	京都府京都市南区上鳥羽卯ノ花69番2
読み上げペン サトシくん シールセット	株式会社コムフレンド	京都府京都市南区上鳥羽卯ノ花69番2
テックトーク6×8	株式会社アクセスインターナショナル	東京都練馬区羽沢三丁目40番7号
テックスピーク2×32	株式会社アクセスインターナショナル	東京都練馬区羽沢三丁目40番7号
テックスピーク6×32	株式会社アクセスインターナショナル	東京都練馬区羽沢三丁目40番7号
パートナー/フォープラス	株式会社アクセスインターナショナル	東京都練馬区羽沢三丁目40番7号
ゴートーク4+	宮崎美和子（こころ工房）	徳島県徳島市方上町馬場の上28-3
ゴートーク9+	宮崎美和子（こころ工房）	徳島県徳島市方上町馬場の上28-3
チャットボックスCB-1	宮崎美和子（こころ工房）	徳島県徳島市方上町馬場の上28-3
チャットボックスDX	宮崎美和子（こころ工房）	徳島県徳島市方上町馬場の上28-3
ゴートーク20+	宮崎美和子（こころ工房）	徳島県徳島市方上町馬場の上28-3
ゴートークポケット	宮崎美和子（こころ工房）	徳島県徳島市方上町馬場の上28-3
トビー S32 スキャン	株式会社クレアクト	東京都品川区東五反田三丁目6番18号
トビー S32 タッチ	株式会社クレアクト	東京都品川区東五反田三丁目6番18号

別表第六 福祉電話器（第三十五号関係）

製品名（品番）	販売元	販売元の住所又は所在地
シルバーホンひびき	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目 19 番 2 号
シルバーホンひびき	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号
シルバーホンひびき S	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目 19 番 2 号
シルバーホンひびき S	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号
シルバーホンふれあい	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目 19 番 2 号
シルバーホンふれあい	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号
シルバーホンふれあい S	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目 19 番 2 号
シルバーホンふれあい S	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号
シルバーホンひびき S II	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目 19 番 2 号
シルバーホンひびき S II	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号
シルバーホン・ひびき S III	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目 19 番 2 号
シルバーホン・ひびき S III	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号
シルバーホン・ふれあい S II	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目 19 番 2 号
シルバーホン・ふれあい S II	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号

別表第七 視覚障害者用ワードプロセッサ（第三十六号関係）

製品名（品番）	販売元	販売元の住所又は所在地
ブレイルライト	株式会社インターリンク	横浜市港北区太尾町 100 番地 1
ブレイル スタディ BS1	ケージーエス株式会社	埼玉県比企郡小川町小川 1004
ブレイルセンス日本語版	有限会社エクストラ	静岡県静岡市清水区谷田 12 番 24 号
ボイスセンス	有限会社エクストラ	静岡県静岡市清水区谷田 12 番 24 号
ブレイルセンスプラス日本語版	有限会社エクストラ	静岡県静岡市清水区谷田 12 番 24 号
ブレイルセンスオンハンド日本語版	有限会社エクストラ	静岡県静岡市清水区谷田 12 番 24 号
ブレイルセンス U2 日本語版	有限会社エクストラ	静岡県静岡市清水区谷田 12 番 24 号

参考 9

身体障害者用物品の非課税扱い

障企発 0331 第 4 号

平成 22 年 3 月 31 日

都道府県

各 指定都市 民生主管部（局）長 殿

中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

「消費税法の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 73 号）
の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」の
一部改正について

標記については、平成 3 年 9 月 26 日社更第 199 号、児障第 29 号、児母衛第 32 号社会
局更生課長・児童家庭局障害福祉課長・母子衛生課長連名により通知しているところであるが、
今般、同通知を別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関、
関係団体及び関係業者等に周知方御配慮願いたい。

記

1 改正の趣旨

平成 3 年厚生省告示第 130 号「消費税法施行令第 14 条の 4 の規定に基づき厚生労働大
臣が指定する身体障害者用物品及びその修理」が平成 22 年 3 月 31 日厚生労働省告示第
116 号により改正され、平成 22 年 4 月 1 日から適用されることになったことに伴い、身
体障害者用物品の追加等を行うものであること。

2 改正の内容

（1）具体的製品名を示した別表への製品の追加を行うもの

ア 視覚障害者用ポータブルレコーダー（別表 1 の 2）

1 ブレクストーク P T N 2（シナノケンシ株式会社）

イ 視覚障害者用拡大読書器（別表2）

- 1 クリアビュープラス18.5型 LCD モニタモデル(株式会社タイムズコーポレーション)
- 2 クリアビュープラス19型 LCD モニタモデル（株式会社タイムズコーポレーション）
- 3 クリアビュープラス22型 LCD モニタモデル（株式会社タイムズコーポレーション）
- 4 センスビューライト P350 SenseView LIGHT（株式会社タイムズコーポレーション）
- 5 マノMANO（株式会社タイムズコーポレーション）
- 6 AV-100CP 17型 LCD モニタモデル（株式会社タイムズコーポレーション）
- 7 AV-100CP 17型 LCD モニタモデル（株式会社エルモ社）
- 8 AV-100CP 19型 LCD モニタモデル（株式会社タイムズコーポレーション）
- 9 AV-100CP 19型 LCD モニタモデル（株式会社エルモ社）
- 10 アイビジョンアナログ903Z-LCD（アイネットワーク有限会社）
- 11 アイビジョンアナログ906Z-XY-LCD（アイネットワーク有限会社）
- 12 Merlin LCD LIMITED（株式会社日本テレソフト）
- 13 アラジン・サンシャインプロ（株式会社インサイト）
- 14 エーベックス・ベーシック（株式会社インサイト）
- 15 オニキス（有限会社エクストラ）
- 16 サファイア（有限会社エクストラ）
- 17 ルビー（有限会社エクストラ）
- 18 拡大読書器VS-Ⅲ（株式会社西澤電機計器製作所）
- 19 拡大読書器VS-5（株式会社西澤電機計器製作所）
- 20 拡大読書器VS-2000AF D（株式会社西澤電機計器製作所）
- 21 拡大読書器VS-2000AF D〔タイプA〕（株式会社西澤電機計器製作所）
- 22 拡大読書器VS-3000AF D（株式会社西澤電機計器製作所）
- 23 拡大読書器VS-3000AF D〔タイプA〕（株式会社西澤電機計器製作所）
- 24 拡大読書器VS-5000LCD（株式会社西澤電機計器製作所）
- 25 携帯型拡大読書器EJ-VM01NP（パナソニック四国エレクトロニクス株式会社）

ウ 聴覚障害者用情報受信装置（別表3の2）

- 1 アイ・ドラゴン3（株式会社アステム）

エ 重度障害者用意思伝達装置（別表4）

- 1 EMOS PX（株式会社テクノスジャパン）
- 2 MCTOS ModelWX（株式会社テクノスジャパン）

オ 携帯用会話補助装置（別表5）

- 1 リンゴ（パシフィックサプライ株式会社）
- 2 パートナー／フォープラス（株式会社アクセスインターナショナル）
- 3 ゴートークポケット（宮崎美和子（こころ工房））

（2）別表に掲げる製品の販売を終了するもの

ア 視覚障害者用拡大読書器（別表2）

- 1 ナイツビジョンスキャナV S－Ⅲ（株式会社ナイツ）
- 2 V S－3000 A F（株式会社ナイツ）
- 3 ビジョンスキャナV S－5（株式会社ナイツ）
- 4 オートフォーカスカラー拡大読書器V S－5000 L C D（株式会社ナイツ）
- 5 オートフォーカスカラー拡大読書器V S－2000 A F（株式会社ナイツ）
- 6 M G－2 1（株式会社タイムズコーポレーション）
- 7 ビデオルーペ 1657104（株式会社エッセンバッハ光学ジャパン）
- 8 ビデオルーペ 1657204（株式会社エッセンバッハ光学ジャパン）
- 9 ビデオルーペプラス 1657304（株式会社エッセンバッハ光学ジャパン）
- 10 カラーマウス－U S B（株式会社ケイメイ）
- 11 N E M O（株式会社日本テレソフト）
- 12 アラジンサンシャイン（株式会社日本インシフィル）
- 13 アラジンレインボーエリート（株式会社日本インシフィル）

イ 聴覚障害者用屋内信号装置（別表3）

- 1 システム5（株式会社アシスト）

ウ 聴覚障害者用情報受信装置（別表3の2）

- 1 アイ・ドラゴンⅡ（株式会社アステム）

エ 重度障害者用意思伝達装置（別表4）

- 1 パソパルマルチ（株式会社バンダイナムコゲームス）

オ 携帯用会話補助装置（別表5）

- 1 スポークスマン4キー（パシフィックサプライ株式会社）
- 2 スポークスマン8キー（パシフィックサプライ株式会社）
- 3 パートナーフォー（株式会社アクセスインターナショナル）
- 4 テックスキャン6×32（株式会社アクセスインターナショナル）
- 5 ポケットゴートーク（宮崎美和子（こころ工房））

(3) 別表に掲げる販売元の名称及び販売元の所在地の変更

ア 視覚障害者用拡大読書器（別表2）

1 〈旧〉販売元 株式会社日本インシフィル

所在地 仙台市青葉区南吉成六丁目2番地の2

〈新〉販売元 株式会社インサイト

所在地 仙台市泉区長命ヶ丘三丁目28番地の1

(別添)

○消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて

（平成3年9月26日社更第199号・児障第29号・児母衛第32号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省社会局更生・児童家庭局障害福祉・母子衛生課長連名通知）

改正	平成	4年3月31日	社更第73号・児障第8号・児母衛第11号
改正	平成	5年3月31日	社援更第113号・児障第17号・児母衛第11号
改正	平成	6年3月31日	社援更第102号・児障第16号・児母衛第13号
改正	平成	7年7月28日	社援更第189号・児障第39号
改正	平成	8年3月28日	社援更第86号・児障第18号
改正	平成	9年3月31日	障企第137号
改正	平成10年	3月30日	障企第26号
改正	平成11年	4月1日	障企第28号
改正	平成12年	4月14日	障企第12号
改正	平成13年	3月30日	障企発第13号
改正	平成15年	3月26日	障企発第0326006号
改正	平成16年	4月1日	障企発第0401002号
改正	平成17年	4月1日	障企発第0401002号
改正	平成18年	3月31日	障企発第0331001号
改正	平成19年	3月30日	障企発第0330002号
改正	平成20年	3月31日	障企発第0331001号
改正	平成22年	3月31日	障企発0331第4号

今般、消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）が本年5月15日に、関係政省令、告示が6月7日及び9月26日に、それぞれ交付され、10月1日から施行されることとなった。

今回の改正により、一定の身体障害者用物品が非課税とされることになったが、その具体的内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体、関係事業者等に周知徹底を図るとともに必要な指導を行い、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第1 共通的事項

1 改正の概要

身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品であって、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定したものに係る譲渡、貸付け、製作の請負及び一定の物品に係る一定の修理が非課税となるものであること。

2 一般的注意事項

- (1) 障害者自立支援法等に基づき給付される補装具、日常生活用具とは必ずしも一致しないものであり、これらの制度の対象となっていない物品であっても、非課税対象となるものもあること。
- (2) 障害者自立支援法等に基づき給付される補装具、日常生活用具のみならず、一般購入した場合であっても非課税となるものであって、非課税措置を受けるに当たっては、購入時に身体障害者手帳を提示するなどの手続きは不要であること。
- (3) 非課税対象となるのは、告示に該当する物品（当該物品と一体として譲渡等がなされる一定の付属品を含む。）であって、部品、付属品のみの単体の譲渡等は、非課税対象とはならないものであること。
- (4) 資産の譲渡等の時期は、原則として実際に物品の引渡しがあった時点であること。

第2 個別品目の具体的範囲（改造自動車に係るものを除く。）

非課税対象となる身体障害者用物品は、平成3年6月厚生省告示第130号に示されたとおりであるが、その具体的内容及び留意事項は以下のとおりである。

1 義肢

2 装具

- (1) 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「補装具告示」という。）の別表の1の（3）の基本構造欄に掲げる構造を有し、使用材料・部品及び工作法欄に掲げる部品を用い、かつ、個別に採寸等を行い製作されるものに限られるものであること。
- (2) 採寸等を行う者は、製作者本人に限られず、医師等が行うものも含まれること。
- (3) 非課税扱いとするためには、医師が作成する処方箋又は個別に採寸等を行った記録を保管しておく必要があること。

3 座位保持装置

機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、安定した座位姿勢の保持を可能にする機能を有するものであること。

4 盲人安全つえ

5 義眼

6 眼鏡

(1) 弱視眼鏡及び遮光眼鏡に限られ、色めがね、矯正眼鏡及びコンタクトレンズは含まれないこと。

(2) 弱視眼鏡とは、弱視者が医師の処方により使用するもので、対物レンズ及び接眼レンズからなる掛け眼鏡式又は焦点調整式の単眼鏡をいうものであること。

(3) 遮光眼鏡とは、網膜色素変性症、白子症、先天無虹彩症及び錐体杆体ジストロフィー等により羞明感がある者が医師の処方により使用するもので、主に短波長光を遮断するものをいうものであること。

(4) レンズ及び枠が一体となったものが非課税対象になるものであること。

7 点字器

8 補聴器

補装具告示の別表の1の(5)の基本構造欄に定める構造を有するものに限られること。

9 人工喉頭

10 車いす

(1) 介助用の手押し型車いすも含まれるものであること。

(2) シャワーチェア等の屋内用のキャスター付きのいすは該当しないものであること。

11 電動車いす

12 歩行器

(1) 歩行が困難な者の歩行を補助する機能を有し、歩行時に体重を支える構造を有するものであること。

(2) 4脚を有するものにあつては上肢で保持して移動させることが可能なもの、車輪を有するものにあつては使用時に体の前又は後ろ及び左右の把手等が体を囲む形状を有し、かつ、歩行の障害となる構造物を有しないものであること。

(3) 車輪を有するもので、成人用のものについては、次に掲げる条件を満たすものであること。

イ 左右に分離したハンドグリップを有するものにあつては、次に掲げる条件のすべてを満たすこと。

(イ) ハンドグリップ部分（ハンドグリップに連結するフレーム類を含む。）の長

さ（ハンドグリップ部分の径の中心点の位置で水平に測った長さ）は、15cm以上であること。

（ロ）ハンドグリップ部分の左右の幅（間隔）は、ハンドグリップ部分のあらゆる部位から 37cm 以上（内寸法）であること。ただし、3 輪のものにあっては、ハンドグリップの後部上端から前方 15cm の部位において 37cm 以上（内寸法）であること。

（ハ）（イ）及び（ロ）に規定する寸法（15cm 及び 37cm）で囲まれた面から鉛直下方向に一切の構造物がないこと。（歩行時に構造物を折り畳む等により可能となる場合は、これに含まれる。）

ロ 肘を載せるための U 字形のフレーム又は台等を有するものにあっては、これらフレームや台等が両肘を載せた状態で体の前及び左右を囲い込むものであって、その奥行きは 20cm 以上（内寸法）であること。

ハ 把手等のあらゆる部位からの鉛直線は、車輪が路面等と接する各支持点を結んでつくられる面内にあること。

ニ 足を踏み出した状態で歩行に支障となるような左右の車輪や構造物を連結するフレーム等がないこと。

（4）「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前又は後ろ及び左右の把手等が体を」囲む形状を有し」とは、これらの把手等を体の前又は後ろと体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有していなくても、左右の把手等を連結するためのフレーム類でもよいこと。

13 頭部保護帽

（1）個別に採寸等を行い製作されるものに限られるものであること。

（2）採寸等を行う者は、製作者本人に限られず、医師等が行うものも含まれること。

（3）非課税扱いとするためには、医師が作成する処方箋又は個別に採寸等を行った記録を保管しておく必要があること。

14 装着式収尿器

15 ストマ用装具

16 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖及びプラットホーム杖に限られ、それ以外のつえは、該当しないものであること。

17 起立保持具

足首、膝関節、大腿等をベルト等により固定することにより、起立困難な児童の起立を補助する機能を有するものであること。

18 頭部保持具

車いす等に装着し、身体に障害を有する児童の頭部を固定する機能を有するものであること。

19 座位保持いす

児童の機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、座位を保持することを可能にする機能を有するいすであること。

20 排便補助具

(1) 身体に障害を有する児童の排便を補助するものであって、パッド等を装着することにより、又は背もたれ及びひじ掛けを有するいす状のものであることにより、座位を保持しつつ、排便することを可能にする機能を有するものであること。

(2) 移動可能なものに限られ、据付式のものとは含まれないこと。

(3) 便座の内孔の左右の最大径の幅が 15cm 以下のものに限られるものであること。

21 盲人用カセットテープレコーダー

点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、標準速度を半減することにより、通常の二倍又は四倍の時間の録音が可能な機能を有するもので、平成 3 年 6 月厚生省告示第 130 号で指定されている製品が該当するものであること。

21 の 2 視覚障害者用ポータブルレコーダー

音声により操作ボタン及び操作方法に関する案内を行う機能を有し、かつ、DAI S Y 方式による録音又は再生が可能な機能を有する製品であって、平成 3 年 6 月厚生省告示第 130 号で指定されている製品が該当するものであること。

22 盲人用時計

腕時計又は懐中時計であって、文字盤に点字等があり、文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するものに限られるものであること。

23 盲人用カナタイプライター

専らかたかな又はひらがなで印字する機能を有するものであって、キーの位置を確認できる凸線等の印がついているものであること。

24 点字タイプライター

点字の 6 点に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するものであること。

25 盲人用電卓

入力結果及び計算結果を音声により伝える機能を有するものであること。

26 盲人用体温計

検温結果を、音声により伝える機能を有するものであること。

27 盲人用秤

家庭用上皿秤であって、文字盤に点字等があり、文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するものであること。

28 点字図書

- (1) 点字で説明等が施されている凸図表を含むものであること。
- (2) 図書には、パンフレット等も含むものであること。
- (3) 教科用図書は含まれないものであること。

28 の 2 盲人用体重計

計測結果を音声により伝える機能を有するもの又は文字盤に点字等があり、静止させた文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するものであること。

28 の 3 視覚障害者用拡大読書器

視力に障害を有する者の読書等を容易にするものであって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもので、平成 3 年 6 月厚生省告示第 130 号で指定されている製品が該当するものであること。

28 の 4 歩行時間延長信号機用小型送信機

電波を利用して、符号を送り、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色である時間を延長することができるものであること。

28 の 5 点字ディスプレイ

文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示す機能を有するものであること。

28 の 6 視覚障害者用活字文書読上げ装置

視力に障害を有する者の情報の入手を容易にする製品であって、文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するものであること。

28 の 7 視覚障害者用音声 I C タグレコーダー

視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、I C タグその他の集積回路とアンテナを内蔵する物品の持つ識別情報を無線により読み取り、当該識別情報と音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもので、平成 3 年 6 月厚生省告示第 130 号で指定されている製品が該当するものであること。

29 聴覚障害者用屋内信号装置

- (1) 音声等による信号を感知し、光や振動に変換して、伝達する機能を有する持ち運び可能な器具で、平成 3 年 6 月厚生省告示第 130 号で指定されている製品が該当するものであること。
- (2) 非課税対象となるのは、聴覚障害者用屋内信号装置として一体で取引されるシステム又は単体で装置としての機能を有するものであって、システムの構成部品単体の譲渡等は非課税対象にはならないものであること。

29 の 2 聴覚障害者用情報受信装置

字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信する製品であって、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。

30 特殊寝台

身体に障害を有する者が家庭において使用する寝台であって、身体に障害を有する者の頭部及び脚部の傾斜角度が調整できる機能を有するものであって以下の要件のすべてを満たすものであること。

- イ 本体の側板の外縁と側板の外縁との幅が100cm以下のものであること。
- ロ サイドレールが取り付けられているもの又は取り付け可能なものであること。
- ハ キャスターを装着していないものであること。

31 特殊尿器

排尿を感知し、尿を自動的に吸入する機能を有するものに限られるものであること。

32 体位変換器

空気パッドにロッドを差し込んだものを身体の下に挿入することにより、又は身体の下にあらかじめ空気パッドを挿入し膨らませることにより、身体に障害を有する者の体位を容易に変換できる機能を有するものに限られること。

33 重度障害者用意思伝達装置

- (1) 両上下肢の機能を全廃し、かつ、言語機能を喪失した者のまばたき等の残存機能による反応を、センサーにより感知して、ディスプレイ等に表示すること等により、その者の意思を伝達する機能を有するもので、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。
- (2) 非課税対象となるのは、重度障害者用意思伝達装置として一体で取引されるシステムであって、システムの構成品単体の譲渡等は非課税対象にはならないものであること。

33 の 2 携帯用会話補助装置

発声、発語に著しい障害を有する者の意思を音声又は文字に変換して伝達する機能を有するもので、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。

33 の 3 移動用リフト

- (1) 床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり具でつり上げ又は体重で支える構造を有するものであり、その構造により、自力での移動が困難な者の寝台と車いすとの間等の移動を補助する機能を有するものであること。

- (2)「寝台と車いすとの間等の移動を補助する機能」とは、寝台、浴槽、自動車又は車いす等の機器間において、身体が一方の機器から他方の機器へ移動することを補助する機能をいう。

34 透析液加温器

透析液を 41 度を上限として加温し、一定の温度に保つ機能を有するものであって、持ち運び可能なものであること。

35 福祉電話器

- (1) 音声を振動により骨に伝える機能、上肢機能に障害を有する者が足等を使用して利用できる機能、又は聴覚障害者が筆談できる機能等を有する特殊な電話器で、平成 3 年 6 月厚生省告示第 130 号で指定されている製品が該当するものであること。
- (2) 上肢機能に障害を有する者が下肢等を使用して利用できる機能を有する電話器にあっては、下肢等で操作するための機器と一体として取引される場合のみが非課税となるものであること。

36 視覚障害者用ワードプロセッサ

- (1) 点字方式により入力する機能、入力結果が音声により確認できる機能、入力結果が点字変換される機能、又は入力結果が点字で印字される機能を有するもので、平成 3 年 6 月厚生省告示第 130 号で指定されている製品が該当するものであること。
- (2) 非課税対象となるのは、入力、入力内容の確認及びその保存機能を有する単体又はシステム（一体として取引される点字プリンタ等を含む。）であること。

なお、点字プリンタ、点字キーボード等のシステムの構成品単体の譲渡等は非課税対象にはならないものであること。

第 3 修理の範囲（改造自動車に係るものを除く）

- 1 非課税対象となる修理の範囲は、平成 3 年 6 月厚生省告示第 130 号第 1 項第 1 号から第 20 号に規定する物品に係る修理に限られるものであること。
- 2 障害者自立支援法等に基づき、給付の対象となるものであっても、以下に掲げるものは、非課税対象となる修理に該当しないものであること。
 - (1) 盲人安全つえのマグネット付き石突交換
 - (2) 補聴器の重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、FM 型用ワイヤレスマイク充電電池交換、FM 型用ワイヤレスマイク充電用 AC アダプタ交換、FM 型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換、イヤホン交換、乾電池交換、水銀電池交換及び空気電池交換
 - (3) 人工喉頭の気管カニューレ交換、乾電池交換、蓄電池（カドニカ電池）交換及び充電器交換

- (4) 車いすのクッション交換、クッション（ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの）交換、クッション（ゲルとウレタンフォームの組み合わせのもの）交換、クッション（バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの）交換、クッション（特殊な空気室構造のもの）交換、フローテーションパッド交換、背クッション交換、特殊形状クッション（骨盤・大腿部サポート）交換、クッションカバー（防水加工を施したもの）交換、枕（オーダー及びレディメイド）交換、リフレクタ（反射器－夜光反射板）交換、テーブル交換、スポークカバー交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換及び日よけ（雨よけ）部品交換
- (5) 電動車いすの枕（オーダー及びレディメイド）交換、バッテリー交換（マイコン内蔵型に係るものを含む。）、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換、延長式スイッチ交換、レバーノブ各種形状（小ノブ、球ノブ、こけしノブ）交換、レバーノブ各種形状（Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ）交換、日よけ（雨よけ）部品交換及びテーブル交換
- (6) 収尿器のサポータ交換、収尿瓶（ゴムバンド付）交換及び収尿ゴム袋（ゴム管及びつなぎ管付）交換
- (7) 歩行補助つえの凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換
- 3 給付の対象とならないものについても、前記に準じた取扱いになるので留意すること。
- 4 修理用部品の譲渡等は非課税扱いにはならないものであること。

第4 その他

改造自動車に係る消費税の非課税措置については、平成3年9月20日社更第196号社会局更生課長通知「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）の施行に伴う改造自動車の非課税扱いについて」を参照されたい。

障企発 0329 第 1 号

平成 25 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
（公印省略）

「消費税法の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 73 号）の施行に
伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」の一部改正について

標記については、平成 3 年 9 月 26 日社更第 199 号、児障第 29 号、児母衛第 32 号社会局厚生課長・児童家庭局障害福祉課長・母子衛生課長連盟により通知しているところであるが、今般、同通知を別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関、関係団体、関係業者等に周知方御配慮いただきたい。

記

1. 改正の趣旨

平成 3 年厚生省告示第 130 号「消費税法施行令第 14 条の 4 の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理」が平成 25 年 3 月 29 日厚生労働省告示第 115 号により改正され、平成 25 年 4 月 1 日から適用されることになったことに伴い、身体障害者用物品の追加を行うものであること。

2. 改正の内容

新たな製品分類を設けるもの。

第 1 項第 28 号の 10 視覚障害者用携帯型歩行支援装置

(別添)

○消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて

〔平成3年9月26日社更第199号・児障第29号・児母衛第32号各都道府県知事・各指定都市あて厚生省社会局更生・児童家庭局障害福祉・母子衛生課長連名通知〕

改正	平成	4年3月31日	社更第73号・児障第8号・児母衛第11号
改正	平成	5年3月31日	社援更第113号・児障第17号・児母衛第11号
改正	平成	6年3月31日	社援更第102号・児障第16号・児母衛第13号
改正	平成	7年7月28日	社援更第189号・児障第39号
改正	平成	8年3月28日	社援更第86号・児障第18号
改正	平成	9年3月31日	障企第137号
改正	平成	10年3月30日	障企第26号
改正	平成	11年4月1日	障企第28号
改正	平成	12年4月14日	障企第12号
改正	平成	13年3月30日	障企発第13号
改正	平成	15年3月26日	障企発第0326006号
改正	平成	16年4月1日	障企発第0401002号
改正	平成	17年4月1日	障企発第0401002号
改正	平成	18年3月31日	障企発第0331001号
改正	平成	19年3月30日	障企発第0330002号
改正	平成	20年3月31日	障企発第0331001号
改正	平成	22年3月31日	障企発0331第4号
改正	平成	23年3月31日	障企発0331第1号
改正	平成	24年3月30日	障企発0330第1号
改正	平成	25年3月29日	障企発0329第1号

今般、消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）が本年5月15日に、関係政省令、告示が6月7日及び9月26日に、それぞれ交付され、10月1日から施行されることとなった。

今回の改正により、一定の身体障害者用物品が非課税とされることになったが、その具体的内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体、関係事業者等に周知徹底を図るとともに必要な指導を行い、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第 1 共通的事項

1 改正の概要

身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品であって、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定したものに係る譲渡、貸付け、製作の請負及び一定の物品に係る一定の修理が非課税となるものであること。

2 一般的注意事項

- (1) 障害者自立支援法等に基づき給付される補装具、日常生活用具とは必ずしも一致しないものであり、これらの制度の対象となっていない物品であっても、非課税対象となるものもあること。
- (2) 障害者自立支援法等に基づき給付される補装具、日常生活用具のみならず、一般購入した場合であっても非課税となるものであって、非課税措置を受けるに当たっては、購入時に身体障害者手帳を提示するなどの手続きは不要であること。
- (3) 非課税対象となるのは、告示に該当する物品（当該物品と一体として譲渡等がなされる一定の付属品を含む。）であって、部品、付属品のみの単体の譲渡等は、非課税対象とはならないものであること。
- (4) 資産の譲渡等の時期は、原則として実際に物品の引渡しがあった時点であること。

第 2 個別品目の具体的範囲（改造自動車に係るものを除く。）

非課税対象となる身体障害者用物品は、平成 3 年 6 月厚生省告示第 130 号に示されたとおりであるが、その具体的内容及び留意事項は以下のとおりである。

1 義肢

2 装具

- (1) 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号。以下「補装具告示」という。）の別表の 1 の（3）の基本構造欄に掲げる構造を有し、使用材料・部品及び工作法欄に掲げる部品を用い、かつ、個別に採寸等を行い製作されるものに限られるものであること。
- (2) 採寸等を行う者は、製作者本人に限られず、医師等が行うものも含まれること。
- (3) 非課税扱いとするためには、医師が作成する処方箋又は個別に採寸等を行った記録を保管しておく必要があること。

3 座位保持装置

機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、安定した座位姿勢の保持を可能にする機能を有するものであること。

4 盲人安全つえ

5 義眼

6 眼鏡

- (1) 弱視眼鏡及び遮光眼鏡に限られ、色めがね、矯正眼鏡及びコンタクトレンズは含まれないこと。
- (2) 弱視眼鏡とは、弱視者が医師の処方により使用するもので、対物レンズ及び接眼レンズからなる掛け眼鏡式又は焦点調整式の単眼鏡をいうものであること。
- (3) 遮光眼鏡とは、網膜色素変性症、白子症、先天無虹彩症及び錐体杆体ジストロフィー等により羞明感がある者が医師の処方により使用するもので、可視光のうちの一部の透過を抑制し、分光透過率曲線が公表されているものであること。
- (4) レンズ及び枠が一体となったものが非課税対象になるものであること。

7 点字器

8 補聴器

補装具告示の別表の1の(5)の基本構造欄に定める構造を有するものに限られること。

9 人工喉頭

10 車椅子

- (1) 介助用の手押し型車椅子も含まれるものであること。
- (2) シャワーチェア等の屋内用のキャスター付きの椅子は該当しないものであること。

11 電動車椅子

12 歩行器

- (1) 歩行が困難な者の歩行を補助する機能を有し、歩行時に体重を支える構造を有するものであること。
- (2) 4脚を有するものにあつては上肢で保持して移動させることが可能なもの、車輪を有するものにあつては使用時に体の前又は後ろ及び左右の把手等が体を囲む形状を有し、かつ、歩行の障害となる構造物を有しないものであること。
- (3) 車輪を有するもので、成人用のものについては、次に掲げる条件を満たすものであること。

イ 左右に分離したハンドグリップを有するものにあつては、次に掲げる条件の全てを満たすこと。

(イ) ハンドグリップ部分（ハンドグリップに連結するフレーム類を含む。）の長さ（ハンドグリップ部分の径の中心点の位置で水平に測った長さ）は、15cm以上であること。

(ロ) ハンドグリップ部分の左右の幅（間隔）は、ハンドグリップ部分のあらゆる部位から37cm以上（内寸法）であること。ただし、3輪のものにあつては、ハンドグリップの後部上端から前方15cmの部位において37cm以上（内寸法）であること。

(ハ) (イ) 及び (ロ) に規定する寸法 (15cm 及び 37cm) で囲まれた面から鉛直下方向に一切の構造物がないこと。(歩行時に構造物を折り畳む等により可能となる場合は、これに含まれる。)

ロ 肘を載せるためのU字形のフレーム又は台等を有するものにあっては、これらフレームや台等が両肘を載せた状態で体の前及び左右を囲い込むものであって、その奥行きは 20cm以上 (内寸法) であること。

ハ 把手等のあらゆる部位からの鉛直線は、車輪が路面等と接する各支持点を結んでつくられる面内にあること。

ニ 足を踏み出した状態で歩行に支障となるような左右の車輪や構造物を連結するフレーム等がないこと。

(4) 「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前又は後ろ及び左右の把手等が体を囲む形状を有し」とは、これらの把手等を体の前又は後ろと体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有していなくても、左右の把手等を連結するためのフレーム類でもよいこと。

13 頭部保護帽

(1) 個別に採寸等を行い製作されるものに限られるものであること。

(2) 採寸等を行う者は、製作者本人に限られず、医師等が行うものも含まれること。

(3) 非課税扱いとするためには、医師が作成する処方箋又は個別に採寸等を行った記録を保管しておく必要があること。

14 装着式収尿器

15 ストマ用装具

16 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖及びプラットホーム杖に限られ、それ以外のつえは、該当しないものであること。

17 起立保持具

足首、膝関節、大腿等をベルト等により固定することにより、起立困難な児童の起立を補助する機能を有するものであること。

18 頭部保持具

車椅子等に装着し、身体に障害を有する児童の頭部を固定する機能を有するものであること。

19 座位保持椅子

児童の機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、座位を保持することを可能にする機能を有する椅子であること。

20 排便補助具

- (1) 身体に障害を有する児童の排便を補助するものであって、パッド等を装着することにより、又は背もたれ及び肘掛けを有する椅子状のものであることにより、座位を保持しつつ、排便することを可能にする機能を有するものであること。
- (2) 移動可能なものに限られ、据付式のものは含まれないこと。
- (3) 便座の内孔の左右の最大径の幅が 15cm 以下のものに限られるものであること。

21 盲人用カセットテープレコーダー

点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、標準速度を半減することにより、通常の二倍又は四倍の時間の録音が可能な機能を有するもので、平成 3 年 6 月厚生省告示第 130 号で指定されている製品が該当するものであること。

21 の 2 視覚障害者用ポータブルレコーダー

音声により操作ボタン及び操作方法に関する案内を行う機能を有し、かつ、D A I S Y 方式による録音又は再生が可能な機能を有する製品であって、平成 3 年 6 月厚生省告示第 130 号で指定されている製品が該当するものであること。

22 盲人用時計

腕時計又は懐中時計であって、文字盤に点字等があり、文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するものに限られるものであること。

23 盲人用カナタイプライター

専ら片仮名又は平仮名で印字する機能を有するものであって、キーの位置を確認できる凸線等の印がついているものであること。

24 点字タイプライター

点字の 6 点に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するものであること。

25 盲人用電卓

入力結果及び計算結果を音声により伝える機能を有するものであること。

26 盲人用体温計

検温結果を、音声により伝える機能を有するものであること。

27 盲人用秤

家庭用上皿秤であって、文字盤に点字等があり、文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するものであること。

28 点字図書

- (1) 点字で説明等が施されている凸図表を含むものであること。
- (2) 図書には、パンフレット等も含むものであること。
- (3) 教科用図書は含まれないものであること。

28 の 2 盲人用体重計

計測結果を音声により伝える機能を有するもの又は文字盤に点字等があり、静止させた文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するものであること。

28 の 3 視覚障害者用拡大読書器

視力に障害を有する者の読書等を容易にするものであって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもので、平成 3 年 6 月厚生省告示第 130 号で指定されている製品が該当するものであること。

28 の 4 歩行時間延長信号機用小型送信機

電波を利用して、符号を送り、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色である時間を延長することができるものであること。

28 の 5 点字ディスプレイ

文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示す機能を有するものであること。

28 の 6 視覚障害者用活字文書読上げ装置

視力に障害を有する者の情報の入手を容易にする製品であって、文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するものであること。

28 の 7 視覚障害者用音声 I C タグレコーダー

視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、I C タグその他の集積回路とアンテナを内蔵する物品の持つ識別情報を無線により読み取り、当該識別情報と音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもので、平成 3 年 6 月厚生省告示第 130 号で指定されている製品が該当するものであること。

28 の 8 視覚障害者用音声方位磁石

視力に障害を有する者の方角に関する情報の入手を容易にすることのみを目的とする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、触覚や音声信号により情報を確認できる機能を有するものに限られるものであること。

28 の 9 視覚障害者用音声色彩識別装置

視力に障害を有する者の色に関する情報の入手を容易にすることのみを目的とする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、触覚や音声信号により情報を確認できる機能を有するものに限られるものであること。

28 の 10 視覚障害者用携帯型歩行支援装置

視力に障害を有する者の歩行に必要な地図情報及び位置情報の入手を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、触覚や音声信号のみにより情報を確認できる機能を有するものに限られるものであること。

29 聴覚障害者用屋内信号装置

- (1) 音声等による信号を感知し、光や振動に変換して、伝達する機能を有する持ち運び可能な器具で、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。
- (2) 非課税対象となるのは、聴覚障害者用屋内信号装置として一体で取引されるシステム又は単体で装置としての機能を有するものであって、システムの構成品単体の譲渡等は非課税対象にはならないものであること。

29の2 聴覚障害者用情報受信装置

字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信する製品であって、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。

30 特殊寝台

身体に障害を有する者が家庭において使用する寝台であって、身体に障害を有する者の頭部及び脚部の傾斜角度が調整できる機能を有するものであって以下の要件の全てを満たすものであること。

- イ 本体の側板の外縁と側板の外縁との幅が100cm以下のものであること。
- ロ サイドレールが取り付けられているもの又は取り付け可能なものであること。
- ハ キャスターを装着していないものであること。

31 特殊尿器

排尿を感知し、尿を自動的に吸入する機能を有するものに限られるものであること。

32 体位変換器

空気パッドにロッドを差し込んだものを身体の下に挿入することにより、又は身体の下にあらかじめ空気パッドを挿入し膨らませることにより、身体に障害を有する者の体位を容易に変換できる機能を有するものに限られること。

33 重度障害者用意思伝達装置

- (1) 両上下肢の機能を全廃し、かつ、言語機能を喪失した者のまばたき等の残存機能による反応を、センサーにより感知して、ディスプレイ等に表示すること等により、その者の意思を伝達する機能を有するもので、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。
- (2) 非課税対象となるのは、重度障害者用意思伝達装置として一体で取引されるシステムであって、システムの構成品単体の譲渡等は非課税対象にはならないものであること。

33の2 携帯用会話補助装置

- (1) 発声、発語に著しい障害を有する者の意思を音声又は文字に変換して伝達する機

能を有するもので、平成 3 年 6 月厚生省告示第 130 号で指定されている製品が該当するものであること。

- (2) 非課税対象となるのは、携帯用会話補助装置として一体で取引されるシステムであって、システム構成品単体の譲渡等は非課税対象にはならないものであること。

33 の 3 移動用リフト

- (1) 床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり具でつり上げ又は体重で支える構造を有するものであり、その構造により、自力での移動が困難な者の寝台と車椅子との間等の移動を補助する機能を有するものであること。

- (2) 「寝台と車椅子との間等の移動を補助する機能」とは、寝台、浴槽、自動車又は車椅子等の機器間において、身体が一方の機器から他方の機器へ移動することを補助する機能をいう。

34 透析液加温器

透析液を 41 度を上限として加温し、一定の温度に保つ機能を有するものであって、持ち運び可能なものであること。

35 福祉電話器

- (1) 音声を振動により骨に伝える機能、上肢機能に障害を有する者が足等を使用して利用できる機能、又は聴覚障害者が筆談できる機能等を有する特殊な電話器で、平成 3 年 6 月厚生省告示第 130 号で指定されている製品が該当するものであること。

- (2) 上肢機能に障害を有する者が下肢等を使用して利用できる機能を有する電話器にあっては、下肢等で操作するための機器と一体として取引される場合のみが非課税となるものであること。

36 視覚障害者用ワードプロセッサ

- (1) 点字方式により入力する機能、入力結果が音声により確認できる機能、入力結果が点字変換される機能、又は入力結果が点字で印字される機能を有するもので、平成 3 年 6 月厚生省告示第 130 号で指定されている製品が該当するものであること。

- (2) 非課税対象となるのは、入力、入力内容の確認及びその保存機能を有する単体又はシステム（一体として取引される点字プリンタ等を含む。）であること。

なお、点字プリンタ、点字キーボード等のシステムの構成品単体の譲渡等は非課税対象にはならないものであること。

第 3 修理の範囲（改造自動車に係るものを除く）

- 1 非課税対象となる修理の範囲は、平成 3 年 6 月厚生省告示第 130 号第 1 項第 1 号から第 20 号に規定する物品に係る修理に限られるものであること。
- 2 障害者自立支援法等に基づき、給付の対象となるものであっても、以下に掲げるものは、非課税対象となる修理に該当しないものであること。

- (1) 盲人安全つえのマグネット付き石突交換
 - (2) 補聴器の重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、FM型用ワイヤレスマイク充電電池交換、FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換、FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換、イヤホン交換、乾電池交換、水銀電池交換及び空気電池交換
 - (3) 人工喉頭の気管カニューレ交換、乾電池交換、蓄電池（カドニカ電池）交換及び充電器交換
 - (4) 車椅子のクッション交換、クッション（ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの）交換、クッション（ゲルとウレタンフォームの組合わせのもの）交換、クッション（バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの）交換、クッション（特殊な空気室構造のもの）交換、フローテーションパッド交換、背クッション交換、特殊形状クッション（骨盤・大腿部サポート）交換、クッションカバー（防水加工を施したもの）交換、枕（オーダー及びレディメイド）交換、リフレクタ（反射器－夜光反射板）交換、テーブル交換、スポークカバー交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換及び日よけ（雨よけ）部品交換
 - (5) 電動車椅子の枕（オーダー及びレディメイド）交換、バッテリー交換（マイコン内蔵型に係るものを含む。）、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換、延長式スイッチ交換、レバーノブ各種形状（小ノブ、球ノブ、こけしノブ）交換、レバーノブ各種形状（Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ）交換、日よけ（雨よけ）部品交換及びテーブル交換
 - (6) 収尿器のサポータ交換、収尿瓶（ゴムバンド付）交換及び収尿ゴム袋（ゴム管及びつなぎ管付）交換
 - (7) 歩行補助つえの凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換
- 3 給付の対象とならないものについても、前記に準じた取扱いになるので留意すること。
- 4 修理用部品の譲渡等は非課税扱いにはならないものであること。

第4 その他

改造自動車に係る消費税の非課税措置については、平成3年9月20日社更第196号社会局更生課長通知「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）の施行に伴う改造自動車の非課税扱いについて」を参照されたい。

参考 10

補装具費支給に係わる Q & A (平成 22 年 10 月 29 日付)

各障害保健福祉主管課宛に、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課総合支援振興室より出された「補装具費支給に係る Q & A」です。補装具費の支給手続きにあたり、平成 22 年度における改正内容等も踏まえ、特に問い合わせの多い事項について整理されたものです。

Q 1

補装具に係る告示については、これまで各年度末に改正され、新年度から適用することとされているが、完成用部品の通知が年度途中で発出された場合、当該通知の適用日については、どのように考えたらよいのか。

A

完成用部品の名称や価格等については、告示（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準）において、「別に定める」とこととされており、障害保健福祉部長通知（以下「通知」という。）により示しているところである。

したがって、完成用部品の価格等については、告示の改正に関わらず、「別に定める」ところの通知が改正されるまでの間は、旧来の通知が適用されることとなっている。

このため、年度途中において通知が改正された場合にあっては、当該年度の 4 月 1 日への遡及適用は行わず、補装具費支給申請に対する支給決定日において適用されている通知に基づき、判断していただくこととなる。

Q 2

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として 1 種目につき 1 個であり、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は 2 個が可能となっているが、次のような場合にも、複数の支給を認めることは可能か。

- ① 日常的に車椅子を利用している者が、日常使用している車椅子に加えてスポーツ専用車椅子を希望した場合
- ② 自己での車椅子操作が不可能な方であって、主に外出用として、介護者の負担軽減のみを理由とした電動車椅子を希望した場合
- ③ 室内用、室外用など、異なる場所での使用を想定し、複数台の支給を希望している場合

A

① の場合

スポーツ専用車椅子については、その使用目的が日常生活の能率の向上にはあたらないことから、補装具費の支給対象とはしていない。

② の場合

電動車椅子の支給目的については、あくまでも電動車椅子を使用する者の自立（日常生活の能率の向上）を図ることであり、介護者の負担軽減のみを理由とした支給は想定していない。

③ の場合

室内用・室外用などを希望する場合については、それぞれの使用場所における兼用の可否とともに、職業又は教育上等特に必要と認められるのかを十分に確認した上で、支給の有無を慎重に判断されたい。

Q 3

義肢等に使用される完成用部品は、義足の膝継ぎ手、足部など多種多様なものとなっており、その適合判定に苦慮するところである。

補装具費の支給に当たり、失われた身体機能の補完、代替、生活の能率向上を図ることを目的としていることや、公平な判定を行う観点からも、何らかの判断基準を示すべきではないか。

A

補装具については、身体障害者の場合は、職業その他日常生活の能率の向上を図ることを、また、身体障害児の場合は、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであることから、補装具費の支給に当たっては、障害の状況や生活環境、就労上、教育上等特に必要な配慮等を総合的に判断し、当該者・児に対して、最も適切な補装具（部品）を選択する必要がある。

こうしたことから、特定の完成用部品について、対象者を限定するなど、一律に判断基準を示すことは選択の幅を狭めることとなるため、難しいと考えている。

Q 4

修理基準が示されていない場合の補装具の修理基準額はどのように考えたらよいか。

A

修理基準の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定められていないものに係る修理が必要な場合には、他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積りもしくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給できることとしている。（平成22年3月31日 障発第033112号「補装具費支給事務取扱指針の一部改正について」）

また、新規作成時に部品等の加算を行う場合であって、例えば、電動車椅子の修理基準に示されていないシートベルトなどの加算が必要となる場合には、上記の考え方にに基づき、車椅子の修理基準を参考とするといった取扱いも可能である。

Q 5

児童福祉法に基づく保護者とされる障害児施設の施設長が、補装具費（90/100 相当額）の支給申請を行なう場合、誰の所得証明を添付するのか。

A

保護者である施設長と施設長の属する世帯の他の世帯員の所得証明である。

利用者負担上限額は保護者及び保護者の属する世帯の他の世帯員の所得の状況に応じて判断をすることとなっている。

なお、利用者負担（10/100 相当額）を施設長に課すことは社会通念上適当ではないため、利用者負担については障害児施設措置費において、医療費として支弁して差し支えない。

Q 6

平成 22 年度改正により、盲人用安全つえについては、身体支持併用のつえも対象とされたが、その交付に当たって、肢体不自由（下肢の機能障害など）を理由とした身体障害者手帳の所持が必要か。

A

今回の改正については、高齢化に伴い、身体を支えることができる盲人用安全つえのニーズが高まっていることから、市場調査等を行った結果として新規に取り入れたものであるため、視覚障害であって、身体支持併用のつえの交付が必要と認められる場合、支給の対象と考えて差し支えない。

Q 7

遮光眼鏡について、従来は原因疾患による支給対象者が示されていたが、平成 22 年度改正により、対象者が原因疾患によらないと明確化され、申請者の増加及び申請内容の多様化が見込まれるところであるが、次のような事例の場合、どのように判断すべきか。

- ① 視力障害を理由とした身体障害者手帳の交付を受けていない者に対し、矯正機能のある遮光眼鏡を給付することは可能か。
- ② 視力障害を理由とした身体障害者手帳の交付を受けている者に、矯正遮光両用の眼鏡を給付する場合、矯正眼鏡の基準額に遮光眼鏡の基準額を加えた価格を上限額として設定してよいか。

A

遮光眼鏡については、これまで遮光眼鏡の有効性が認められた疾患である網膜色素変性症、白子症、先天性無虹彩、錐体桿体ジストロフィーの 4 疾患としていたところであるが、真に症状に応じた支給とするため、改めてその症状に着目した対象者像を明確化したところである。

① の場合

矯正眼鏡は、屈折異常もしくは無水晶体眼などで視力低下（視力障害）等の視力障害を理

由とする身体障害者手帳の交付を受けた者であって、矯正眼鏡にて視力が改善される者を対象に給付している。このため、それ以外の者に対する遮光眼鏡の支給に当たり、矯正機能を付加することは適当ではない。

② の場合

遮光眼鏡及び矯正眼鏡について、双方の給付を受けることができる者については、遮光眼鏡と矯正眼鏡を、それぞれの機能ごとに分けて使用することが想定されるのか、常時一体的に使用することとなるのかなど、申請者の生活環境等を参考として判断することとなる。したがって、一律に矯正眼鏡の基準額に遮光眼鏡の基準額を加えた価格を上限額とするのではなく、常時一体的に使用することとなる場合については、遮光眼鏡の基準額を上限として設定されたい。

Q 8

平成 22 年度改正で、車椅子及び電動車椅子に関する特別調整加算が廃止されたが、どのように考えたらよいのか。

A

特別調整加算は、基本構造以外の構造を追加する際の基準として設定され、例えば「車椅子普通型」に跳ね上げ式のアームレストを付加するような場合、車椅子普通型の価格の 10% の範囲内で加算することにより対応するという取扱いが行われてきた。

しかしながら、補装具の支給状況を見ると、特例補装具が多く支給されていること、特例補装具には価格の上限設定がないことから適正価格の判断が難しくなっていることなども考えられるため、価格の適正化を図りつつ、一般化できるオプションについては、原則オプションの部品価格を追加設定し、基本構造に付加していく仕組みとしたものである。

Q 9

車椅子及び電動車椅子の新規製作等について、

- ① ベースとなる「基本構造」
 - ② 新規作成時及び修理時の加算
 - ③ 加算する場合の基準額と使用部品数との関係
- について、どのように考えたらよいのか。**

A

平成 22 年度改正で、これまで特別調整加算により対応されてきた部品や、実際に特例補装具として対応されてきたもののうち、一般化できるオプションについて、原則オプションの部品価格を追加設定し、基本構造に付加していく仕組みとしたものである。

- ① 車椅子の基本構造は、フレーム、シート、バックレスト、アームレスト、フットサポート、フットプレート、キャスター、駆動輪、ブレーキ、ハンドリムなど、普通型の車椅

子を構成するのに必要最低限の構造を想定している。また、普通型電動車椅子については、これらの構造に、電動駆動装置（モーター等）、コントロールボックス、クラッチレバーなど、電動車椅子として機能するのに必要な構造が加わることとなる。

- ②補装具費の新規製作時には、基本構造に含まれていない部品に限り加算できることとしており、この場合は、修理基準の額を上限として加算する。

また、修理時には修理対象となる部品について、原則、修理基準の額を上限とすることができるとしている。

以下、考えられる修理事例と修理基準額適用の考え方を、いくつか例示する。

- ア) ノーパンクタイヤのついた車椅子（普通型）の、ノーパンクタイヤ 2 個を修理交換する場合の考え方

$(\text{ノーパンクタイヤ交換} + \text{購入後後付け加算※}) \times \text{個数} \times 1.03$

$= (3,690 \text{ 円} + 1,740 \text{ 円}) \times 2 \text{ 個} \times 1.03 = 11,185 \text{ 円}$

※ 購入後に後付けする場合は 1,740 円増しとするととなっている。

- イ) 跳ね上げ式アームサポートのついた車椅子（普通型）の、跳ね上げ式アームサポート（1 個）のみを修理交換する場合の考え方

$(\text{跳ね上げ式アームサポート交換}) \times \text{個数} \times 1.03$

$= 4,680 \text{ 円} \times 1 \text{ 個} \times 1.03 = 4,820 \text{ 円}$

- ウ) 角度調整、前後調整付きフットサポートのついた車椅子（普通型）の、フットサポート（1 個）を修理交換する場合の考え方

$(\text{フットサポート交換} + \text{角度調整} + \text{前後調整}) \times \text{個数} \times 1.03$

$= (3,000 \text{ 円} + 1,500 \text{ 円} + 1,500 \text{ 円}) \times 1 \text{ 個} \times 1.03 = 6,180 \text{ 円}$

- ③告示の修理基準などに示している基準額については、原則として個々の部品 1 個の額を想定しているため、1 台の車椅子製作に必要な数を乗じて算出した額を上限と考えることとなる。

しかしながら、例えば車軸位置調整部品などのように、必ず左右 2 つの部品をセットで使用しなければ機能しないものについては、2 つの部品をセットしたものを車椅子 1 台分として基準額を示しているので、取扱いには留意されたい。

Q10

平成 22 年度改正により、個々の障害者の身体状況等を勘案して、種々の機能や部品が加算できるとされた。それにより、カタログに掲載され、定価も明示されている車椅子や電動車椅子そのものを申請しているにも関わらず、告示に示された種々の加算を加え、定価を超えた見積りを提出する業者が増えてきているが、

- ①標準搭載されている機能等について、個々に加算を認める必要があるのか。
- ②種々の加算を計上した場合に、カタログ掲載価格（定価）を超過してしまう場合の上限額をどのように考えるべきか。

A

平成 22 年度改正で、これまで特別調整加算により対応されてきた部品や、実際に特例補装具として対応されてきたもののうち、一般化できるオプションについて、原則オプションの部品価格を追加設定し、基本構造に付加していく仕組みとしたところである。

① の場合

申請時に提出されたカタログ等により、車椅子や電動車椅子の定価に標準搭載されている機能や部品が含まれていることが明らかになっている場合について、加算をすることは適当ではない。

② の場合

車椅子や電動車椅子を新規作成する際に、申請者の障害状況等を勘案した加算等を加えて作成した見積りがカタログ定価を超えた場合については、カタログ定価を上限とすることが最も合理的な判断と考える。この場合には、修理申請時の判断において、支給する車椅子がどのような機能を持つものであるのかを正確に把握しておくため、見積りには付属した機能を明記した上で、定価との差額を値引きとして取り扱うといった対応が考えられる。

Q11

平成 22 年度改正において、車椅子及び電動車椅子の備考欄に「体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品をクッションとして用いる場合には、別に定めるところによるものを加算すること」との記述が追加されている。別に定めるところによるものとして、座位保持装置の完成用部品の価格のみを加算するものと解釈してよいのか。

A

お見込みのとおり。

Q12

車椅子及び電動車椅子の耐用年数が、5 年から 6 年に改正されたが、平成 21 年度以前に支給したものも、6 年と考えてよろしいか。

併せて、座位保持装置に、車椅子・電動車椅子の機能を付加した場合については、どのように判断すべきか。

A

車椅子の耐用年数については、耐久性向上の環境が整えられつつあること、モジュラー型車椅子の普及により、部品の修理交換で対応できるケースが増え、再支給に至らない場合があること、医療機関の専門職への聞き取り結果等から、耐用年数を 5 年から 6 年に見直したところであり、平成 22 年 4 月以降に更新を行う車椅子については、6 年として取り扱うこととなる。

しかしながら、そもそも耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能と

なるまでの予想年数を示しているものであり、耐用年数を超えていないから修理や再支給を認めないなどと、一律に取り扱うのではなく、当該補装具の状態、障害状況や生活環境等を把握することにより、実情に沿うよう十分に配慮することが必要である。

また、座位保持装置に車椅子・電動車椅子の機能を付加した場合についても、座位保持装置や車椅子・電動車椅子の耐用年数で一律に対応することなく、上記と同様の取扱いとすることが望ましい。

Q13

「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」p55にある「成長対応加算」の対象者に記載されている、「バックサポート高さ、座奥行き、背座張り調整、フットサポート前後調整、車軸位置調整、脱着ハブ」について、これらすべてをとりつけたときに加算するという取扱いでよろしいか。

A

「取扱要領」にお示ししている部品は「成長対応加算」の例示であり、障害児等の状況によってはこれらの部品すべてが必要でない場合も考えられる。

この場合、成長対応型部品交換の修理基準の56,020円を上限として、必要な付属品の修理基準の額を加算することで対応していただいて差し支えない。

ただし、追加した部品の修理基準の総額が56,020円を下回る場合は、当該金額を上限額として取り扱うこととされたい。

Q14

電動車椅子簡易型 A 切り替え式について、従前は「手動兼用型」という名称で、告示の基本構造欄にも「ハンドリムに加える駆動力により、手動自走が可能なもの。」という記載があったが、改正により名称が「簡易型」となり、基本構造欄も「車椅子に電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの。」と変更されている。

- ①これにより、駆動輪が小さい（車椅子手押し型に取り付ける）電動ユニットも基準内の取り扱いが可能であると考えてよろしいか。
- ②また、電磁ブレーキの加算については、通常型の電動車椅子には、加算できないこととされているが、簡易型電動車椅子の見積もりに当たっては、電磁ブレーキは加算して考えるべきか。
- ③簡易型電動車椅子の上限額はどのように考えたらよいのか。

A

①の場合

簡易型電動車椅子については、従前「手動兼用型」としていたものについて、今回の改正において JIS にあわせた表記とすることとしたものであるため、原則としては、「普通型」の車椅子に電動駆動装置等を取り付けたものを想定している。

②の場合

通常型の電動車椅子には、電磁ブレーキが基本構造として含まれているため、新規加算はできないこととしているが、「簡易型車椅子」については、基本構造に含まれていないため、加算することが可能である。

③の場合

①及び②から、簡易型車椅子の上限額については、次のように考えることとなる。

「電動車椅子（簡易型）の基準額」＋「車椅子（普通型）の基準額」＋「付属品の基準額」

なお、ここでいう「付属品」には、上記の電磁ブレーキの他、外部充電器、バッテリー、転倒防止装置など「車椅子」の修理基準の表に掲げられるものが想定される。

Q15

電動車椅子を新規製作する場合、基準額にバッテリーの価格を加算することができるのか。また、加算できるとした場合、その価格には、ハーネス及びリレーの価格も含まれているのか。

A

電動車椅子の基本構造にバッテリーは含まれているものの、制度導入時より想定していた電動装置交換には、バッテリーの額は含まれていなかったことから、簡易型電動車椅子については加算の算定を可能としてきたところ。こうしたことを踏まえて、今般、普通型電動車椅子についても、簡易型電動車椅子との整合性を図る必要があるという観点から加算の算定を可能としたものである。

なお、新規製作時に加算する場合の価格については、修理基準の表に掲げるバッテリー交換の額の範囲内とされており、ハーネス及びリレー部分は、含まれない（基本構造に含まれる）ものである。

Q16

平成 22 年度改正で、座位保持いすの交付について、車載用として交付する場合の加算が付加されたが、次のような事例の場合、どのように判断すべきか。

- ①どのような座位保持いすが加算できる対象範囲となるのか。
- ②座位保持いすの基準額と車載用の基準額の合計額を超える場合、差額自己負担で対応するのか。座位保持装置での支給も可能か。
- ③座位保持いすの車載用について、家用と通学用の複数支給は可能か。
- ④身体状況に合わせ、パット等を使用することが望ましい場合、座位保持装置のものを加算して用いることが可能か。

A

①について

一般の児童を対象とする市販のチャイルドシートでは対応できないような車載用の座位保

持いすについて加算（支給）の対象としているものである。しかしながら、オーダーメイドに限定するものではなく、仮にいわゆる既製品であったとしても、個々の障害の状況等に対応できるものであれば（オーダーメイドに準じたものであれば）補装具として支給することは差し支えない。

②について

支給に当たっては、他の補装具と同様の扱いとなるため、個人の嗜好により生じた差額は自己負担となる。また、車載用として交付する場合の加算は、「座位保持いす」についてのみであり、「座位保持装置」として支給することは適切ではないと考えている。

③について

複数の支給に当たっては、就学上等、真に必要と認められる場合についてのみ対象となる。

④について

追加のパット等を使用する場合には、加算の範囲内で対応することが前提であるが、真に必要と判断される場合には、特例補装具として扱うことも可能である。

Q17

歩行器の基準（39,600 円）に、「後方支持型のは 21,000 円増しとすること。」という内容が追加されたが、この「後方支持型」のものとは、具体的にどのようなものを指すのか。

A

「後方支持型」については、身体を支えるための支持バーが側方と後方のみにあるものを想定している。

補装具費支給に係わる Q & A（平成 26 年 3 月 31 日）

Q1

消費税率の改定に伴う補装具費の基準額告示改正について、4 月 1 日から適用されるが、3 月 31 日までに支給決定され、4 月 1 日以降に製品の引き渡しが行われる場合、どのように考えたらよいか。

A

平成 22 年 10 月 29 日の補装具支給にかかる Q&A にあるとおり、補装具費の支給決定日において適用される基準額に基づき、判断することとなる。

Q2

眼鏡においては、「眼鏡」という種目の中に矯正眼鏡、遮光眼鏡など複数の構造が示されているが、補装具については、原則一種目について一個の支給とされているため、支給に当たっては、何れかの種目について一つと考えるべきか。

A

「眼鏡」という種目の中には、矯正眼鏡、遮光眼鏡など、それぞれ構造が異なった種類を規定しており、その用途も異なっているため、「眼鏡」という種目の中で複数支給することは可能である。

従って、眼鏡の支給に当たっては、個々の者の視覚障害の程度や生活環境等を踏まえることが必要であり、個々の状況に応じて、矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡を同時に支給することもあり得る。

Q3

平成25年2月25日の障害保健福祉関係主管課長会議資料で、盲人安全つえの普通用（当事者の方が身近な地域を移動する際に必要）と携帯用（バスや電車などの公共交通機関を利用する際の乗車時に他の乗客に配慮して折り畳む必要がある）それぞれについて補装具費の支給を行うよう配慮していただきたいとあるが、これはスペアを支給してよいということか。

A

補装具費支給制度では、補装具の修理を行っている間などの当該補装具の代用品（いわゆる「スペア」）の支給は認めていないが、構造や用途が別であれば同一種目においても複数支給を認めることは可能である。この趣旨と障害者の生活状況を踏まえ、普通用と携帯用のそれぞれを支給する必要があるか判断することとなる。

参考 11

難病患者等における地域生活支援事業等の取り扱いに関する Q & A

(平成25年3月15日現在)

各障害保健福祉主管課宛に、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課総合支援振興室より出された「難病患者等における地域生活支援事業等の取り扱いに関する Q & A」より補装具費の支給についての部分を抜粋しました。補装具費の支給手続きにあたり、難病患者についての取り扱いについての改正内容等を踏まえ、特に問い合わせの多い事項について整理されたものです。

(注) この Q & A で難病患者等とは、障害者総合支援法第4条第1項に定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるもの」及び児童福祉法第4条第2項で定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」をいう。

Q 1

補装具の種目ごとに難病患者等の対象者を詳細にご教示願いたい。

A

①補装具の種目ごとの難病患者等の対象者については、「補装具費支給事務取扱指針について（平成18年9月29日障発第0929006号障害保健福祉部長通知）」にお示ししてある対象者像を参考に、個々の難病患者等の身体症状等の変動状況や日内変動の状況等を勘案し、身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活上の必要性について判断の上、支給の可否を決定していただきたい。

[参考]

補装具は「身体機能を補完又は代替する用具」であり、「あれば便利なもの」という条件だけでは認められない。「真に必要」な要件とは、単に便利だからとか、QOL の向上や介助の軽減になるというものでなく、その用具、機能がなければ生活、就労、就学が極めて困難であるかどうかという視点で必要性を判断すること。

②その際、申請者の来所（義肢、装具、座位保持装置及び電動車椅子）によらないものについては、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医等のほか、都道府県が指定する難病医療拠点病院又は難病医療協力病院において、主に難病治療に携わる医師作成の補装具費支給意見書により判定することとなるが、判断に不明な点等がある場合は、保健師などによる訪問調査に加えて来所による判定を行うことなども考えられる。

[参考]

障害者総合支援法で補装具を作製する場合、補装具費の支給申請を市町村が受け、その後の支給決定にいたる事務処理には以下の方法がある。

- 身体障害者更生相談所による直接判定
- 身体障害者更生相談所で医師意見書による書類判定（文書判定）
- 市町村による決定（身体障害者更生相談所の判定が不要）

補装具費支給事務取扱指針では、義肢、装具、座位保持装置、電動車椅子の場合は利用者の身体障害者更生相談所来所によって医学的判定を行うとされている。医学的判定では身体障害者更生相談所の医師、リハ専門職が申請者を直接診察して、障害状況、生活状況等を把握し、必要に応じて、住環境調査を含めた在宅訪問による判定も行う。難病患者等に対しては、これらのほか判断に不明な点等がある場合は、保健師などによる訪問調査などにおいて、身体状況や生活状況等を把握の上、判定を行う。

③なお、重度障害者用意思伝達装置については、難病患者等日常生活用具給付事業の対象者を考慮し、難病患者等の対象者は、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者とされたい。

Q 2

現行では、遮光眼鏡の対象者の要件の一つに「視覚障害により身体障害者手帳を取得していること」とあるが、難病患者等であって、難病等では身体障害者手帳に該当しない状態の方が遮光眼鏡を希望する場合でも、視覚障害の身体障害者手帳の取得は必要ないのか。

A

①遮光眼鏡の対象者の要件の一つである「視覚障害により身体障害者手帳を取得していること」については、難病患者等も対象者とすることから、補装具費支給事務取扱指針を改正し、削除する。

②なお、難病患者等による補装具費の申請については、全ての種目において可能であるが、補装具費支給意見書や身体障害者更生相談所等を通じ、個々の身体状況等に応じて必要性を判定した結果、支給されない場合もあるということを難病患者等に十分に理解してもらうことも必要である。

Q 3

難聴を合併症状として有しない難病患者等が、難聴になった場合に補聴器の申請をした場合、支給対象となるのか。また、聴覚・平衡機能系疾患ではないが、難聴が合併症状として生じてくる難病患者等に対して、補聴器を支給できるのか。

A

①補装具費支給制度で給付対象としている補聴器は、重度及び高度難聴用の補聴器が給付対象となっているため、少なくとも高度難聴と同程度の症状であるなら、支給決定が可能である。

Q 4

難病患者等で、身体障害者手帳の下肢 6 級を持っている者が車椅子の申請をする場合、手帳の障害程度等級変更による申請、あるいは特定疾患医療受給者証（受給者証のない場合は、医師の診断書）による申請のどちらでも、申請者が選ぶことが可能なのか。

A

- ①身体障害者手帳を所持している者については、原則、従来と同様の判断で差し支えない。
- ②その際、個々の難病患者等の身体症状の変動状況や日内変動の状況等も勘案し、移動手段としての有効性を的確に判断の上、支給の判定をしていただきたい。

Q 5

重度障害者用意思伝達装置の対象は音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者とされているが、「筋萎縮性側索硬化症等の進行性疾患」でいう神経・筋疾患のうち、進行性の疾患を示して欲しい。

A

- ①疾患の診断については医師に委ねられているが、判断に迷う際には、診断書を作成した医師のほか、難病相談・支援センター等に相談していただく等により判断していただきたい。
- ②また、「難病情報センター（運営：公益財団法人難病医学研究財団）」では、厚生労働省が難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象としている疾患を中心に、国の難病対策、病気の解説や関連情報の提供などを行っているので参考にされたい。

〔参考〕

- 難病情報センターのホームページ <http://www.nanbyou.or.jp/>
- 都道府県難病相談・支援センター一覧 <http://www.nanbyou.or.jp/entry/1361>

Q 6

難病患者等日常生活用具給付事業により従来給付してきた車椅子、電動車椅子、歩行器、意思伝達装置、整形靴以外のその他の補装具についても、難病患者等から支給の申請が行われることになる。そのため、市町村においては、窓口において丁寧な対応が求められるが、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、補聴器等の補装具に関わる身体障害者手帳を持たない難病患者等への対象拡大について、厚生労働省はどのように考えているのか。あくまで自治体の判断なのか。

A

- ①障害者総合支援法における補装具については、従来の補装具と同様に、個々の身体状況などを踏まえ、希望する補装具の必要性に応じて判断することとなる。
- ②難病患者等に対する補装具の支給については、身体障害者手帳を持たないことのみをもって、窓口において門前払いすることがないように対応していただきたいと考えている。

③なお、難病患者等による補装具費の申請については、全ての種目において可能であるが、補装具費支給意見書や身体障害者更生相談所等を通じ、他の身体障害者・児と同様に個々の身体状況等に応じて必要性を判定した結果、支給されない場合もあるということを難病患者等に十分に理解してもらうことも必要である。

Q 7

難病患者等に対する補装具の支給に関して、医師の意見書には、どのような項目が含まれるか。

A

- ①難病患者等については、身体症状等の変動状況や日内変動の状況等についても記載することになる。
- ②これらのことを記載できるように「補装具費支給事務取扱指針について（平成18年9月29日障発第0929006号障害保健福祉部長通知）」の別添様式例第6号を改正することとしている。

Q 8

「症状がより重度の状態でもって判定する」場合、重度の状態となる頻度はどのように考えるのか。1ヶ月に1回や数ヶ月に1回程度でも考慮するのか。

A

- ①個々の難病患者等の身体症状等の変動状況や日内変動の状況等を勘案し、身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活の必要性について判断の上、支給の要否を決定していただきたい。

Q 9

「症状がより重度である状態をもって判定する必要がある」について、具体的な判定方法を教えていただきたい。

A

- ①申請者の来所（義肢、装具、座位保持装置及び電動車椅子）によらないものについては、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医等のほか、都道府県が指定する難病医療拠点病院又は難病医療協力病院において、主に難病治療に携わる医師作成の補装具費支給意見書により判定することとなるが、判断に不明な点等がある場合は、保健師などによる訪問調査に加えて来所により判定する。

Q10

補装具で医学的判定不要の種目において、症状が安定している時には利用頻度が少ない種目も希望があれば支給してよいか。

A

- ①補装具費支給制度においては、現状の障害・疾患や生活の状況等を踏まえ、現状において身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活の必要性を判断するものであるため、今後に備えるためなどの支給は適当ではない。
- ②他に有効な方法がなく、その機能がないと日常生活・社会生活等が極めて困難であることを確認できれば、支給しても差し支えない。
- ③なお、医師の診断書等により、症状の急速な進行が明らかな場合、早期支給を行うよう努められたい。

[参考]

○ 難病患者等に対する電動車椅子

難病患者等に対する電動車椅子の支給に際しては、症状の悪化を防止するという観点も踏まえ、車椅子ではなく、電動車椅子を認めるといった配慮が必要。(身体障害者も同様。)

○ 難病患者等に対する重度障害者用意思伝達装置

難病患者等に対する重度障害者用意思伝達装置について、特に筋萎縮性側索硬化症等の進行性疾患においては、判定時の身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たすことが確実と診断された場合には、早期支給を行うといった配慮が必要。(身体障害者も同様。)

なお、この取扱いとするのは、難病患者等日常生活用具給付事業における意思伝達装置の対象者を踏まえた上での対応である。(難病患者等日常生活用具給付事業は廃止されるため、従前は対象者として取り扱っていた者が対象外とならないように配慮する必要がある。)

Q11

現行では、視覚障害の身体障害者手帳所持者でないと矯正眼鏡を支給できないことになっているが、難病患者等で支給を希望する者について視覚障害の手帳所持は必要か。

A

- ①矯正眼鏡については、視力障害の認定そのものが、矯正視力(矯正眼鏡を付けた状態)で判断するものであることから、矯正眼鏡を使用しても身体障害者手帳の対象となる程度の者を対象と考えることが適当である。

Q12

電動車椅子については「症状の悪化を予防するという観点も踏まえ、車椅子ではなく電動車椅子を認めるといった配慮も必要」とあるが、現在対象外の場合も可とするということか。

A

①移動能力が車椅子の対象者であって電動車椅子の対象には該当しない場合であっても、疾患によっては、上肢の駆動操作による手への過剰な負担などの知覚や自覚が困難であることから、手動車椅子を自分で操作することによって、結果的に障害や疾患等が悪化する場合なども考えられるため、疾患の状態等を踏まえて対応をお願いするものである。

Q13

「既に難病患者等日常生活用具給付事業で車椅子等を給付されたものから再支給・修理の申請があった場合には補装具の支給決定が認められないことがないようにする必要がある。その際迅速に支給決定を行うことができるよう配慮していただきたい。」といった趣旨の記述があるが、このような申請があった場合は身体障害者更生相談所の判定は不要と解してよいか。

A

- ①再支給・修理の申請の場合の配慮とは、既に難病患者等日常生活用具給付事業の給付時に、当該用具の必要性を認められていることなどを考慮し、不支給とならないよう配慮を求めているものである。
- ②なお、難病患者等が難病患者等日常生活用具給付事業で既に必要性が認められ給付のあったもののうち、身体障害者更生相談所による直接判定を要する補装具（電動車椅子）及び身体障害者更生相談所で医師意見書による書類判定を要する補装具（車椅子（オーダーメイド）及び重度障害者用意意思伝達装置）についての再支給（軽微なものを除く。）に際しても、疾患状況等に変化のある場合や難病患者等本人が処方内容の変更を希望する場合、又はそれまで使用していた車椅子等から性能等が変更されている場合等は、同様の判定を行うこととなる。

Q14

障害福祉サービスの支給申請時に申請者が難病患者等と判断するものとして「特定疾患医療受給者証等」と記載があるが、自治体担当者会議資料 P96 ②アの補装具費支給申請に、「特定疾患治療研究事業対象者は特定疾患医療受給者証の写しで代替できる」とある。障害福祉サービスのように「等」が入っていないが受給者証等で判断は可能か。

A

①対象者の確認は、医師の診断書又は特定疾患医療受給者証で行うことを想定しているが、その他の方法で申請者が難病患者等であると確認できる場合については、各自治体において適切に判断されたい。

Q15

既に難病患者等日常生活用具給付事業で給付された者から、修理申請があった場合は市町村での支給と考えてよいか。

A

①補装具費の対象となる種目については、市町村において、従来の補装具にかかる修理申請と同様の手続きで取り扱う。

Q16

特定疾患医療受給者証には、疾患名及び有効期間等が記載されていると思うが、診断書で確認する場合、診断書の記載日が古いものでも構わないか。有効と扱ってよい期間の目安があれば、お示しいただきたい。

A

①申請受付に当たっての診断書の有効期間は、設定していないが、診断書の記載時期から状態が変化していると判断される場合などについては、再度、診断書を求めるなど各自治体の判断により適切に対応されたい。

Q17

難病患者等に対する補装具について、難病患者等の疾患や疾患群で種目別に対象者が分かれるのか。

A

①疾患名や疾患群で限定されることなく、個々の難病患者等の身体症状等の変動状況や日内変動の状況等を勘案し、身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活の必要性について判断の上、支給の要否を決定することになる。

Q18

四肢の麻痺や体幹の変形等がなく、症状が軽い時には歩行が可能な難病患者等から、症状が重い時に生じる痛みや痺れ感、易疲労性等を理由に車椅子の申請があった場合に支給は可能か。

A

- ①個々の難病患者等の身体症状等の変動状況や日内変動の状況等を勘案し、身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活の必要性に判断の上、支給の要否を決定することになる。
- ②既に難病患者等日常生活用具給付事業で車椅子の給付を受けていた場合は、当該用具の必要性を認められていることなどを考慮し、不支給とならないよう配慮する必要がある。

参考 12 介護保険法における福祉用具貸与及び販売の種目

平成11年3月31日 厚生省告示第93号

最終改正：平成24年3月13日 厚生労働省告示第104号

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

1 車いす

自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。

2 車いす付属品

クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。

3 特殊寝台

サイドレールが取り付けであるもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの

1 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能

2 床板の高さが無段階に調整できる機能

4 特殊寝台付属品

マットレス、サイドール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。

5 床ずれ防止用具

次のいずれかに該当するものに限る。

1 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット

2 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット

6 体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。

7 手すり

取付に際し工事を伴わないものに限る。

8 スロープ

段差解消のためのものであって、取付に際し工事を伴わないものに限る。

9 歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。

- 1 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの
- 2 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの

10 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

11 認知性老人徘徊感知機器

介護保険法第5条2に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの

12 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。）

13 自動排泄処理装置

尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。）を除く。 ）。

平成11年3月31日 厚生省告示第94号

最終改正：平成24年3月30日 厚生労働省告示第202号

厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

1 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- 1 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- 2 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- 3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- 4 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）

2 自動排泄処理装置の交換可能部品

尿又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの

3 入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。

- 1 入浴用椅子
- 2 浴槽用手すり
- 3 浴槽内椅子
- 4 入浴台
浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの
- 5 浴室内すのこ
- 6 浴槽内すのこ
- 7 入浴用介助ベルト

4 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの

5 移動用リフトのつり具の部分

介護保険の給付対象となる福祉用具の取扱いについて
(解釈通知)

第1 福祉用具

1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

(1) 車いす

貸与告示第1項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。

①自走用標準型車いす

日本工業規格（JIS）T 9201 - 1998のうち自走用に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。

ただし、座位変換型を含み、自走用スポーツ型及び自走用特殊型のうち特別な用途（要介護者等が日常生活の場面以外で専ら使用することを目的とするもの）の自走用車いすは除かれる。

②普通型電動車いす

日本工業規格（JIS）T 9203 - 1987に該当するもの及びこれに準ずるものをいい、方向操作機能については、ジョイスティックレバーによるもの及びハンドルによるもののいずれも含まれる。

ただし、各種のスポーツのために特別に工夫されたものは除かれる。なお、電動補助装置を取り付けることにより電動車いすと同様の機能を有することとなるものにあっては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

③介助用標準型車いす

日本工業規格（JIS）T 9201 - 1998のうち、介助用に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。

ただし、座位変換型を含み、浴用型及び特殊型は除かれる。

(2) 車いす付属品

貸与告示第2項に掲げる「車いす付属品」とは、利用することにより、当該車いすの利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいう。

①クッション又はパッド

車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。

②電動補助装置

自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であって、当該電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。

③テーブル

車いすに装着して使用することが可能なものに限る。

④ブレーキ

車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。

(3) 特殊寝台

貸与告示第3項に規定する「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限られる。

(4) 特殊寝台付属品

貸与告示第4項に掲げる「特殊寝台付属品」とは、利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。

①サイドレール

特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。

②マットレス

特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。

③ベッド用手すり

特殊寝台の側面に取り付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。

④テーブル

特殊寝台の上で使用することができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるものに限る。

⑤スライディングボード・スライディングマット

滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。

⑥介助用ベルト

居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易に介助することができるもの。

ただし、購入告示第3項第7号に掲げる「入浴用介助ベルト」は除かれる。

(5) 床ずれ防止用具

貸与告示第5項に掲げる「床ずれ防止用具」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ①送風装置又は空気圧調整を備えたパッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。
- ②水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

(6) 体位変換器

貸与告示第6項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。

ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。

(7) 手すり

貸与告示第7項に掲げる「手すり」とは、次のいずれかに該当するものに限られる。なお、上記(4)の③に掲げるものは除かれる。また、取付けに際し工事（ネジ等で居宅に取り付ける簡易なものを含む。以下同じ）を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第1号に掲げる「手すりの取付け」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

- ①居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。
- ②便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。

(8) スロープ

貸与告示第8項に掲げる「スロープ」には、個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。

なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第2号に掲げる「床段差の解消」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

(9) 歩行器

貸与告示第9項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び左右の両方いずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためフレーム類でも差し支えない。また、握手の長さについては、要介護者等の身体の状況等により異なるものでありその長さは問わない。

(10) 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クッチ、プラットホーム クラッチ

及び多点杖に限る。

(1 1) 認知症老人徘徊感知機器

貸与告示第 11 項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

(1 2) 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

貸与告示第 12 項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり（つり具の部分を除く。）、住宅の改修を伴うものは除かれる。

①床走行式

つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。

②固定式

居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。

③据置式

床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの（エレベーター及び階段昇降機は除く。）。

(1 3) 自動排泄処理装置

貸与告示第 13 項に掲げる「自動排泄処理装置」とは、尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居室要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。

交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居室要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。）及び専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

(1) 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）。
- ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- ④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）

(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経

路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの 及び 専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

(3) 入浴補助用具

購入告示第3項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。

①入浴用いす

座面の高さが概ね 35cm 以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。

②浴槽用手すり

浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。

③浴槽内いす

浴槽内に置いて利用することができるものに限る。

④入浴台

浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。

⑤浴室内すのこ

浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。

⑥浴槽内すのこ

浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

⑦入浴用介助ベルト

居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

(4) 簡易浴槽

購入告示第4項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

(5) 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

3 複合的機能を有する福祉用具

2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

①それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。

②区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。

③福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

参考 13 連絡先一覧

厚生労働省、国立障害者リハビリテーションセンター研究所、公益財団法人テクノエイド協会

所 属	〒	所 在 地	電話番号	FAX 番号
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部企画課	100-8916	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-5253-1111	03-3503-7894
国立障害者リハビリテーションセンター研究所	359-8555	埼玉県所沢市並木 4-1	04-2995-3100	04-2995-3132
公益財団法人テクノエイド協会	162-0823	東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 4 階	03-3266-6883	03-3266-6885

全国の身体障害者更生相談所

地 区	名 称		電話番号	
	〒	所 在 地	FAX 番号	
北海道・東北地区	北海道	北海道立心身障害者総合相談所	TEL 011-613-5401	
		064-0944 札幌市中央区円山西町 2-1-1	FAX 011-613-4892	
	青森	青森県障害者相談センター	TEL 0172-32-8437	
		036-8065 弘前市大字西城北 1-3-7	FAX 0172-34-6167	
	岩手	岩手県福祉総合相談センター	TEL 019-629-9613	
		020-0015 盛岡市本町通 3-19-1	FAX 019-629-9619	
	宮城	宮城県リハビリテーション支援センター	TEL 022-784-3589	
		981-1217 名取市美田園 2-1-4 (まなウェルみやぎ内)	FAX 022-784-3593	
	秋田	秋田県福祉相談センター	TEL 018-831-2301	
		010-0001 秋田市中通 2-1-51 明德館ビル 1F	FAX 018-831-2306	
	山形	山形県福祉相談センター	TEL 023-627-1197	
		990-0031 山形市十日町 1-6-6	FAX 023-627-1114	
関東甲信越地区	福島	福島県障がい者総合福祉センター	TEL 024-525-8186	
		960-8043 福島市中町 1-19 中町ビル 4 階	FAX 024-525-8192	
	札幌市	札幌市身体障害者更生相談所	TEL 011-641-8852	
		063-0802 札幌市西区二十四軒 2 条 6-1-1	FAX 011-641-8686	
	仙台市	仙台市障害者総合支援センター	TEL 022-771-6511	
		981-3133 仙台市泉区泉中央 2-24-1	FAX 022-371-7313	
	茨城	茨城県福祉相談センター	TEL 029-221-4150	
		310-0005 水戸市水府町 864-16	FAX 029-221-4536	
	栃木	とちぎリハビリテーションセンター	TEL 028-623-7010	
		320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1	FAX 028-623-7255	
	群馬	群馬県心身障害者福祉センター	TEL 027-254-1010	
		371-0843 前橋市新前橋町 13-12	FAX 027-254-2299	
	埼玉	埼玉県総合リハビリテーションセンター	TEL 048-781-2222	
		362-8567 上尾市西貝塚 148-1	FAX 048-781-2218	
	千葉 (中央)	千葉県中央障害者相談センター	TEL 043-291-6872	
		266-0005 千葉市緑区誉田町 1-45-2	FAX 043-291-8488	
	千葉 (東葛飾)	千葉県東葛飾障害者相談センター	TEL 04-7165-2422	
		270-1151 我孫子市本町 3-1-2	FAX 04-7165-2423	
	東京	東京都心身障害者福祉センター	TEL 03-3203-6141	
		162-0052 新宿区戸山 3-17-2	FAX 03-3204-3181	
	神奈川	神奈川県立総合療育相談センター	TEL 0466-84-5700	
		252-0813 藤沢市亀井野 3119	FAX 0466-84-2970	
	新潟 (中央)	新潟県中央身体障害者更生相談所	TEL 025-381-1111	
		950-0121 新潟市江南区亀田向陽 4-2-1	FAX 025-381-8939	
	新潟 (新発田)	新潟県新発田身体障害者更生相談所	TEL 0254-26-9131	
		957-8511 新発田市豊町 3-3-2	FAX 0254-26-0022	
	新潟 (長岡)	新潟県長岡身体障害者更生相談所	TEL 0258-35-8500	
		940-0865 長岡市四郎丸町 237	FAX 0258-35-7265	
	新潟 (南魚沼)	新潟県南魚沼身体障害者更生相談所	TEL 025-770-2400	
		949-6623 南魚沼市六日町 620-2	FAX 025-772-2190	

地 区	名 称		電話番号
	〒	所 在 地	FAX 番号
関東甲信越地区	新潟 (上越)	新潟県上越身体障害者更生相談所	TEL 025-524-3355
		943-0807 上越市春日山町 3-4-17	FAX 025-526-4662
	山梨	山梨県障害者相談所	TEL 055-254-8671
		400-0005 甲府市北新 1-2-12 福祉プラザ 3F	FAX 055-254-8675
	長野	長野県立総合リハビリテーションセンター	TEL 026-296-3953
		381-8577 長野市大字下駒沢 618-1	FAX 026-295-0716
	横浜市	横浜市障害者更生相談所	TEL 045-473-0631
		222-0035 横浜市港北区鳥山町 1770	FAX 045-473-0809
	川崎市	川崎市障害者更生相談所	TEL 044-811-0091
		213-0002 川崎市高津区二子 6-14-10 YTT ビル 2 階	FAX 044-811-0161
	千葉市	千葉市障害者相談センター	TEL 043-209-8823
		260-0844 千葉市中央区千葉寺町 1208-2	FAX 043-209-8826
	さいたま市	さいたま市障害者更生相談センター	TEL 048-646-3129
		330-8501 さいたま市大宮区大門町 3-1	FAX 048-646-3163
中部地区	新潟市	新潟市身体障がい者更生相談所	TEL 025-230-7777・7789
		951-8133 新潟市中央区川岸町 1-57-1	FAX 025-230-7823
	相模原市	相模原市障害者更生相談所	TEL 042-769-9807
		252-0236 相模原市中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら 6 階	FAX 042-750-6150
	富山	富山県身体障害者更生相談所	TEL 076-438-5560
		931-8443 富山市下飯野 70-4	FAX 076-438-5585
	石川	石川県身体障害者更生相談所	TEL 076-223-9557
		920-8557 金沢市本多町 3-1-10	FAX 076-223-9556
	福井	福井県総合福祉相談所	TEL 0776-24-5135
		910-0026 福井市光陽 2-3-36	FAX 0776-24-8834
	岐阜	岐阜県身体障害者更生相談所	TEL 058-231-9715
		502-0854 岐阜市鷺山向井 2563-18	FAX 058-231-9716
	静岡 (中央)	静岡県中央身体障害者更生相談所	TEL 054-646-3579
		426-0026 藤枝市岡出山 2-2-25	FAX 054-646-3563
	静岡 (賀茂)	静岡県賀茂身体障害者更生相談所	TEL 0558-24-2038
		415-0016 下田市中 531-1	FAX 0558-24-2159
	静岡 (東部)	静岡県東部身体障害者更生相談所	TEL 055-920-2085
		410-8543 沼津市高島本町 1-3	FAX 055-920-2191
	静岡 (西部)	静岡県西部身体障害者更生相談所	TEL 0538-37-2810
		438-8622 磐田市見付 3599-4	FAX 0538-37-2841
	愛知 (中央)	愛知県中央児童・障害者相談センター	TEL 052-961-7253
		460-0001 名古屋市中区三の丸 2-6-1	FAX 052-950-2355
	愛知 (西三河)	愛知県西三河児童・障害者相談センター	TEL 0564-27-2889
		444-0860 岡崎市明大寺本町 1-4	FAX 0564-27-2816
	愛知 (東三河)	愛知県東三河児童・障害者相談センター	TEL 0532-35-6150
		440-0806 豊橋市八町通 5-4	FAX 0532-54-6466
	名古屋市	名古屋市身体障害者更生相談所	TEL 052-835-3821
		467-8622 名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山 1-2 名古屋市総合リハビリテーションセンター内	FAX 052-835-3724
	静岡市	静岡市地域リハビリテーション推進センター	TEL 054-249-3182
		420-0846 静岡市葵区城東町 24-1	FAX 054-209-0103
	浜松市	浜松市障害者更生相談所	TEL 053-457-2707
		430-0929 浜松市中区中央 1-12-1	FAX 053-457-2645

地 区	名 称		電話番号
	〒	所 在 地	FAX 番号
近畿地区	三重	三重県障害者相談支援センター	TEL 059-232-7356
		514-0113 津市一身田大古曾 670-2	FAX 059-231-0687
	滋賀	滋賀県立リハビリテーションセンター	TEL 077-567-7221
		525-0072 草津市笠山 7-8-138	FAX 077-567-7222
	京都府	京都府家庭支援総合センター	TEL 075-531-9608
		605-0862 京都市東山区清水 4-185-1	FAX 075-531-9610
	大阪府	大阪府障がい者自立相談支援センター	TEL 06-6692-5262
		558-0001 大阪市住吉区大領 3-2-36	FAX 06-6692-5340
	兵庫	兵庫県立身体障害者更生相談所	TEL 078-927-2727
		651-2134 神戸市西区曙町 1070	FAX 078-927-2745
	奈良	奈良県身体障害者更生相談所	TEL 0744-32-0210
		636-0393 奈良県磯城郡田原本町多 722	FAX 0744-32-0650
中国・四国地方	和歌山	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	TEL 073-445-7314
		641-0014 和歌山市毛見 1437-218	FAX 073-446-0036
	京都市	京都市身体障害者リハビリテーションセンター	TEL 075-823-1650
		604-8854 京都市中京区壬生仙念町 30	FAX 075-842-1545
	大阪市	大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター	TEL 06-6797-6561
		547-0026 大阪市平野区喜連西 6-2-55	FAX 06-6797-8222
	神戸市	神戸市障害者更生相談所	TEL 078-512-4453
		652-0802 神戸市兵庫区水木通 2-1-10	FAX 078-577-6510
	堺市	堺市障害者更生相談所	TEL 072-245-9195
		590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町 4-3-1 健康福祉プラザ 3 階	FAX 072-244-3300
	鳥取 (中部)	鳥取県中部身体障害者更生相談所	TEL 0858-23-3124
		682-0802 倉吉市東巖城町 2	FAX 0858-23-4803
	鳥取 (東部)	鳥取県東部身体障害者更生相談所	TEL 0857-22-5647
		680-0901 鳥取市江津 730	FAX 0857-22-5670
	鳥取 (西部)	鳥取県西部身体障害者更生相談所	TEL 0859-31-9309
		683-0802 米子市東福原 1-1-45 西部総合事務所福祉保健局内	FAX 0859-34-1392
	島根	島根県立心と体の相談センター	TEL 0852-32-5905
		690-0011 松江市東津田町 1741-3	FAX 0852-32-5924
	岡山	岡山県福祉相談センター	TEL 086-235-4577
		700-0807 岡山市北区南方 2-13-1	FAX 086-235-4346
	広島	広島県立身体障害者更生相談所	TEL 082-425-1455
		739-0036 東広島市西条町田口 295-3	FAX 082-425-1634
	山口	山口県身体障害者更生相談所	TEL 083-925-2346
		753-0092 山口市八幡馬場 36-1	FAX 083-925-2347
	徳島	徳島県障害者相談支援センター	TEL 088-631-8711
		770-0005 徳島市南矢三町 2-1-5 9	FAX 088-631-8722
	香川	香川県障害福祉相談所	TEL 087-867-2696
		761-8057 高松市田村町 1114 かがわ総合リハビリテーションセンター内	FAX 087-867-3050
	愛媛	愛媛県身体障害者更生相談所	TEL 089-924-1216
		790-0811 松山市本町 7-2	FAX 089-924-1216
	高知	高知県立療育福祉センター	TEL 088-844-4477
		780-8081 高知市若草町 10-5	FAX 088-844-4478
	広島市	広島市総合リハビリテーションセンター	TEL 082-849-2802
		731-3168 広島市安佐南区伴南 1-39-1	FAX 082-848-8003
	岡山市	岡山市障害者更生相談所	TEL 086-803-1248
		700-8546 岡山市北区鹿田町 1-1-1	FAX 086-803-1771

地 区		名 称		電話番号
		〒	所 在 地	FAX 番号
九州地区	福岡	福岡県障害者更生相談所		TEL 092-586-1055
		816-0804	春日市原町 3-1-7	FAX 092-586-1065
	佐賀	佐賀県総合福祉センター（佐賀県身体障害者更生相談所）		TEL 0952-26-1212
		840-0851	佐賀市天祐 1-8-5	FAX 0952-23-4679
	長崎 （長崎）	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター		TEL 095-846-8905
		852-8114	長崎市橋口町 10-22	FAX 095-846-8920
	長崎 （佐世保）	長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター		TEL 0956-24-5272
		857-0034	佐世保市万徳町 10-3	FAX 0956-24-5087
	熊本	熊本県福祉総合相談所		TEL 096-381-4411
		861-8039	熊本市東区長嶺南 2-3-3	FAX 096-381-4412
	大分	大分県身体障害者更生相談所		TEL 097-542-1209
		870-1155	大分市大字玉沢字平石 908 番地	FAX 097-541-6627
	宮崎	宮崎県身体障害者相談センター		TEL 0985-29-2556
		880-0032	宮崎市霧島 1-1-2	FAX 0985-31-3553
	鹿児島	ハートピアかごしま（鹿児島県身体障害者更生相談所）		TEL 099-229-2324
		890-0021	鹿児島市小野 1-1-1	FAX 099-220-5166
	沖縄	沖縄県身体障害者更生相談所		TEL 098-886-2115
		903-0804	那覇市首里石嶺町 4-385-1	FAX 098-886-7990
	北九州市	北九州市立障害福祉センター		TEL 093-522-8724
		802-8560	北九州市小倉北区馬借 1-7-1	FAX 093-522-8772
	福岡市	福岡市障がい者更生相談所		TEL 092-713-8900
		810-0072	福岡市中央区長浜 1-2-8	FAX 092-715-3587
	熊本市	熊本市障がい者福祉相談所		TEL 096-362-6500
		862-0971	熊本市中央区大江 5-1-50 こどもセンターあいばるくまもと 1 階	FAX 096-362-6660

補装具費支給制度の適切な理解と運用に向けた研修のあり方等に関する調査研究事業
検討委員会及び部会 委員名簿一覧（敬称略）

<検討委員会> ○委員長

氏 名	所 属
○伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
榎本 修	宮城県リハビリテーション支援センター 所長
山崎 伸也	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 義肢装具技術研究部 主任義肢装具士

<研修のあり方検討部会> ○部会長

氏 名	所 属
○榎本 修	宮城県リハビリテーション支援センター 所長
河合 俊宏	埼玉県総合リハビリテーションセンター 相談部 福祉工学担当
永田有紀恵	武蔵野市障害者福祉センター 理学療法士
半澤 弘二	福島県障がい者総合福祉センター 主任身体障害者福祉司
正岡 悟	大阪府障がい者自立相談支援センター 所長
和田 初江	東京都心身障害者福祉センター 身体障害係長

<補装具種目の構造に関する検討部会> ○部会長

氏 名	所 属
井村 保	中部学院大学 リハビリテーション学部 准教授
我澤 賢之	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 障害福祉研究部 社会適応システム開発研究室研究員
鈴木 孝幸	社会福祉法人 日本盲人会連合 副会長
徳田 章三	一般社団法人 日本義肢協会 理事
松野 史幸	一般社団法人 日本車椅子シーティング協会
八嶋 隆	一般社団法人 日本補聴器工業会 事務局長
○山崎 伸也	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 義肢装具技術研究部 主任義肢装具士

<オブザーバー>

加藤 晴喜	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 福祉用具専門官
峰 悠子	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室

<写真・イラスト提供>

一般社団法人 日本義肢協会
社会福祉法人 日本盲人会連合
一般社団法人 日本補聴器工業会
一般社団法人 日本車椅子シーティング協会
一般社団法人 日本リハビリテーション工学協会

<編集協力>

株式会社 サンワ

補装具費支給事務ガイドブック

■発行 平成 26 年 3 月
■発行者 公益財団法人テクノエイド協会 企画部
〒162-0823
東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ4階
TEL 03(3266)6883
FAX 03(3266)6885
<http://www.techno-aids.or.jp>
■印刷 株式会社サンワ

このガイドブックは、厚生労働省が実施する「平成 25 年度障害者総合福祉推進事業」から国庫補助金の交付を受けて実施したものである。

最新の施策や通知の情報は、下記のホームページをご覧ください

■ 厚生労働省

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/index.html

※ 福祉用具については、ページ中段「福祉用具」をご覧ください。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更 標準 大 特大

検索

意見募集やパブリックコメントはこちら 国民参加の場

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉

福祉・介護 障害者福祉

重要なお知らせ 施策情報 関連審議会・検討会等 政策分野関連情報

障害のある人も地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して

障害のある人も普通に暮らし、地域の一員としてともに生きる社会作りを目指して、障害者福祉サービスをはじめとする障害保健福祉施策を推進します。また、障害者制度の改革にも取り組んでいます。

障害者福祉施策の見直しを進めています

障害者自立支援法等の改正法が施行されました

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定について

障害者優先調達推進法が施行されました

障害者総合支援法が施行されました

障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査を実施します

政策について

- 分野別の政策一覧
 - 健康・医療
 - 子ども子育て
 - 福祉・介護
 - 障害者福祉
 - 生活保護・福祉一般
 - 介護・高齢者福祉
 - 雇用・労働
 - 年金
 - 他分野の取り組み
- 組織別の政策一覧
 - 各種助成金・奨励金等の制度
 - 審議会・研究会等
 - 国会会議録

■ テクノエイド協会

厚生労働省からの告示・通知等

http://www.techno-aids.or.jp/mhlw_notice.shtml

公益財団法人テクノエイド協会
The Association for Technical Aids(ATA)

Welcome to association for technical aids' home page

[協会紹介](#)
[アクセス](#)
[リンク・著作権・免責事項](#)
[個人情報保護方針](#)
[情報公開](#)
[賛助会員](#)
[リンク集](#)

お知らせ NEW!

- 2014.04.10 認定補聴器技能者養成事業 第1期養成課程eラーニングの受講申請を開始しました
- 2014.04.08 「ロボット介護推進プロジェクト（経済産業省）」公募説明会のご連絡について
- 2014.04.01 福祉用具情報システム（TAIS）最新情報（平成26年3月分）を更新しました
- 2014.03.28 ロボット介護機器開発・導入促進事業（経済産業省）開発補助の公募開始について

ロボット介護推進プロジェクト（経済産業省） NEW!

[補助金に関する概要・公募要領・申請書類はこちら](#)

福祉用具・介護ロボット実用化支援事業（厚生労働省）

[実証試験の対象機器一覧](#)
[介護ロボット等の開発実証試験等への協力意向登録はこちら](#)
[福祉用具・介護ロボット等を開発されている企業の方はこちらをご覧ください](#)
[平成25年度の事業概要はこちら](#)

福祉用具ニーズ情報収集・提供システム

よりよい福祉用具を作るためにご意見やご要望、お困り事などをお寄せください

新しいご要望・アイデアの書き込みをされる方はコチラ

最新の掲示板（談話室）

- フリートーク

自宅の中へ入る、いい方法を教えてください
脳梗塞の患者様で、自宅希望なのですが、自宅の玄関までに5段くらいの階段…
- 要望・アイデア

脳梗塞による肩が下がってしまった修正ベッド
こんにちは。私は、神奈川県藤沢市4-4-14に住んでいる増野 義明とい…
- 要望・アイデア

重いつ安全整備士養成講座名古屋初開講
テクノエイド協会の福祉用具プランナー管理指導者研修のカリキュラム内容で…

補聴器関係はこちら

- 認定補聴器技能者養成事業システム
- 認定補聴器専門店認定システム
- 補聴器販売店検索システム

NEW!! 生活利用用具データベースシステムを公開しました。

生活利用用具データベースシステム

- 福祉用具・介護ロボット開発実証環境整備事業
- 福祉用具ニーズ情報収集・提供システム
- 福祉用具情報システム（TAIS）
- 福祉用具臨床的評価事業
- 完成用部品データベースシステム
- 厚生労働省からの告示、通知等**

完成用部品データベースシステム

※完成用部品の詳細情報や写真の検索ができます。

<http://www1.techno-aids.or.jp/search/index.php>

義肢装具等完成用部品情報提供システム

公益財団法人テクノエイド協会
The Association for Technical Aids(ATA)

文字サイズ：

義肢装具等完成用部品検索画面

義肢装具等完成用部品は、「カテゴリ検索」「キーワード検索」「詳細検索」「厚生労働省通知による検索」のそれぞれから検索が可能です。

また、義肢装具等完成用部品を取り扱う企業は、「企業一覧」から検索が可能です。

「義肢装具等完成用部品情報提供システム」利用にあたっての留意事項

■ 部品情報検索

🔍 カテゴリ検索

「義肢・装具等」「区分」の一覧から検索したい区分をクリックして下さい。

肢構造義肢 義手用部品 義足用部品	骨格構造義肢 義手用部品 義足用部品	座位保持装置 全て	装具 下肢装具 上肢装具 体幹装具
--------------------------------	---------------------------------	---------------------	-----------------------------------

🔍 キーワード検索

製品名、完成用部品コード、部品番号などの検索したい内容を入力し、「検索開始」ボタンをクリックして下さい。

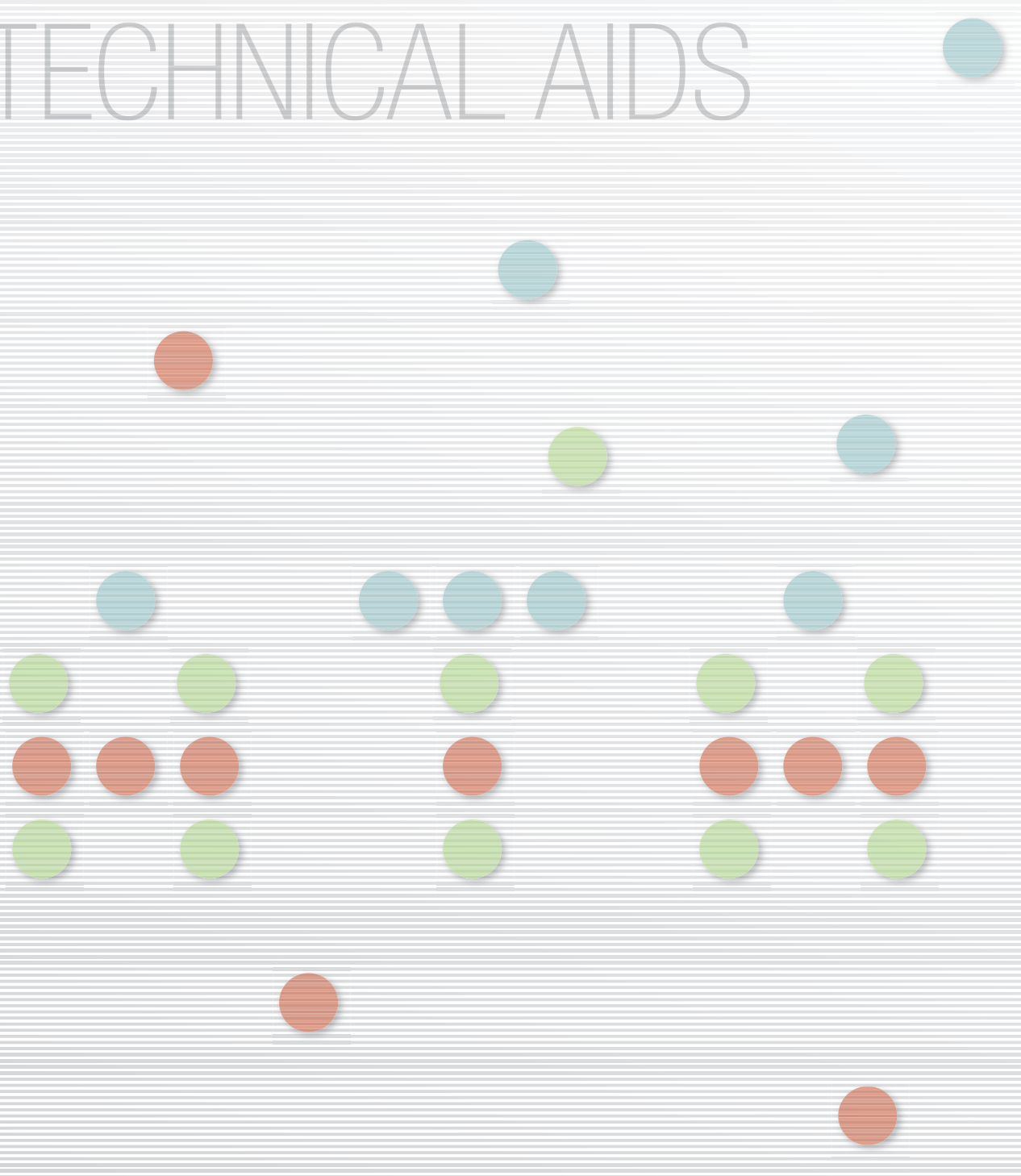
複数のキーワードを入力する場合は、空白文字（スペース）で区切って下さい。

🔍 詳細検索

下の「検索開始」ボタンをクリックすると、詳細検索を開始します。

🔍 厚生労働省通知による検索

THE ASSOCIATION FOR TECHNICAL AIDS

A decorative graphic consisting of numerous colored circles (teal, orange, and green) scattered across the page. Some circles are larger and have a subtle drop shadow, while others are smaller. They are arranged in a way that suggests movement or a network.

THE ASSOCIATION FOR
TECHNICAL AIDS

ATA

公益財団法人 テクノエイド協会

平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
補装具費支給制度の適切な理解と運用に向けた研修のあり方に関する調査